

# 環 境 白 書

平成 20 年度版

未来につなげよういきいき自然！  
やさしさと行動力あふれるまち・高知



高 知 市

# 目 次

## 総論

1 . 高知市の概況 .....	1
1 - 1 沿革 .....	1
1 - 2 自然的条件 .....	1
1 - 3 社会的条件 .....	3
2 . 総合的な環境行政の推進 .....	7
2 - 1 環境行政のあゆみ .....	7
2 - 2 環境行政の体制 .....	8
2 - 3 高知市環境基本条例 .....	13
2 - 4 高知市環境基本計画 .....	15
2 - 5 高知市環境保全率先実行計画 .....	18

## 各論

1 . 自然環境の保全 .....	21
1 - 1 清流保全と河川浄化対策 .....	21
1 - 2 動植物の保護 .....	24
1 - 3 里山の保全 .....	30
2 . 生活環境の保全 .....	31
2 - 1 大気汚染 .....	31
2 - 2 騒音・振動 .....	35
2 - 3 悪臭 .....	39
2 - 4 水質汚濁 .....	41
2 - 5 地盤沈下 .....	48
2 - 6 公害苦情 .....	50
2 - 7 ダイオキシン類 .....	51
3 . 地球環境の保全 .....	52
3 - 1 地球温暖化 .....	52
3 - 2 オゾン層の破壊 .....	53
3 - 3 酸性雨 .....	54
3 - 4 循環型社会の構築 .....	56
4 . 参加と協働 .....	63
4 - 1 環境教育・環境学習 .....	63
4 - 2 環境保全活動の推進 .....	65
4 - 3 環境情報の提供 .....	66

## 資料

1 . 環境関連条例 .....	68
2 . 廃棄物関連条例 .....	97
3 . 環境年表 .....	106

# 総論

- 1 . 高知市の概況
- 2 . 総合的な環境行政の推進

# 1.高知市の概況

## 1-1 沿革

本市は土佐 24 万石の藩主山内家の城下町として発展してきた都市である。

明治 22 年に市制が施行された当時は人口 2 万 1,823 人、面積 2.81km<sup>2</sup>であったが、その後多くの自治体を編入合併し、現在は市域も 309km<sup>2</sup>に広がり、人口も約 34 万人までに発展した。

市街地は昭和 20 年 7 月の戦災により中央地域のほとんどを焼失し、加えて翌 21 年 12 月の南海大地震により甚大な被害を受けたが、戦災復興都市計画事業を中核に、周辺部は都市開発事業、新市街地整備区画整理事業等により現在の姿に成長した。

本市は、高知県の県都として産業、経済、教育、文化の中核的役割を担っている地方中核都市であり、平成 10 年 4 月には四国で初めて「中核市」に移行した。

## 1-2 自然的条件

本市は、四国の南部ほぼ中央に位置し、南方は浦戸湾を経て太平洋に臨んでおり、北方と西方には山地が連なっている。また、南部にも低い山地があり、これらに囲まれて東方には高知平野が広がっている。市域の平坦地は総体的に低く、東・南部の市街地や農地には約 7 km<sup>2</sup> におよぶ海拔ゼロメートル地帯が広がっている。

平成 17 年 1 月 1 日には、合併によって新たに水と緑豊かな鏡・土佐山地区が加わり、また、20 年 1 月 1 日の春野町との合併により、都市部、中山間地、田園地域、臨海部がバランスよく調和し、鏡川と仁淀川という 2 つの清流を有する「森・里・海のまち」となった。

また、市内には東経 133 度 33 分 33 秒、北緯 33 度 33 分 33 秒と「3」が 6 桁も続く地点が存在し、「地球 33 番地」のモニュメントが建てられている。

東 経	133 度 31 分 53 秒
北 緯	33 度 33 分 32 秒
東西最長	21.49km
南北最長	24.83km
面 積	309.22km <sup>2</sup>

(世界測地系緯度表示による)



(本市の気象は温暖多雨であるものの、年間日照時間が長く、太陽が輝く明るい街である。)

# 気 象

## 気 温

( 単位 )

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年	
9 ~ 18 年	最高	20.6	22.3	24.4	29.2	31.5	33.7	38.3	37.4	34.6	31.5	28.0	23.2	38.3
	最低	-5.1	-4.2	-2.1	1.3	8.5	14.2	18.2	19.0	13.5	5.9	2.0	-2.5	-5.1
	平均	6.5	7.9	11.1	16.2	20.4	23.4	27.1	27.7	25.1	19.9	14.3	8.9	17.4
19 年	最高	16.7	19.2	23.7	26.0	29.9	33.3	35.3	35.0	36.9	30.8	24.7	18.8	36.9
	最低	0.3	-1.1	0.8	4.0	10.3	15.0	20.4	24.0	19.7	8.4	3.9	1.4	-1.1
	平均	8.2	10.0	11.3	15.3	19.9	23.4	26.1	28.4	26.9	20.9	14.7	9.4	17.9

( 市政あんない )

## 降 水 量

( 単位 mm )

区 分	9 ~ 18年			19年	区 分	9 ~ 18年			19年
	最 高	最 低	平 均			最 高	最 低	平 均	
1月	146.0	12.0	69.4	15.5	8月	576.0	12.5	290.9	111.0
2月	277.0	34.5	100.8	143.5	9月	1,355.0	303.5	541.7	273.0
3月	245.0	69.5	168.4	116.0	10月	580.0	31.0	203.2	106.5
4月	406.0	95.0	211.7	71.0	11月	279.5	16.0	148.4	13.5
5月	637.5	123.5	353.0	147.0	12月	190.0	8.5	59.6	72.0
6月	862.0	74.0	354.2	84.5	全年	4,383.0	1,745.5	2,793.1	1,859.0
7月	837.0	189.5	334.1	705.5					

( 注 ) 全年欄は年間降水量を示す。

( 市政あんない )

## 気 象 ( 平成 19 年 )

区 分	日 数	期 間	最大 継続 日数	区 分	日 数	期 間	最大 継続 日数
日最低気温 < 0 ( 寒候期 )	2	2.2-2.3	2	日最高気温 30	63	6.25- 10.5	43
日平均気温 < 0 ( 寒候期 )	0	-	0	日最高気温 35	4	7.29- 9.6	2
日平均気温 25	86	6.23-10.9	52	日最低気温 25	27	7.25- 9.19	8
日最高気温 25	157	4.26-10.31	88				

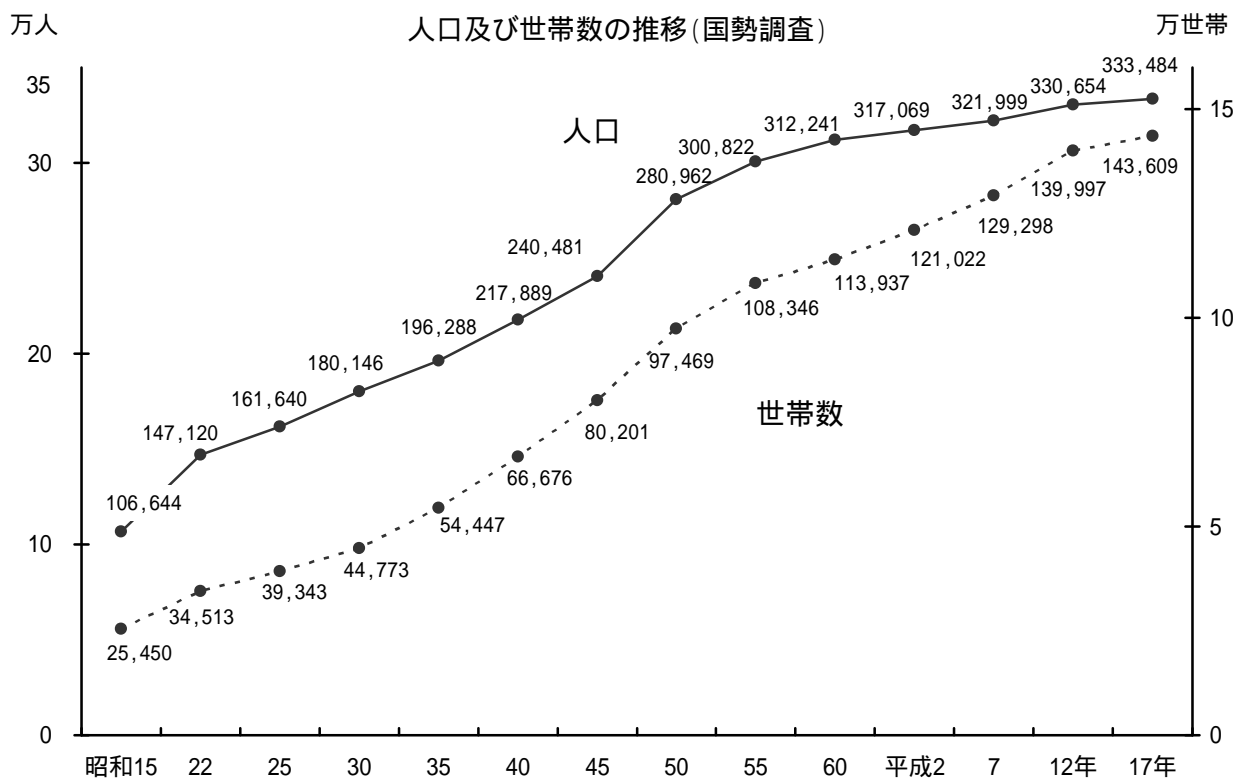
・桜 ( ソメイヨシノ ) 開花日 3月23日 ・梅雨期間 6月13日頃 ~ 7月23日頃

( 市政あんない )

### 1-3 社会的条件

#### 人口

本市の人口は高知県全体の約4割に当たる。県都として、著しい人口増加の傾向が長く続いたが、近年はほぼ横ばいであり、少子高齢化が進んでいる。



(高知市統計書)

年齢(3区分)別人口の推移(国勢調査)

区分 年	人口				構成比		
	総数 (1)	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)	年少人口	生産年齢人口	老年人口
50	280,962	63,065	193,398	24,029	22.4	68.8	8.6
55	300,822	67,137	204,125	28,903	22.3	67.9	9.6
60	321,241	65,527	211,525	33,956	21.0	67.7	10.9
平成2年	317,069	57,041	216,199	40,890	18.0	68.2	12.9
7	321,999	51,064	220,188	50,102	15.9	68.4	15.6
12	330,654	47,335	221,951	60,130	14.3	67.1	18.2
17	333,484	45,802	219,180	68,418	13.7	65.7	20.5

(注)(1)は「年齢不詳」を含む。

(高知市統計書)

## 産 業

本市の産業構造を就業人口から見た場合、平成17年の国勢調査では1次産業1,817人(1.4%)、2次産業2万1,581人(16.8%)、3次産業10万1,578人(79.3%)となっており、3次産業の比率が非常に高くなっている。また、就業人口の推移は、減少傾向にある。

### 産 業 別 人 口 ( 国 勢 調 査 )

	平成12年			平成17年		
	総数	男	女	総数	男	女
総数	158,343	85,474	72,869	151,711	80,265	71,446
農業	2,592	1,494	1,098	3,453	1,803	1,650
林業	216	144	72	210	176	34
漁業	432	414	18	287	258	29
鉱業	252	216	36	111	94	17
建設業	17,244	14,904	2,340	14,989	12,774	2,215
製造業	12,595	7,996	4,599	10,998	7,349	3,649
電気・ガス・熱供給・水道業	648	612	36	622	542	80
情報通信業	3,024	2,070	954	2,819	1,950	869
運輸業	6,229	5,563	666	6,224	5,382	842
卸売・小売業	37,414	18,503	18,911	32,555	15,563	16,992
金融・保険業	6,175	3,006	3,169	5,019	2,459	2,560
不動産業	1,855	1,207	648	2,023	1,145	878
飲食店、宿泊業	11,798	3,986	7,812	9,915	3,518	6,397
医療、福祉	17,677	3,834	13,843	21,047	4,790	16,257
教育、学習支援業	8,444	3,898	4,546	8,179	3,518	4,661
複合サービス事業	1,584	954	630	1,647	1,047	600
サービス業(他に分類されないもの)	21,737	11,254	10,483	21,404	11,442	9,962
公務(他に分類されないもの)	6,625	4,464	2,161	6,471	4,400	2,071
分類不能の産業	1,802	955	847	3,738	2,055	1,683

(高知市統計書)



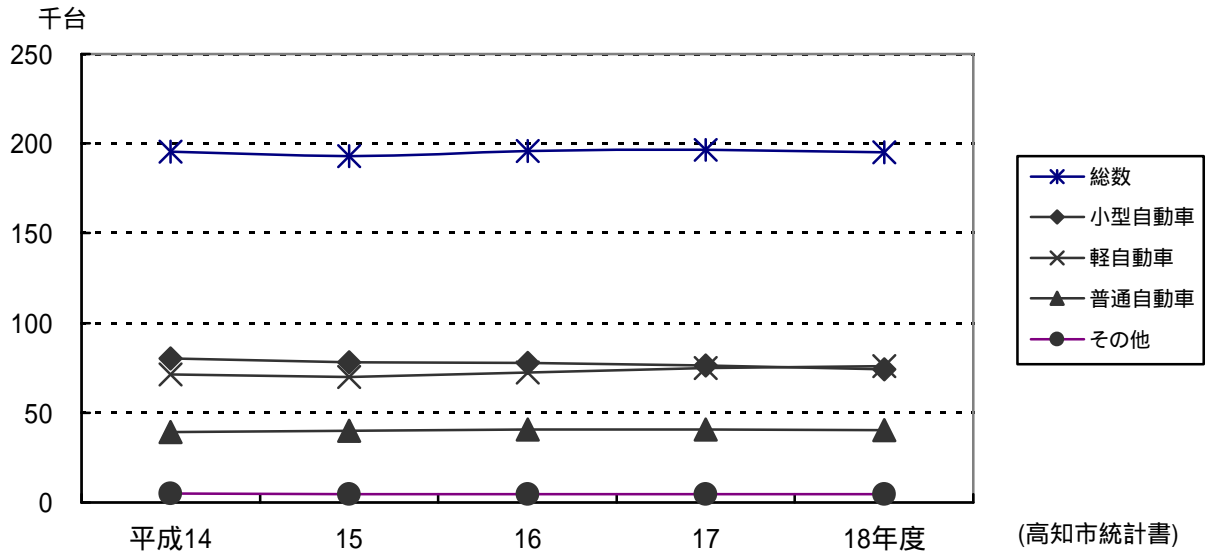
## 交通

市内の道路は、中心部を経て東西方向に延びる国道を中心に形成されており、北部には四国横断自動車道が完成し、東部では高知東部自動車道の建設が進められている。

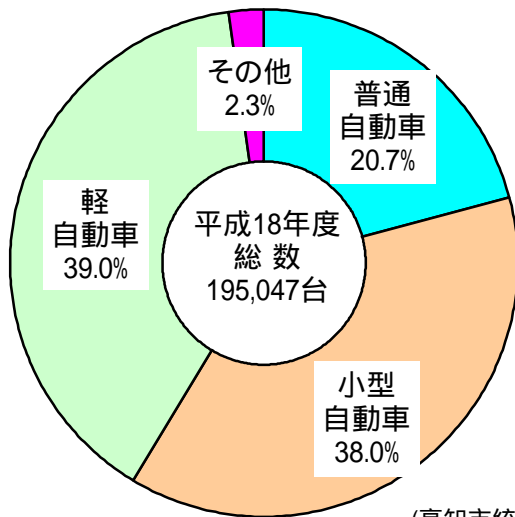
鉄道は、市内中心部を經由して東西方向をJR四国及び土佐電鉄ごめん線・伊野線が結び、土佐電鉄高知駅前線、棧橋線が中心部を南北に結んでいる。

本市の自動車登録台数は、ほぼ横ばい状態であり、平成18年度は19万5,047台となった

### 四輪自動車登録台数の推移



### 四輪自動車車種別割合





## 土地 利用

(20. 4. 1 現在)

種 類	面 積	種 類	面 積
用 途 地 域	5,071 ha	防 火 地 域	5.7 ha
第一種低層住居専用地域	642	準 防 火 地 域	467.6
第二種低層住居専用地域	-	駐 車 場 整 備 地 区	149.7
第一種中高層住居専用地域	1,763	臨 港 地 区	198.3
第二種中高層住居専用地域	57	高 度 地 区	45.0
第 一 種 住 居 地 域	970		
第 二 種 住 居 地 域	250		
準 住 居 地 域	17		
近 隣 商 業 地 域	252		
商 業 地 域	308		
準 工 業 地 域	438		
工 業 地 域	224		
工 業 専 用 地 域	150		

( 市 政 あ ん な い )

## 下 水 道

(20. 4. 1 現在)

区 分			整備区域, 処理区域	
			現 況	普及率
面 積	行 政 区 域		2,465ha	8.0%
	処 理 区 域	全 体 計 画		46.9
		認 可		74.8
人 口	行 政 区 域		162,866 人	47.7
	処 理 区 域	全 体 計 画		48.6
		認 可		71.6

( 市 政 あ ん な い )



## 2. 総合的な環境行政の推進

### 2-1 環境行政のあゆみ

#### 環境問題の変化

我が国では、高度経済成長期を迎えた昭和30年代半ばから、工場の排水や排気等による産業公害が顕在化し、大きな問題となった。さらに、50年代になると、大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式が国民に広く浸透し、大都市においては、自動車の排ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁などの都市生活型公害がもたらされるようになった。

そして、これらの問題は、今日に至るまで改善の努力がされているものの、十分な解決を見ないまま、地球温暖化やオゾン層破壊などに代表される地球環境問題へと広がりを見せている。

この地球規模の環境問題の影響は、一つの地域にとどまらず、より深刻となり、将来の世代に及ぶであろうと懸念されており、従来から環境汚染物質として知られていたものだけでなく、ダイオキシン類や環境ホルモンのようにその範囲を広げ、より複雑化している。

今日の環境問題は特定の原因者が存在せず、日常の生活行動や通常の企業活動の在り方に起因する部分が大きいため、その解決に当たっては、常に私たちを取り巻く環境を意識し、ライフスタイルや事業活動を見直し、環境配慮型に転換していくことが求められている。

#### 環境行政の転換

本市においても、高度経済成長期以降、パルプ工場からの排水による江ノ口川の水質汚濁や浦戸湾に立地する港六社による棧橋地区の大気汚染などの公害問題が生じていたが、法・条例の整備による規制や市民運動の成果もあって一応の解決を見てきた。また、その頃、人口の集中や生活様式の多様化により、ごみの排出量が増大したため、全国に先駆けてごみの分別収集を開始するなど、市民とともにごみ問題に取り組んできた。このように本市の環境行政は、「公害行政」と「清掃行政」が主たる柱となって展開されていた。

続いて、昭和60年代になると、水とみどりに囲まれたうるおいのあるまちづくりを求める市民の声にこたえ、野生鳥獣やホタルの保護、鏡川の清流保全などの自然保護行政が新たに加わることとなった。

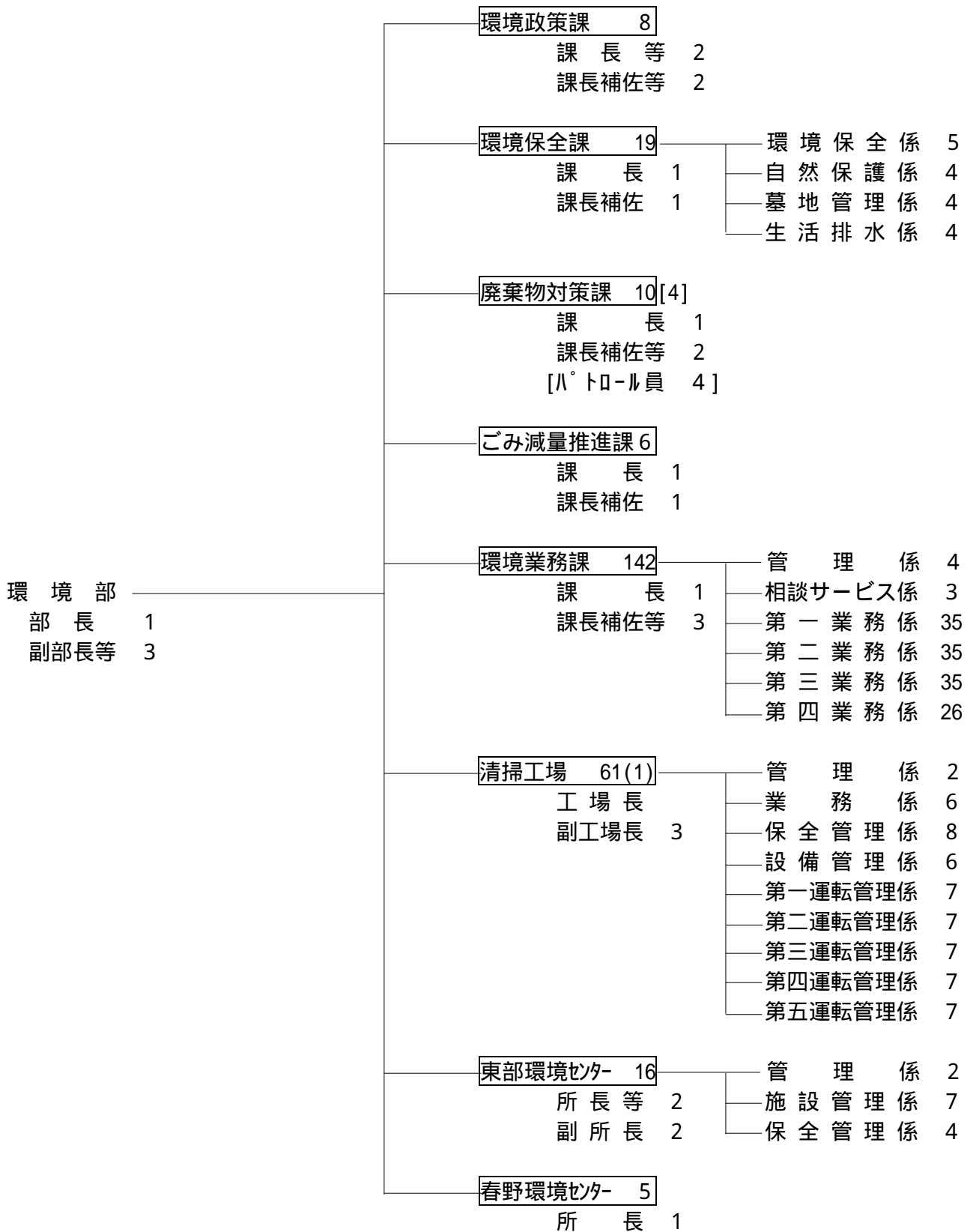
その後、環境問題が多様化・複雑化してきたことを受け、平成9年4月に、環境問題を個々にとらえるのではなく、総合的に対応していくための「高知市環境基本条例」を制定し、12年3月には、さらにその理念を具体化し、環境政策を実行するためのマスタープランとして、「高知市環境基本計画」を策定した。

組織面では、平成12年4月に、初めて環境行政を専管する環境部が設置されたことにより、総合的な環境行政を推進する制度・体制が整備され、循環型社会の構築を目指すエコタウン計画、98高知豪雨の経験をいかした里山保全、ダイオキシン類対策、廃棄物・リサイクル対策などの様々な環境施策に取り組んでいる。

また、平成17年1月の鏡村、土佐山村との合併、さらに20年1月の春野町との合併により、都市部、中山間地、田園地域、臨海部のバランスが調和した「森・里・海のまち」となり、合併地域の特性を含めた「海、山、川」と都市機能が融合した環境のあり方を追求するとともに、地球環境の保全に向けたいっそうの取組が必要となっている。

## 2-2 環境行政の体制

環境部機構（平成20年4月1日現在）



( )内の人数は兼務による

## 事務分掌（高知市事務分掌規則より抜粋）

### 環境政策課

- ・環境の保全の企画及び調整に関すること。
- ・廃棄物処理の企画及び調整に関すること。
- ・廃棄物処理用地等の取得に関すること。
- ・環境保全課，廃棄物対策課の財務に関すること。
- ・部内事務の総括に関すること。
- ・部の庶務に関すること。
- ・部内の調整及び部内他課の所管に属さない事項に関すること。

### 環境保全課

- ・環境保全に係る調査及び測定に関すること。
- ・自然環境及び鳥獣の保護に関すること。
- ・生活排水対策に関すること。
- ・浄化槽法に関すること。
- ・浄化槽整備事業に関すること。
- ・大気汚染防止等に係る規制及び指導に関すること。
- ・大気汚染防止等の測定及び調査に関すること。
- ・公害対策に関すること。
- ・公害関係の届出に関すること。
- ・公害に係る工場，事業所等への立入指導，改善勧告及び措置命令に関すること。
- ・公害の苦情，相談及び紛争に関すること。
- ・植物の保護に関すること。
- ・みどりの募金に関すること。
- ・墓地，埋葬等に関すること（中央窓口センターの所管に属するものを除く。）。
- ・市営墓地に関すること（みどり課の所管に属するものを除く。）。

### ごみ減量推進課

- ・環境美化の促進に関すること。
- ・廃棄物の減量及び再資源化に関すること。
- ・廃棄物の減量及び適正処理等の啓発及び情報提供等に関すること。（春野環境センターの所管するものを除く。）
- ・一般廃棄物処理システムの調査及び研究に関すること。
- ・エコタウン事業に関すること。

### 廃棄物対策課

- ・廃棄物の不法投棄に関すること。
- ・産業廃棄物の排出事業者に対する指導及び監督に関すること。
- ・産業廃棄物処理業・処理施設の許可並びに指導及び監督に関すること。
- ・一般廃棄物処理業・処理施設の許可並びに指導及び監督に関すること。
- ・使用済自動車の再資源化等に関する法律に関すること。
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関すること。
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に関すること。

## 環境業務課

- ・廃棄物(し尿を除く。以下この項において同じ。)処理事業の指導管理に関する事。
- ・廃棄物の収集及び運搬に関する事。(春野環境センターの所管するものを除く。)
- ・町内美化活動の支援に関する事。(春野環境センターの所管するものを除く。)
- ・廃棄物の不法投棄の防止,指導及び処理に関する事。
- ・廃棄物の処理に係る手数料の徴収に関する事。
- ・廃棄物適正処理等に関する指導育成に関する事。
- ・高知市クリーンセンター及び同センターに付随する施設に係る用地の取得及び財産の維持管理に関する事。
- ・自動車等の維持管理に関する事。

## 清掃工場

- ・廃棄物(し尿を除く。以下この項において同じ。)の搬入指導・監督及び焼却処理に関する事。
- ・廃棄物の処理に係る手数料の徴収に関する事。
- ・高知市清掃工場(以下この項において「工場」という。)及び工場に関連する施設の管理並びに技術的研究に関する事。
- ・工場に係る排気,排水等の検査及び測定分析並びに公表に関する事。
- ・工場の整備に係る工事の設計施工及び監督に関する事。
- ・清掃施設の技術的調査研究及び技術援助に関する事。
- ・宇賀清掃工場の跡地等の整備に関する事。
- ・地元対策に係る諸調整に関する事。
- ・工場及び工場に関連する施設に係る用地の取得及び財産の維持管理に関する事。

## 東部環境センター

- ・廃棄物処理施設(清掃工場の所管に属するものを除く。以下同じ。)の整備計画及び技術的管理に関する事。
- ・廃棄物処理施設整備に係る工事の設計施工及び監督に関する事。
- ・廃棄物(し尿を除く。)の埋立処分計画及び埋立業務に関する事。
- ・し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬業者の許可及び指導・監督に関する事。
- ・し尿及び浄化槽汚泥の処理計画及び処理業務並びに委託業者の指導・監督に関する事。
- ・廃棄物処理施設の技術的研究に関する事。
- ・廃棄物処理施設に係る排気,排水等の検査,分析,測定に関する事。
- ・地元対策に係る諸調整に関する事。
- ・廃棄物の処理に係る手数料の徴収に関する事。
- ・東部環境センター所管のスポーツ施設の受付に関する事。
- ・東部環境センター及び東部環境センターに付随する施設に係る用地の取得及び財産の維持管理に関する事。
- ・三里最終処分場及び春野最終処分場の財産の維持管理に関する事。

## 春野環境センター

- ・春野地区の廃棄物(し尿及びペットボトルを除く。以下この項において同じ。)の収集及び運搬に関する事。
- ・春野地区の町内美化活動の支援に関する事。
- ・春野地区の廃棄物の処理に係る手数料の徴収に関する事。
- ・高知市春野清掃センター及び同センターに付随する施設の管理及び財産の維持管理に関する事。
- ・春野地区の廃棄物の減量及び適正処理等の啓発及び情報提供に関する事。
- ・地元対策に係る諸調整に関する事。

環境部予算（歳出）

（単位：千円）

項目	19年度決算額	20年度予算額
環境総務費	205,506	329,711
環境対策推進費	259,265	272,060
環境保全啓発推進事業費	141	229
鏡川清流保全対策事業費	2,567	2,307
水質汚濁防止事業費	2,890	3,676
環境監視事業費	725	983
大気汚染防止対策事業費	20,458	19,425
ダイオキシン類発生防止対策事業費	3,654	2,730
アスベスト発生防止対策事業費	1,680	2,500
里山保全事業費	354	265
（合併処理）浄化槽設置費補助金	93,208	104,898
保存樹木等助成金	724	730
生活排水対策推進費	1,470	1,240
浄化槽総合管理推進事業費	710	800
浄化槽保守点検適正化事業費	-	40
その他	130,684	132,237
廃棄物対策費	85,949	85,350
産業廃棄物対策事業費	3,061	3,911
その他	82,888	81,439
ごみ減量推進費	108,780	108,682
ごみ減量リサイクル推進事業費	3,249	3,942
ごみ適正処理対策事業費	2,480	4,282
まちの美化啓発推進事業費	142	105
生ごみ処理機器購入費補助金	6,378	2,100
特定家庭用機器廃棄物収集運搬助成金	1,079	1,600
地域雇用環境美化・ごみ減量事業費	14,400	14,400
エコ産業団地用地取得事業費	31,882	31,883
その他	49,170	50,370
塵芥収集費	1,244,478	1,351,014
塵芥処理費	1,063,270	1,223,500
プラスチックごみ処理費	113,103	121,784
最終処分場管理費	86,854	69,525
余熱利用施設費	33,548	30,000
春野環境センター費	25,261	181,734
し尿収集費	83,744	53,909
し尿処理費	425,226	369,216
春野地区し尿処理費	12,557	50,226
市有墓地管理費	37,162	43,396
計	3,772,146	4,239,881

その他とは、人件費や事務費等をまとめたもの。

## 附属機関等

審議会名称	設置根拠	委員数	主な所掌事務
環境審議会	環境基本条例 第 28 条	1 5	環境の保全及び創造に関する基本的 事項についての調査審議
廃棄物処理運営審議会	廃棄物の減量及び適正 処理等に関する条例 第 16 条	1 5	次の事項についての調査審議 ・一般廃棄物の減量及び再生利用等の 推進 ・一般廃棄物の適正な処理の推進
公害対策審議会	公害防止条例 第 33 条	1 4	公害に関する重要事項の調査審議
ダイオキシン類対策 審議会	ダイオキシン類による 健康被害の防止及び生 活環境の保全に関する 条例 第 10 条	1 2	ダイオキシン類対策に関する基本的 事項についての調査審議
鏡川清流保全審議会	鏡川清流保全条例 第 26 条	1 5	鏡川の清流保全に関する重要事項の 調査審議
里山保全審議会	里山保全条例 第 21 条	1 5	里山の保全に関する事項の調査審議
産業廃棄物処理施設 設置審議会	産業廃棄物処理施設 設置審議会規則第 1 条	5	産業廃棄物処理施設の設置に関する 計画及び維持管理に関する計画が、周 辺地域の生活環境の保全について適 正な配慮がなされたものであるかに ついて審議
放置自動車廃物判定 委員会	放置自動車の発生 の防止及び適正な 処理に関する条例 第 15 条	8	放置自動車の廃物判定及びその他放 置自動車の発生の防止及び適正な処 理に関し、必要な事項を審議



## 2-3 高知市環境基本条例

### 制定の背景

近年、環境問題の構造変化や地球環境保全への主体的な取組みの必要性が生じ、従来の環境施策の中心であった規制的手法だけでは、問題の解決に向けた対応に限界があり、新たな観点からの施策展開が必要となってきた。

こうしたなか、平成5年11月に環境を総合的にとらえて、計画的に環境施策を講じていくために、環境基本法が制定された。本市においても、この法律の趣旨を踏まえ、市民や学識経験者の意見を聴きながら、自然的・社会的特性に応じた環境施策を総合的かつ計画的に推進する枠組みとして、9年4月1日に「高知市環境基本条例」を制定した。

### 条例の概要

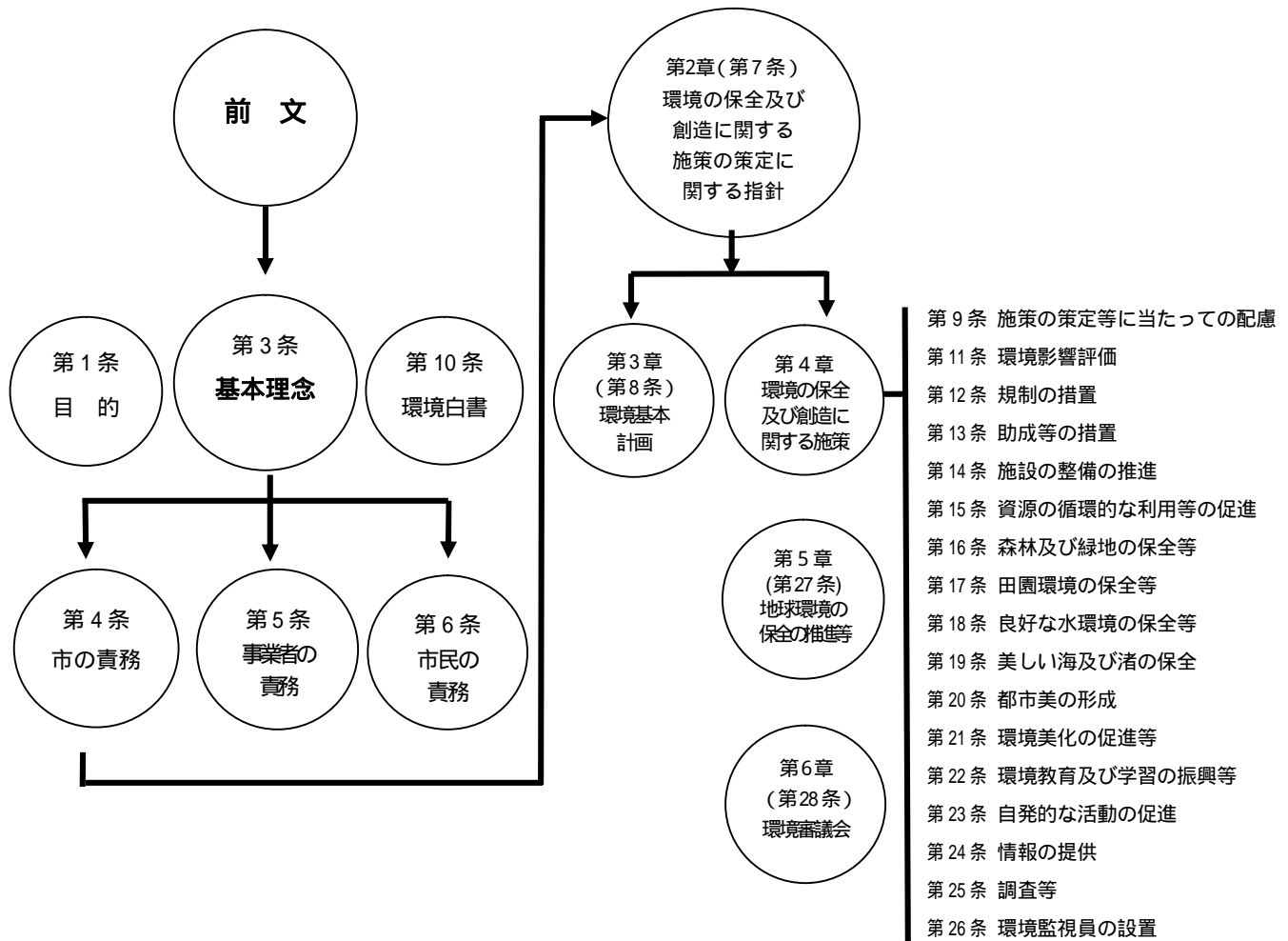
この条例は、既存の環境に関する条例を理念的に包括し、環境施策全般を方向づけるものとなっており、その規定する内容により、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の安全かつ健康で文化的な生活を守ることを目的としている。





## 条例の構成

憲章型条例の性格を持つこの条例は、施策の方向性を示すプログラム規定を中心に構成されているほか、目的・定義・理念及び各主体の役割といった総則的事項、施策の総合的・計画的な推進のための高知市環境基本計画の策定や環境審議会の設置等の規定を盛り込んでいる。



## 2-4 高知市環境基本計画

### 計画策定の背景・目的

本市は青い空にみどりあふれる山々や、市街地を流れる清流など豊かな自然環境が残されている。この恵まれた環境を将来の世代に引き継いでいくために、市・事業者・市民が協力し合い、環境への負荷の少ない循環・共生を基調とした社会に変えていくことが必要である。

このため、身近な自然の減少、増え続けるごみの排出や不法投棄、大気や水質等の生活環境の悪化、ダイオキシン類などの有害化学物質の顕在化、地球温暖化の進行などの様々な環境問題に対し、市・事業者・市民が各々の役割に応じ、また、お互いが連携・協働して、取り組んでいくための指針となる総合的な環境計画の必要性が高まってきた。

こうしたなか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成10年から市民や学識経験者などで構成される環境審議会や市民環境懇話会などで検討され、環境基本条例第8条に基づき、12年3月に「高知市環境基本計画」が策定された。

### 計画の基本的事項

計画の位置づけ	環境行政のマスタープランとして、高知市総合計画をはじめとする諸計画に示されている各施策を、「環境」という視点で関連づけている
対象とする環境の範囲	自然環境、生活環境、都市環境、地球環境に加えて、これら環境の保全に向けた参加と協働を進める環境教育・環境学習も対象とする
取り組み主体	市・事業者・市民
計画の期間	平成12年度から22年度までの11年間

### 望ましい環境像

この基本計画では、本市の恵まれた環境の質を高めて、すべての市民が環境からの恵みを享受でき、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を築くため、次の世代が育ち活躍しているであろう21世紀半ばを目標にした「望ましい環境像」を設定している。

この環境像には、市・事業者・市民が参加、協働して環境を変えること、身近な地域から行動すること、広い視野でとらえることを基本として、いきいきと生命力に輝く恵み豊かな自然が身近にあること、そしてその環境を守り育てていく市民の自発的に活動するバイタリティあふれる行動力があること、それらが将来の世代に伝えていく本市の誇るべき財産であるという意味合いが込められている。

#### <望ましい環境像>

未来につなげよういきいき自然！  
やさしさと行動力あふれるまち・高知

## 基本目標

この基本計画では、本市の望ましい環境像を構成する基本的な枠組みとして、自然環境・生活環境・都市環境・地球環境・参加と協働について、それぞれの基本目標とそれを達成するための取り組みを体系的に整理している。

基本目標	取り組みの柱	取り組みの方向性
<b>自然環境の 保全の目標</b> ..... <b>自然がしまんのふるさとを伝えよう</b>	川と水系の保全	1. 鏡川清流保全計画の推進 2. 水の涵養 3. 水の有効利用による水源の保全 4. 水辺の生きものの多様な育成・生息空間の保全・育成 5. 川と人との関わりの回復
	里山・里林の保全	1. 里山・里林の保全 2. 生きものの多様な育成・生息空間の保全・育成 3. 里山・里林と人との関わりの回復
	田園環境の保全	1. 田園の保全 2. 生産者の顔が見える販売体制の確立 3. 環境保全型農業の推進 4. 土と人との関わりの回復 5. 自然環境に配慮したほ場整備
	海および渚の保全	1. 海および渚周辺の生態系の保全 2. 浦戸湾および土佐湾内の環境保全
<b>生活環境の 保全の目標</b> ..... <b>自然がやさしく支える、 人も環境も健康なまちをめざそう</b>	さわやかな大気質の保全	1. 自動車排出ガスの低減 2. 工場・事業場の排出ガスの低減 3. 調査・監視体制の充実 4. 大気浄化能力の向上
	音・におい環境の保全	1. 騒音・振動・悪臭の防止 2. 身近な音・におい環境の保全 3. 調査・監視体制の充実
	清らかな水の確保	1. 生活排水による水質汚濁負荷の低減 2. 事業活動などによる水質汚濁負荷の低減 3. 自然の水質浄化能力の回復 4. 調査・監視体制の充実
	土壌・地盤の保全	1. 地盤沈下の防止 2. 土壌汚染の防止
	有害化学物質の汚染防止	1. 有害化学物質の安全対策の強化
	廃棄物の減量化と適正な処理	1. ごみの減量・資源再利用の推進 2. 収集・運搬体制の整備・充実 3. し尿処理対策の推進 4. 産業廃棄物の減量化・リサイクルの促進 5. 産業廃棄物の適正処理の促進 6. 処理施設の運用・整備

基本目標	取り組みの柱	取り組みの方向性
都市環境の創造の目標 ..... 土佐の風土を感じる、自然と人の暮らすまちなみを創ろう	自然を活かした都市空間の形成	1. 水と緑のネットワーク化 2. 魅力ある都市景観の形成 3. 都市環境の美化 4. 海浜景観の保全
	人と環境に配慮した交通体系の整備	1. 自動車交通行動の改善 2. 安全な歩行空間の確保 3. 快適な自動車利用環境の整備 4. 公共交通の利便性の向上
	災害に強いまちの形成	1. 総合的な治水対策 2. 防災機能の強化
地球環境の保全の目標 ..... 地球 33 番地を、地球環境保全活動発信のまちにしよう	地球温暖化の防止	1. 交通行動の改善 2. ごみの減量化 3. エネルギー使用の改善
	地球の大気・水・土の保全	1. オゾン層の保護 2. 酸性雨の防止 3. 海洋汚染の防止
	森林と生物多様性の保全	1. 森林の保全 2. 野生生物種の保全
	国際的な協力	1. 国際交流・国際協力の推進 2. 環境に負荷の少ない行動の定着
参加と協働の目標 ..... 行動力と元気で、協働するまちなみを創ろう	環境学習の推進	1. 学校教育での環境学習推進 2. 地域と学校との連携 3. 社会教育、生涯学習の充実
	環境活動の支援・促進	1. 事業者に対する支援・促進 2. 市民に対する支援・促進 3. 活動ネットワークの形成
	環境情報の提供	1. 情報提供の推進 2. 情報基盤・システムの整備 3. 情報ネットワーク拠点の形成

## 2-5 高知市環境保全率先実行計画

### 計画の趣旨

本市の環境基本計画では、市・事業者・市民が各々の役割に応じて、環境保全に取り組むことが期待されている。市は、行政としての役割を有しているほか、一事業者として活動している側面も併せ持っており、その活動規模は市内でも極めて大きい。

このため、市が事務事業を行っていく上で、自ら率先して環境に配慮していくことは、行政活動から生じる環境負荷の低減を図ることができるとともに、事業者や市民の環境に配慮した主体的行動を促進することにもつながる。そのため、平成13年3月に市役所における環境配慮の行動指針として「高知市環境保全率先実行計画」を策定し、18年3月には18年度を初年度とする第2次計画を策定した。

### 計画の特徴

率先実行計画は、市役所のすべての機関で行われる事務事業を対象としており、現在は、第2次計画に沿って取組を進めている。

また、計画では、環境配慮に取り組むべき項目を掲げ、それぞれの項目ごとに可能な限り数値を盛り込んだ目標を設定している。そして達成状況を監視し、取り組みを改善していくための進行管理の仕組みとして、PDCAサイクルの考え方を取り入れている。

### 環境にやさしい取り組みと目標

取組み項目	目標内容
グリーン購入の推進 ・再生紙の購入・使用 ・環境にやさしい商品の購入	・物品購入に占める環境に配慮した製品等の割合を平成22年度末まで、毎年度、95%以上にします。
省エネルギーの推進 ・電気使用量の削減 ・公用車燃料の使用量の削減	・庁舎等における電気の使用量を、平成22年度末までに11年度実績に対して3%以上削減します。 ・自動車燃料の総使用量を、平成22年度末までに11年度実績に対して3%以上削減します。
省資源の推進 ・用紙類の使用量の削減 ・水使用量の削減	・コピー用紙の購入量(A4サイズ換算枚数)を、平成22年度末までに11年度実績に対して3%以上削減します。 ・庁舎等における上水道の使用量を、平成22年度末までに11年度実績に対して5%削減を維持します。
ごみの減量化とリサイクルの推進 ・排出抑制 ・再利用 ・分別・リサイクル	・庁舎等で発生するごみについて、職員啓発や指導を徹底し、減量とリサイクルに努めます。
公共工事における環境配慮	・各職場において事業の実施の際は、環境に配慮していきます。 ・公共事業における環境配慮については、特記仕様書等により、請負業者に協力を要請します。
職員の環境配慮意識の向上	・環境に関する情報提供や、必要に応じて適宜内部環境監査等を実施します。

## 環境方針

### 基本理念

みどりあふれる山々，清らかなせせらぎ，雄大な太平洋  
美しい木漏れ日，きらめく川面，しおかぜの匂い  
市民が安心して，いきいきと暮らすことができるまちをつくるために

わたしたちが受け継いできたたくさんのも  
わたしたちが子どもたちに伝えなければならない大切なもの  
わたしたちの世代で失ってはいけないものをまもるために

自然と発展が調和した「こころ豊かなしあわせ都市・高知」をめざします。

### 基本方針

わたしたちは，この基本理念に基づき，環境目的・目標をさだめ，定期的に見直すとともに，継続的な改善をはかり，汚染の予防につとめることにより，環境保全活動をすすめます。

高知市環境基本計画にもとづき，環境の保全および創造に関する施策をすすめます。

高知市環境保全率先実行計画にもとづき，率先して省エネルギー・省資源，ごみの減量化とリサイクル，グリーン購入につとめます。

公共事業における環境配慮につとめます。

環境関連の法律・規制・協定を遵守します。

環境研修の実施により，職員の環境保全に関する意識の向上をはかります。

この方針は，全職員に周知し，庁内外に公表します。



## 数値目標に係る平成19年度の実績と達成度評価

目標項目	数値目標	基準値(平成11年度)	平成19年度実績値	達成度評価
物品購入に占める環境配慮型製品の割合 (グリーン購入率)	毎年度95%以上	-	97.8%	
電力の消費量(本庁舎・第二庁舎・南別館・たかじょう庁舎)	平成11年度実績に対し3%以上削減 (299.7万kwh)	256.3万kwh	292.4万kwh	
自動車燃料の総消費量(ガソリン・軽油)	平成11年度実績に対し3%以上削減 (52.1万リットル)	53.7万リットル	54.9万リットル	×
コピー用紙の購入量(A4規格換算)	平成11年度実績に対し3%以上削減 (2,691万枚)	2,774万枚	3,342万枚	×
上水道の使用量(本庁舎・第二庁舎・南別館・たかじょう庁舎)	平成11年度実績に対し5%以上削減 (26,123m <sup>3</sup> )	25,037m <sup>3</sup>	22,175m <sup>3</sup>	

電力消費量，上水道の使用量については，基準値にたかじょう庁舎分を加えて目標値を算出している。

○：平成19年度における目標を達成した。  
 △：目標達成には至らなかったが，目標の方向に向かっている。  
 ×：目標と反対方向に向かい，目標を達成しなかった。



# 各論

- 1．自然環境の保全
- 2．生活環境の保全
- 3．地球環境の保全
- 4．参加と協働



# 1. 自然環境の保全

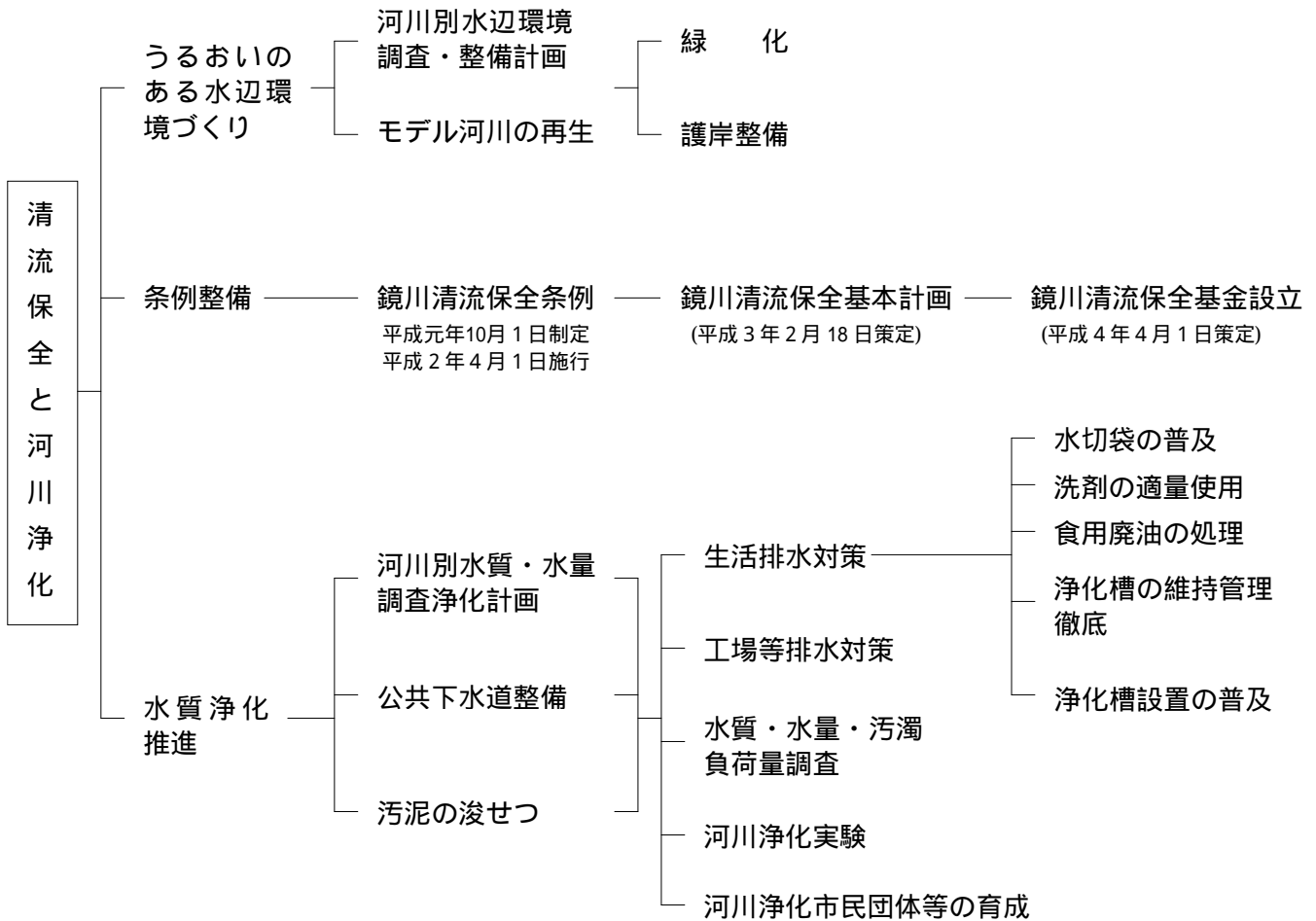
## 1-1 清流保全と河川浄化対策

本市の河川の状況は、かつては特定企業からの排水による水質の著しい汚濁に悩まされてきたが、法や条例による規制により、次第に水質も改善されてきた。しかし、最近では、汚濁源の内容及び状況とも変化してきている。例えば、私たちの日常生活行動から生じる生活雑排水や、心ない人たちによるごみの不法投棄、小規模事業場からの排水等、不特定多数の発生源により、再び川は徐々に汚染されてきている。

そうしたなか、生活水準の向上と価値観の多様化により、快適な水辺環境づくりに対する市民要求も高まりつつある。江ノ口川の再生や、鏡川の清流保全を中心とした市民団体の活動にもみられるように、今こそ川に対する認識を改め、一人ひとりが河川浄化のための運動に積極的に参加することが大切となってきている。

本市としても、河川浄化対策としての生活排水対策の推進、さらには清流保全のための条例整備など、快適な水辺環境の創出を総合的、計画的に進めていく。

清流保全と河川浄化推進のための体系図



## 鏡川清流保全対策

鏡川は、土佐山地区の細敷山（<sup>ほそやぶやま</sup>標高 530.7m）に源流を發し、本市の中心部を東西に流れて浦戸湾に注ぐ総延長 31.1km、流域面積 170 km<sup>2</sup>の二級河川である。

鏡川の名の由来は、土佐藩 5 代藩主の山内豊房が、澄み切った清流であったところから「我が影を映すこと鏡の如し」ということで付けられ、これまで幾多の文化と歴史をはぐくみながら、市民の憩いの場として今なお多くの人々に親しまれている。

平成 17 年 1 月には、上流域の鏡村、土佐山村と合併し、それによって鏡川流域のすべてが高知市域におさまるといふ全国的にも珍しいケースとなり、後世に引き継いでいくことの重大さが改めてクローズアップされることとなった。

平成 19 年度から、県、市、市民とともに天然アユ 100 万尾を目指して、「森と海とまちをつなぐ環境軸」として鏡川を位置づけ取り組んでいる。

### 鏡川清流保全の取り組み経過

- |         |  |
|---------|--|
| 昭和 44 年 | 高知市民憲章が制定され、その第 1 章に 鏡川を清潔なまちのシンボルにしよう とうたわれる。                       |
| 59 年    | 鏡川の清流を取り戻そうと、市民等有志によって鏡川研究会が発足する。                                    |
| 60 年    | 同研究会から高知市議会議長に鏡川清流保全に関する条例制定の陳情書が提出される。                              |
| 60～62 年 | 鏡川清流保全調査を行い、自然環境の状況や水質調査、住民意識調査等を行う。                                 |
| 61 年    | 高知市、鏡村、土佐山村及び県の関係課によって、鏡川流域協議会が発足。続いて、庁内プロジェクトチーム「鏡川清流保全検討委員会」が発足する。 |
| 62 年    | 同検討委員会が市長に(仮称)鏡川清流保全条例案を答申する。  |
| 63 年    | 高知市公害対策審議会及び緑政審議会から(仮称)鏡川清流保全条例について原案了承の答申を得る。                       |
| 平成元年    | 鏡川清流保全条例を制定し、鏡川清流保全審議会が設置される。  |
| 3 年     | 鏡川清流保全基本計画を策定する。   |
| 4 年     | 鏡川清流保全基金を設立する。   |
| 5 年     | 鏡川清流保全対策事業補助金交付要綱により、水質管理区域または自然環境保全区域内における清流保全及び環境整備のための事業助成を始める。   |
| 17 年    | 上流域の鏡村・土佐山村との合併に伴い、鏡川清流保全基本計画の見直しに取り組む。                              |
| 18 年    | 新鏡川清流保全基本計画策定。   |

## 合併処理浄化槽設置費補助事業

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、厚生省（現環境省）は昭和 62 年度より、家庭から出されるすべての排水（台所、トイレ、風呂、洗濯等の排水）を一括して処理する合併処理浄化槽の設置費補助事業を実施している。設置費の補助対象となる合併処理浄化槽は、BOD(生物化学的酸素要求量)除去率 90%以上であって、かつ放流水の BOD が 20mg/（日間平均値）以下の機能を有するものとされている。

本市でも平成元年度から補助事業を行っており、3 年度には補助対象地域について下水道認可区域を除く全市域に拡大し、さらに 10 年度からは、下水道認可区域内の下水道整備が当分の間見込まれない地域も補助対象地域とした。13 年度より、増加する需要に対応するよう、8 人槽以上の補助額を変更するとともに、補助方法の見直しを行った。さらに、14 年度から補助対象範囲を見直し、11 人槽以上及び店舗・建売住宅等の営業用建築物を補助対象外とした

### 補助額

5 人槽 35 万 4,000 円      6～10 人槽 41 万 1,000 円  
 （平成 19 年度からは 5 人槽 33 万 2,000 円、6～10 人槽 41 万 4,000 円）

## 平成 10～19 年度合併処理浄化槽設置費補助実績

（単位：基）

	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
5 人槽	1 2 9	1 6 9	2 7 2	3 3 4	2 8 3	3 2 1	2 6 9
6～7 人槽	9 5	8 7	1 4 0	1 4 9	1 3 8	1 2 8	1 2 8
8～10 人槽	2 8	2 2	3 0	2 7	2 9	2 0	1 8
11～50 人槽	3 0	1 1	4 1	4 9	-	-	-
合 計	2 8 2	2 8 9	4 8 3	5 5 9	4 5 0	4 6 9	4 1 5
補助額（千円）	146,505	123,054	223,914	210,654	168,819	174,462	155,232

	17 年度	18 年度	19 年度
5 人槽	2 4 8	2 3 4	1 8 4
6～7 人槽	1 1 9	8 4	8 1
8～10 人槽	1 2	2 0	1 2
11～50 人槽	-	-	-
合 計	3 7 9	3 3 8	2 7 7
補助額（千円）	141,633	125,580	99,590



## 1-2 動植物の保護

野生の鳥獣、昆虫、水生生物や樹木などの植物は、自然環境を構成する重要な要素の一つであり、自然環境を豊かにし、私達の生活環境に潤いを与えてくれる大きな要因にもなっている。

しかしながら、近年都市化の進行に伴い、これらの小動物や街中の緑を取り巻く環境は極めて厳しい状況となってきた。したがって、これらの貴重な小動物の生息実態を充分調査し、生息環境を守るとともに、清流の復活や餌木の植樹など市民の身近なところに生息環境を創出する必要がある。また、街中に残る巨樹や寺社跡などは、貴重な緑として守っていかねばならない。本市では鳥獣保護、ホタル保護及び保存樹木等の業務を行っているが、今後、さらに自然環境の保全を積極的に進めていく。

### 鳥獣保護

#### 鳥獣保護区

本市には、「鳥獣保護及び狩猟に関する法律」に基づき、鳥獣の保護、繁殖を目的として、鳥獣保護区が4か所設定されている。

保護区の指定は、地元住民や地権者の了承を得た上で、知事が指定し、保護区の存続期間は、原則として10年間である。

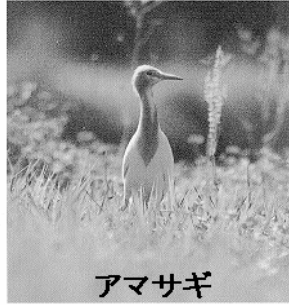
鳥獣保護区	生息鳥獣		地域概要
	鳥類	獣類	
高ノ森 (森林鳥獣生息地) [面積] 270ha  [存続期間] 自平成18年11月15日 至平成28年11月14日	キジ・コジュケイ・ウグイス・ホオジロ・アオジ・メジロ・カシラダカ・ミソサザイ・ピンズイ・モズ・ヒヨドリ・キジバト・トビ・ウズラ・シジュウカラ等	ノウサギ ハクビシン イタチ アナグマ ムササビ等	標高299.5mの高ノ森を中心としたこの地区は、15ha余りが北山県立自然公園区域内にあり、付近にはミカンの開放園等もあり市民の憩いの場となっている。 また、高ノ森は、戦国城跡として知られ、周辺には森林も多く、秋には一度に千羽以上のサシバの渡りが見られることもあり、双眼鏡を持って訪れる親子連れも多い。
筆山 (誘致地区) [面積] 307ha  [存続期間] 自平成15年11月15日 至平成25年11月14日	カワラヒワ・ヒバリ・メジロ・キセキレイ・シジュウカラ・コゲラ・エナガ・アオバズク・フクロウ・キビタキ・ツグミ・ヒヨドリ・オオルリ・コサギ・ウグイス・ツバメ・キジバト・モズ・コジュケイ・シロハラ・ムクドリ・キジ・ホオジロ等	ノウサギ タヌキ リス ハクビシン アナグマ イタチ ムササビ等	本市の市街地に近接し、筆山公園を中心とするこの地区は、樹齢百年以上の広葉樹林があり、周辺には草場が広がっている。 また、同地区には、特別天然記念物のミカドアゲハが生息し、春には、花見の行楽地としても市民に親しまれている。
浦戸湾 (集団渡来地) [面積] 2,854ha (うち水面718ha)  [存続期間] 自平成16年11月15日 至平成26年11月14日	コサギ・アオサギ・カルガモ・マガモ・コガモ・オナガガモ・ヒドリガモ・ヨシガモ・トビ・キンクロバジロ・コジュケイ・ハシビロガモ・ミサゴ・バン・ヤマドリ・コチドリ・メジロ・カワセミ・アカハラ・ツグミ・ハクセキレイ・シジュウカラ・ホオジロ・イソシギ・ツバメ・ムナグロ・ハマシギ・モズ等	タヌキ イタチ アナグマ ハクビシン リス ノウサギ等	本市の海の玄関、高知港のある浦戸湾を中心とするこの地区は、毎年約7~8種、4千~5千羽のカモが渡来することで知られている。 一方、この湾を囲む陸地部の山林は、広葉樹林がほとんどで、鷲尾県立自然公園の一部をはじめ千松、五台山、桂浜公園をも含む、市域最大の鳥獣保護区である。
大津 (誘致地区) [面積] 235ha  [存続期間] 自平成19年11月15日 至平成29年11月14日	キジ・キジバト・ウグイス・コサギ・タゲリ・タヒバリ・ヒバリ・アオジ・コジュケイ・ヒヨドリ・ツグミ・シロハラ・モズ・カワラヒワ・ムクドリ・セグロセキレイ・キセキレイ・ジョウビタキ・バン・ツバメ・ホオジロ・トビ・タシギ等	タヌキ イタチ等	舟入川南岸に接するこの地区は、田畑が広がり、鹿児神社をはじめ多くの森林が残っている。 また、付近には高天ヶ原古墳群などの歴史的遺跡などもあり、野生鳥獣の宝庫となっているため、自然を求めて訪れる市民も多い。

鳥獣保護区	生息鳥獣		地域概要
	鳥類	獣類	
工石山 (誘致地区) [面積] 496ha 高知市 237ha  [存続期間] 自平成 16年 11月 15日 至平成 26年 11月 14日	ホトトギス・カッコウ・コゲラ・ オオアカゲラ・セキレイ・ヒヨドリ・ ミソサザイ・トラツグミ・アカハラ・ ウグイス・オオルリ・エナガ・コガラ・ ヤマガラ・ゴジュウカラ・メジロ・ ホオジロ・カワラヒワ・カケス・ アオバト等	ニホンリス ムササビ ヤマネ ノウサギ タヌキ アナグマ ハクビシン イノシシ	工石山自然公園を中心としたこの地区の頂上付近の特別保護地区は、高木では、モミ・アカガシブナなどが混生し、また、中低木は、シキミ・ハイノキ等があり、周辺や南部地域には、コナラ群・シイ・カシ萌芽林といった薪炭林のなごりが広がっている。 保護区内では、ほ乳類及び高山性の留鳥並びに夏鳥等の生息適地として重要な地区である。また、工石山は自然休養林の第1号に指定され、県民・市民に広く親しまれている。
鏡ダム (森林鳥獣生息地) [面積] 120ha (うち水面 50ha) [存続期間] 自平成 19年 11月 15日 至平成 29年 11月 14日	ゴイサギ・コサギ・オシドリ・マガモ・ ヒドリガモ・トビ・ヤマシギ・タシギ・ アオバズク・アオゲラ・コゲラ・モズ・ キビタキ・オオルリ・メジロ等	ハクビシン ノウサギ タヌキ ムササビ 等	鏡ダムを中心としたこの地区は、面積の約半分が水面部分であり、水鳥が多く観測されている。また、周辺には自然林が多く野生鳥獣も多く生息している。





セグロセキレイ  
〈高知市の鳥〉



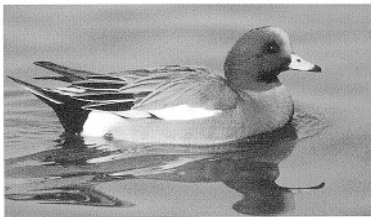
アマサギ



カワセミ



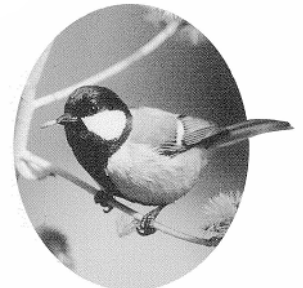
ヤマセミ



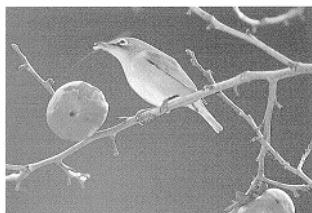
ヒドリガモ



ツグミ



シジュウカラ



メジロ



キジ

## 愛鳥週間(5月10日～16日)

私たちの生活に安らぎと癒しを与える野鳥を保護するため、昭和21年に当時のGHQ(連合国最高司令部)の勧告を受け、翌年、鳥類保護連盟が結成された。

そして、その最初の事業として、アメリカの同趣旨の催しにならい、4月10日をバードデーとして設定した。しかし、日本に渡り鳥が飛来し、野鳥の観察や保護を行うには、季節的に早すぎたこともあり、昭和25年からは5月10日とし、さらにバードウィーク(愛鳥週間)として発展させ、今日に至っている。

本市では、この愛鳥週間行事として、市民が自然の中で野鳥の姿を知り、自然環境について考える一つの機会となるようバードウォッチングを行っている。

## 傷病鳥獣救護

傷病鳥獣の救護については、わんぱくこうち、はりまや動物病院、アリスペットクリニックの3か所が鳥獣救護施設として県から指定されている。

## 鳥獣飼養許可

野鳥鳥獣の愛玩飼養は、本来の野生鳥獣の保護という理念に反し、鳥獣の乱獲を助長する恐れがある。したがって、できる限り野外での観察が望ましい。

現在、新たな野生鳥獣の飼養許可は、一世帯一羽のみでメジロだけに限られており、他の鳥獣については、過去に許可を受けたものの更新のみである。

また、平成元年4月16日より飼育鳥について密猟を防止するために、足輪の装着が義務づけられた。

## 保存樹木等

平成7年度の「緑の基本計画」の現況調査によると、都市計画区域内で46%の緑が残されているが、市街化区域には、わずか7%の緑しか残されていないのが現状である。その一方、市街化調整区域は、72%と比較的多く残されており、市民の基調な財産となっている。この残された緑を保護するため、次の表のとおり指定している。

### 保護指定の現況

指定の名称	説明	指定箇所数	指定年月日(昭和)	備考
特別自然保護地区	原生の状態及び学術上貴重な植生地域	2	50.3.1	玉島・衣ヶ島,朝倉神社山
保存樹木	健全かつ樹容が美観上優れているもので一定規模の樹木	55(本)	"	イチョウ,クスノキ,エノキなど
保存樹林	健全かつ樹容が美観上優れているもので一定規模の樹林	25	"	山内神社の森,高知八幡宮の森など

## ホタル保護

本市は、昭和 61 年 4 月 1 日「高知市ほたる条例」を公布し、同日施行した。その後、水道局や旭中学校によるホタルの飼育放流、旧環境課におけるホタルマップ作製及びホタルパトロールなど、様々なホタル保護施策が行われてきた。

しかし、市域周辺に広がる住宅団地の造成は、私たちの日常生活の利便性と引き換えに、ホタルをはじめとするこれら小動物の生息環境を悪化させ、知らず知らずのうちに身近な自然の喪失を招いており、本市のホタル保護の取り組みは決して進んでいるとはいえない。

これらを解決するために、早期に本格的な生息調査とこれに基づく保護条例等の法整備を行い、具体的施策によって保護政策を進めていく必要がある。

### 条例制定までの経過

昭和 59 年 5 月から 6 月にかけて、本市朝倉地区において、県外業者によるホタル乱獲があり、自然保護団体を中心にホタル乱獲防止の住民要求が巻き起こった。同地区は本市でも比較的中心部に近い住宅地でありながら、農業用水が流れ、神社などの緑地が多く、ゲンジボタルの生息地である。

こうした状況に対応するため、当時の所管課であったみどり課が条例原案を作成。緑政審議会を経て、昭和 61 年 3 月議会に提出、同年 4 月 1 日「高知市ほたる条例」が制定された。

この条例は、ホタルの乱獲防止を目的とし、「業として」のホタル捕獲の禁止、「営利目的」での捕獲に対し、罰則（違反者に 10 万円以下の罰金を科す）を設けている。この条例施行により、ホタル生息地のホタルパトロールを行っている。

### 主なホタルの生息地

#### ゲンジボタル・ヘイケボタル

朝倉神社付近

鏡川上流域（七ツ淵、重倉、久礼野）

秦地区（宇津野、名切川上流）

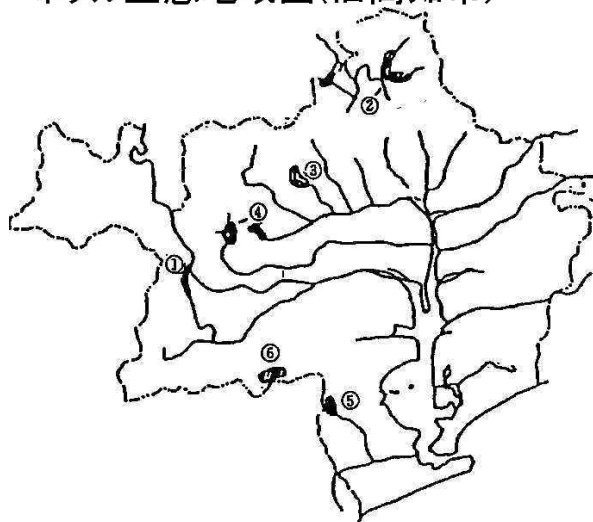
旭・初月地区（紅水川、江ノ口川上流部と福井）

長浜地区（宇賀谷川上流部）

#### ヒメボタル

神田地区（おおなる園）

### ホタル生息地域図(旧高知市)





## ホタル保護の取り組み

### ホタルの里づくり推進事業

本市では、平成7年度から「ホタルの里づくり推進事業」を行うこととなり、「ホタルの里づくり」への取り組みを始めた。

この事業は、激減してきた市内のホタルの生息状況から、ホタルを守り、さらに子どもたちの手でホタルの幼虫を飼育・観察したものを河川に放流することによって、「ホタルの里づくり」を進め、自然環境の保全や復元を行っていかこうとするものである。この「ホタルの里づくり」を通じて、環境教育への実践活動につなげ、将来は、地域ぐるみのホタル保護活動によって「ホタルの里」を実現しようという内容である。

### ホタルパトロール

毎年5月から7月にかけて、成虫が飛びはじめる時期に生息地区の巡回パトロールを実施し、ホタルの生息調査や業者等による乱獲防止のための監視を行っている。



### 1-3 里山の保全

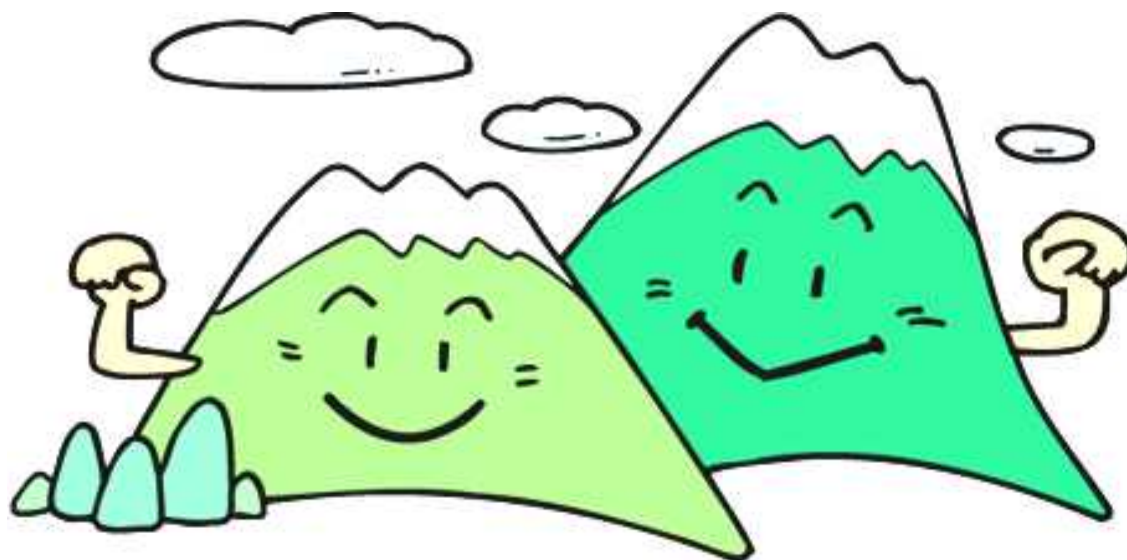
本市では、都市化の進展とともに、大規模な団地開発が進められるなど、市民の身近で貴重な自然が徐々に失われており、98 豪雨では市内周辺部において 129 か所のがけ崩れが発生する一方、都心部の空洞化など都市構造のアンバランスによる様々な問題が発生している。

このような状況を是正し、自然と調和したうまいと安らぎのある都市形成を目指して里山保全条例を制定（平成 12 年 4 月 1 日施行）した。

条例は、里山として保全したい地区を事前に調査し、土地所有者などや市民に周知を図りながら手続きを行って里山保全地区の指定を行うことや、保全地区では、土地所有者などの協力の下に、保全に関する協定を結んで保全を図ることなどをその内容としている。また、里山を市民とともに保全し、活用を図るために、土地所有者などと契約を結んで「市民の里山」として開放することも規定している。なお、里山保全地区に指定されると、建築や宅地の造成を行う場合は、届け出が必要である。

この条例に基づき、平成 12 年 6 月に「里山保全審議会」を設置するとともに、市街化区域内の里山から保全を目指すこととして、12 か所の調査を行った。その中から、鹿児島山、秦山、ノツゴ山の 3 地区について土地所有者や関係者へ説明会を行い、里山保全地区指定への理解を求め、秦山（4.4ha）について、13 年 9 月 1 日付けで指定を行った。また、土地所有者から申し出のあった葛島山（0.4ha）についても、同日付けで里山保全地区の指定を行った。

その後、里山保全協定の締結に向けた協議を行い、葛島山は、平成 15 年 4 月 1 日付けでその全部について、秦山は 16 年 4 月 1 日付けでその一部について里山保全協定の締結を行った。



## 2.生活環境の保全

### 2-1 大気汚染

#### 大気汚染の概要

大気汚染は、工事・事業場及び自動車等から排出される硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、粉じんなどにより引き起こされる。

本市の大気汚染には、古くから市民の関心を呼び問題となった潮江地区のばいじんがあった。このばいじんは港六社が主な発生源で、昭和 43 年に施行された大気汚染防止法に基づく措置があったが、十分な対策につながらず、潮江地区民の健康上、生活上の大きな問題となっていた。そこで潮江区民協議会や浦戸湾を守る会等の住民運動を背景として、47 年に法基準より厳しい内容で港六社と住民が公害防止協定を結んだ（49 年 2 月に改訂）。

こうした住民と行政の努力の結果が潮江地区のばいじんを飛躍的に減少させ、青空をよみがえらせることができた。

その後、昭和 48 年より市内 5 か所で降下ばいじん、市内 6 か所で硫黄酸化物の監視測定を行っている。（現在、降下ばいじんは 3 か所、硫黄酸化物は 4 か所。）

また、平成 10 年度には、大気汚染防止法に係る業務が県から移管され、大気常時監視測定、有害大気汚染物質測定を行っている。

#### 大気環境の現況

##### 常時測定局の環境基準適合状況（平成 19 年度）

測定物質 測定局	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	一酸化炭素 (CO)	光化学 オキシダント (Ox)	浮遊粒子 状物質
南新田町				×	
大津				×	
はりまや町					
東城山町					

備考：1. は環境基準達成、×は未達成を表す。ただし、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素については（ ）長期的評価によった。

2. はりまや橋及び東城山町の両測定局は、自動車排出ガス測定局である。

##### （ ）長期的評価

大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するなど、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行う場合は、測定時間、日における特殊事情が直接反映されること等から、次の方法により長期的評価を行う。

二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質

年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、高い方から 2 % の範囲にあるもの（365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値）を除外して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、このような取扱は行わない。

二酸化窒素

年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、低い方から 98 % に相当するもの（1 日平均値の年間 98 % 値）で評価を行う。

### 測定物質の環境基準

物質名	環境基準
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。

### 有害大気汚染物質の環境基準適合状況（平成19年度）

測定局	測定物質				
	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	ダイオキシン類
大津					
東城山町					

### 測定物質の環境基準

物質名	環境基準
ベンゼン	一年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	一年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	一年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	一年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ダイオキシン類	一年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。



平成 19 年度調査結果

物質名	測定所		平均	検出下限
<b>VOCS</b>				$\mu\text{g}/\text{m}^3$
アクリロニトリル	大	津	0.031	0.013
	東 城 山		0.040	
塩化ビニルモノマー	大	津	0.035	0.0086
	東 城 山		0.036	
クロロホルム	大	津	0.16	0.012
	東 城 山		0.15	
1,2 - ジクロロエタン	大	津	0.088	0.0098
	東 城 山		0.076	
ジクロロメタン	大	津	1.5	0.061
	東 城 山		1.7	
テトラクロロエチレン	大	津	0.12	0.030
	東 城 山		0.16	
トリクロロエチレン	大	津	0.063	0.015
	東 城 山		0.056	
1,3 - ブタジエン	大	津	0.12	0.0052
	東 城 山		0.40	
ベンゼン	大	津	0.88	0.039
	東 城 山		1.1	
<b>アルデヒド類</b>				$\mu\text{g}/\text{m}^3$
アセトアルデヒド	大	津	2.1	0.019
	東 城 山		2.7	
ホルムアルデヒド	大	津	5.7	0.047
	東 城 山		4.1	
<b>重金属類</b>				$\text{ng}/\text{m}^3$
ニッケル化合物	大	津	1.9	0.0046
	東 城 山		2.2	
ヒ素及びその化合物	大	津	1.0	0.0044
	東 城 山		1.2	
ベリリウム及びその化合物	大	津	0.017	0.011
	東 城 山		0.017	
マンガン及びその化合物	大	津	12	0.010
	東 城 山		17	
クロム及びその化合物	大	津	2.0	0.0041
	東 城 山		2.9	
水銀及びその化合物	大	津	1.5	0.21
	東 城 山		3.0	
<b>ベンゾ[ a ]ピレン</b>				$\text{ng}/\text{m}^3$
ベンゾ[ a ]ピレン	大	津	0.10	0.0026
	東 城 山		0.21	
<b>酸化エチレン</b>				$\mu\text{g}/\text{m}^3$
酸化エチレン	大	津	0.062	0.0018
	東 城 山		0.100	
<b>ダイオキシン類</b>				$\text{pg} - \text{TEQ}/\text{m}^3$
ダイオキシン類	大	津	0.020	
	東 城 山		0.018	

\* 測定値の平均には算術平均を用い、定量下限以上の値と定量下限未満で検出下限以上の値はそのままその値を用い、検出下限未満のものは検出下限の1/2の値を用いている。

## 環境基準との対比

物質名	調査結果年間平均値		環境基準値
	大津	東城山	
ベンゼン	0.88	1.1	3
トリクロロエチレン	0.063	0.056	200
テトラクロロエチレン	0.12	0.16	200
ジクロロメタン	1.5	1.7	150
ダイオキシン類	0.020	0.018	0.6

単位：VOCsは $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ，ダイオキシン類は $\text{pg}-\text{TEQ}/\text{m}^3$

## 硫黄酸化物，降下ばいじんの目標指標の適合状況

本市における平成19年度の目標指標の適合状況は，次のとおりである。

### 目標指標適合状況

測定場所	測定物質	
	硫黄酸化物	降下ばいじん
高知市役所		
中央卸売市場		
仁井田木材団地		
県立看護専門学校		
南新田測定局		

1. は高知市公害防止基本計画の目標指標に適合
2. 硫黄酸化物の測定方法は，二酸化鉛法である。
3. 降下ばいじんの測定方法は，デボジット・ゲージ法である。

項目	指標値
硫黄酸化物	二酸化鉛法による $\text{SO}_2$ 汚染度の判定基準のうちに汚染度第1度(0.5以上1.0未満 $\text{SO}_3\text{mg}/100\text{cm}^2/\text{日}$ )未満の状態に保つこと。
降下ばいじん	1) 工業地域 月平均 $10\text{t}/\text{km}^2$ 以下 2) 上記以外の地域 月平均 $7\text{t}/\text{km}^2$ 以下

汚染度	$\text{SO}_3\text{mg}/100\text{cm}^2/\text{日}$	評価
汚染度 第1度	0.5以上～1.0未満	軽微な汚染
汚染度 第2度	1.0以上～2.0未満	普通度の汚染
汚染度 第3度	2.0以上～3.0未満	中程度の汚染
汚染度 第4度	3.0以上～4.0未満	やや高度の汚染
汚染度 第5度	4.0以上	高度の汚染

(参考) 二酸化鉛法による $\text{SO}_x$ 汚染度の判定(寺部)



## 2-2 騒音・振動


### 騒音の概要

騒音の種類と主な発生源

騒音の種類	発生源
工場・事業場騒音	施盤，プレス，サンダー，帯のこ，コンプレッサーなどの工場事業所の機械
建設騒音	くい打機，ブルドーザー，バックホー，さく岩機などを使った建設作業
近隣騒音	カラオケ装置，ピアノ，空調設備，ボイラー，給水ポンプ，浄化槽のモーターや動物の鳴き声など
交通騒音	自動車や電車

騒音の大きさの例（単位 デシベル）

120	110	100	90	80	70
飛行機のエンジンの近く	自動車の警笛（前方2m）	電車が通るときのガード下	大声の独唱，騒々しい工場の中	地下鉄の車内	電話のベル，騒々しい事務所の中
					

60	50	40	30	20	デシベルとは
普通の会話	普通の事務所の中	静かな公園，図書館の中	深夜の郊外ささやき声	木の葉のふれ合う音	音に対する人間の感じ方は，音の強さ，周波数の違いによって異なります。騒音の大きさは，物理的に測定した騒音の強さに，周波数ごとの聴感補正を加味して，デシベルで表します。 実際には，騒音計のA特性（聴感補正）で測定した値を騒音レベルとして表示します。
					

## 工場・事業場騒音対策

### 対策の目標

工場騒音に対しては、市民がそれによって生活を妨害され、不快感を持つことがないような、静穏な環境が保持できることを長期的な目標として取り組んでいる。

また、当面の対策としては、法・条例で定められている規制基準値を目標に指導している。

当面の目標指標（規制基準値）

時間の区分		昼 間		朝 夕		夜 間	
		午前	午後	午前	午後	午後	翌朝午前
区域の区分		8時～7時		6時～8時, 7時～10時		10時～6時	
第1種区域	住居の用に供され、特に静穏の保持を必要とする地域	50 デシベル		45 デシベル		40 デシベル	
第2種区域	主として住居の用に供される地域	55 デシベル		50 デシベル		45 デシベル	
第3種区域	住居、商業、工場の混用地域	65 デシベル		60 デシベル		55 デシベル	
第4種区域	主として工業の用に供される地域	70 デシベル		65 デシベル		60 デシベル	

(注) 上の表の第3種および第4種区域で、特に静穏を要する地域は当該値から5デシベルを減じた値とする。

### 取り組みの基本的な考え方

騒音対策については、住居に係る地域（第1種地域、第2種地域）の公害工場を優先的にとりあげる。

この場合、住と工が混在し、現在地で対策を講ずることが困難なものは、都市計画サイドの取り組みや移転、集団化等の分離対策を積極的に進める。

騒音工場に対する取り組みは騒音の地区性が強く、また、影響がそのまま住民生活に現れるという特殊性を持っているので、関係住民や住民運動の求めを基本にして対策を推進する。

この場合、零細企業については、その条件を考慮して、資金対策を講じながら適切な対策を推進する。





## 振動の概要

公害における振動は、人間活動の結果発生する地盤振動が建物に伝わり、物的被害や生活妨害を生じさせるものである。振動発生源の主なものは、下記に掲げるとおりである。

- 工場振動 工場・事業所の金属加工機・印刷機などの機械の作業に伴う振動
- 建設作業振動 くい打ち、くい抜き機、砕岩機などの建設機械の作業に伴う振動
- 自動車振動 大型自動車などの走行に伴う振動

振動レベルと振動による影響

振動レベル	気象庁震度階	睡眠影響
デシベル		
10	・常時微動 ・人体に感じないで、地震計に記録される程度	
50	無感 (0)	
60	微震・静止している人や、特に地震に注意深い人( ) だけ感じる程度の地震	60 ほとんど影響はみられない。 65 睡眠深度(以下深度という) 1の場合は過半数が覚醒するが、深度2以上の場合、影響はみられない。
70	軽震・大勢の人に感じる程度のもので、戸、障子( ) がわずかに動くのがわかるくらいの地震	69 深度1の場合はすべて覚醒し、深度2以上では影響は小さい。 74 深度1, 2とも覚醒するケースが多く、深度3ではほとんどが覚醒せず多少眠りが浅くなる。
80	弱震・家屋が揺れ、障子がガタガタと鳴動し電灯( ) のようなつり下げ物は相当揺れ、器内の水面の動くのがわかる程度の地震	79 深度1, 2ともすべて覚醒し、深度3に対する影響は74デシベルより強い。
90	中震・家屋の振動が激しく、座りの悪い花瓶など( ) は倒れ、器内の水はあふれ出る。また、歩いている人にも感じられ、多くの人々は戸外に飛び出す程度の地震	(注) 睡眠深度は浅い順に「覚醒」「1」「2」「3」となっており、すべて睡眠脳波から判定したものである。
100	強震・壁に割れ目が入り、墓石、石灯籠が倒れた( ) り、煙突、石垣などが破損する程度の地震	
110	烈震・家屋の倒壊30%以下で山くずれ、地割れが生じ、多くの人々は座っていることができない程度の地震	
	激震・家屋の倒壊が30%以上に及び、山くずれ、( ) 地割れ、断層などを生じる。	

## 規制基準

特定工場に関する規制基準（高知市告示平成10年4月1日 第64号）

区域の区分		時間の区分	
		昼間 午前8時から 午後7時まで	夜間 午後7時から 翌日午前8時まで
第1種区域	指定地域のうち，特定工場等において発生する騒音についての時間及び区域の区分ごとの規制基準（平成10年度告示第59号以下「騒音規制基準」という。）による第1種区及第2種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	指定地域のうち，騒音規制基準による第3種区域及び第4種区域	65 デシベル	60 デシベル

## 特定建設作動振動

### 振動発生状況

建設作業は住家の近くで行われることが多く，また，一過性のものであることから基準がゆるやかであり問題となる例が多い。

### 規制基準

建設作業の種類	基準 振動の大きさ	作業ができない時間		1日当りの作業時間		同一場所における作業時間		日曜日の作業
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	
くい打機等を使用する作業，鋼球重錘を使用する作業等	75 デシベルを超える大きさのものをしないこと	午後7時～午前7時	午後10時～午前6時	10時間	14時間	連続6日		禁止



## 2-3 悪 臭

### 悪 臭 の 概 要

一般的に悪臭は、多種類の物質が複合して構成されていることが多く、人の嗅覚に直接訴えるもので、感覚的被害を伴い日常生活環境をそこなうものである。

この悪臭公害は、近年周辺部の宅地開発等により悪臭発生源への住宅の接近、あるいは住工の混在や都市の過密化、衛生意識の向上等により発生している。

### 悪 臭 の 規 制 に つ い て

悪臭防止法は昭和 47 年 5 月 30 日に施行され、48 年 9 月 19 日、本市に事務が委任された。同法により、大気中の 22 物質、排水中の 4 物質が悪臭規制物質となっている。

敷地境界線における規制基準 (ppm)

規制物質名	規制基準		規制物質名	規制基準	
	1種区域	2種区域		1種区域	2種区域
ア ン モ ニ ア	1	5	ト ル エ ン	1×10	6×10
メチルメルカプタン	0.002	0.01	ス チ レ ン	0.4	2
硫 化 水 素	0.02	0.2	キ シ レ ン	1	5
硫 化 メ チ ル	0.01	0.2	酢 酸 エ チ ル	3	2×10
二 硫 化 メ チ ル	0.009	0.1	メチルイソブチルケトン	1	6
トリメチルアミン	0.005	0.07	イ ソ ブ タ ノ ール	0.9	2×10
アセトアルデヒド	0.05	0.5	プロピオンアルデヒド	0.05	0.5
プ ロ ピ オン 酸	0.03	0.2	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.08
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001	0.006	イソブチルアルデヒド	0.02	0.2
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009	0.004	ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.05
イ ソ 吉 草 酸	0.001	0.01	イソバレルアルデヒド	0.003	0.01

排水中における規制基準

排出水の流水 (m <sup>3</sup> /S)	Q 10 <sup>-3</sup>		10 <sup>-3</sup> < Q 10 <sup>-1</sup>		10 <sup>-1</sup> < Q	
	1種区域	2種区域	1種区域	2種区域	1種区域	2種区域
メチルメルカプタン (mg/ )	0.03	0.2	0.007	0.03	0.002	0.007
硫 化 水 素 (mg/ )	0.1	1	0.02	0.2	0.005	0.05
硫 化 メ チ ル (mg/ )	0.3	6	0.07	1	0.01	0.3
二 硫 化 メ チ ル (mg/ )	0.6	6	0.1	1	0.03	0.3

1種区域は臭気強度 2.5 に相当し、2種区域は臭気強度 3.5 に相当する。

## 悪臭物質の主要発生源

規制物質の主要発生源とにの性質は、次のとおりである。

物質名	に お い	主 な 発 生 源
ア ン モ ニ ア	し尿のようなにおい	畜産事業場，化製場，し尿処理場等
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのようなにおい	パルプ製造工場，化製場，し尿処理場等
硫 化 水 素	腐った卵のようなにおい	畜産事業場，パルプ製造工場，化製場，
硫 化 メ チ ル	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場，化製場，し尿処理場等
二 硫 化 メ チ ル	"	"
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	畜産事業場，化製場，水産缶詰製造工場
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさいにおい	化学工場，魚腸骨処理場，タバコ製造工場等
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド	"	"
イソブチルアルデヒド	"	"
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	"
イソバレルアルデヒド	"	"
イ ソ ブ タ ノ ー ル	刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場等
酢 酸 エ チ ル	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン	"	"
物質名	に お い	主 な 発 生 源
ト ル エ ン	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
ス チ レ ン	都市ガスのようなにおい	化学工場，FRP製品製造工場等
キ シ レ ン	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
プ ロ ピ オ ン 酸	刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場，染色工場等
ノ ル マ ル 酪 酸	汗くさいにおい	畜産事業場，化製場，でんぷん工場等
ノ ル マ ル 吉 草 酸	"	"
イ ソ 吉 草 酸	"	"

## 悪臭公害の発生状況

### 業種別臭気別発生状況

焼却・燃焼臭は，ダイオキシンなどゴミ等の焼却・廃棄問題に対して関心が高まったことによるものである。

排水溝臭，浄化槽臭は，食品加工業等で排水処理施設を設置していない場合や，一般家庭も含めた浄化槽の維持管理が不適切な場合が多い。

シンナー臭等は小規模な車の修理工場や木工品塗装工場で，騒音苦情と同じく，工場と住居の混在が要因である。

## 2-4 水質汚濁

### 水質汚濁の概要

本市の公共用水域の状況は、市のほぼ中央部に位置する浦戸湾及びこれに流入する主要7河川からなっている。主要7河川とは、市の西部から浦戸湾に流入する久万川、江ノ口川、鏡川、新川川と東部から流入する国分川、舟入川、下田川である。

これらの主要河川や浦戸湾の水質は、全般的に見ると改善の傾向にある。しかし、近年小規模事業場や家庭排水等による河川の汚濁が目立ち始め、現状ではまだ環境基準を達成していないところが多い。

工場排水については、法や条例規制に基づく指導により次第に改善されてきたが、規制対象外の工場等や家庭排水等の対策については、基本的には公共下水道の完備であるものの、次善対策としての対応が今後の課題である。

### 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/l 以下	1,1,2 -トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下
鉛	0.01mg/l 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
六価クロム	0.05mg/l 以下	1,3 -ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
砒素	0.01mg/l 以下	1,1,1 -トリクロロエタン	1mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下	チウラム	0.006mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/l 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	ベンゼン	0.01mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	セレン	0.01mg/l 以下
1,2 -ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	フッ素	0.8mg/l 以下
1,1 -ジクロロエチレン	0.02mg/l 以下	ホウ素	1mg/l 以下
シス -1,2 -ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下

生活環境に係る環境基準（基準値は日間平均値とする）

ア．河川（湖沼を除く）

類型 項目	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN /100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	25mg/l 以下	5mg/l以上	5,000MPN /100ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	50mg/l 以下	5mg/l以上	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	100mg/l 以下	2mg/l以上	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の 浮遊が認めら れないこと。	2mg/l以上	

## イ. 海域

項目	類型	利用目的の 適応性	基準値			n-ヘキサン 抽出物質 (油分など)	
			水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存 酸素量 (DO)		大腸菌群数
A		水道2級 水浴 およびB以下の 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/l以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN /100ml 以下	検出されな いこと。
B		水産2級 工業用水 およびC以下の 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/l以下	5mg/l以上		検出されな いこと。
C		環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/l以下	2mg/l以上		

### 水生生物の保全に係る水質環境基準

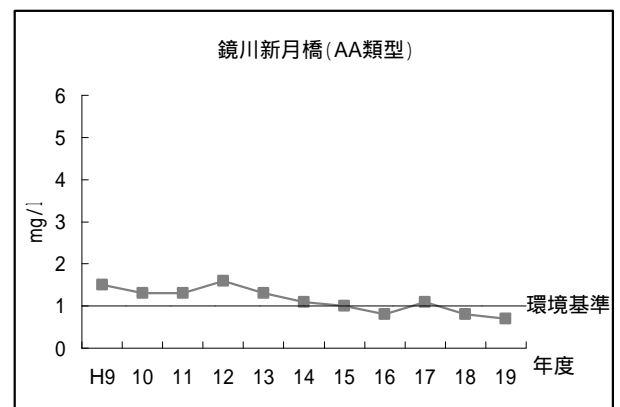
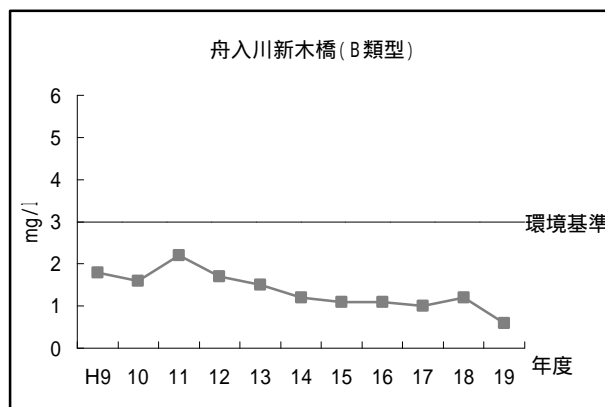
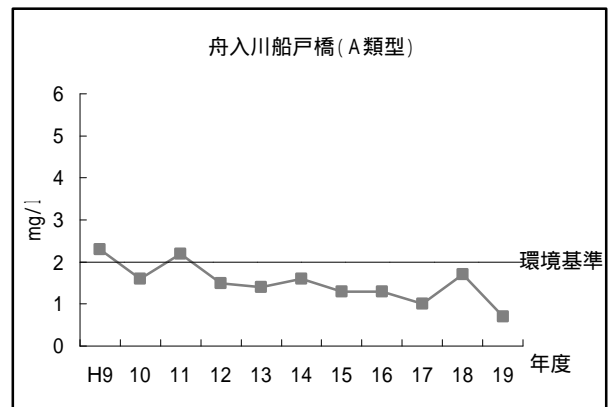
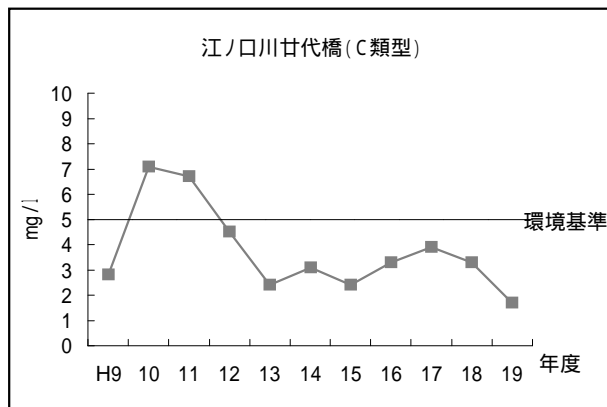
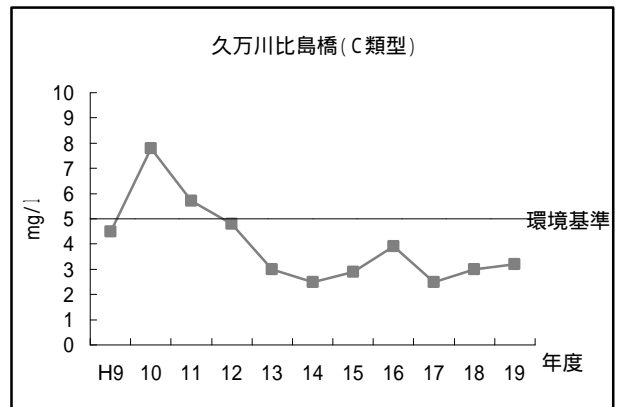
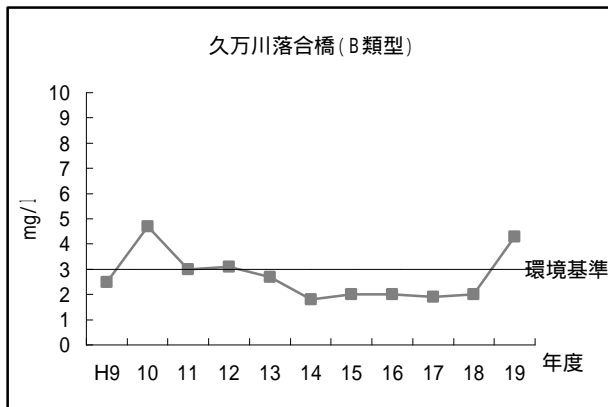
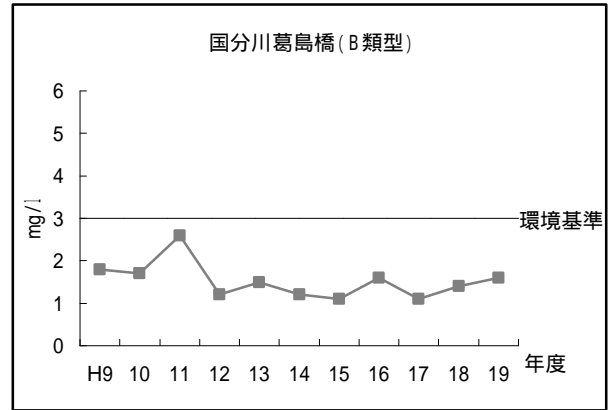
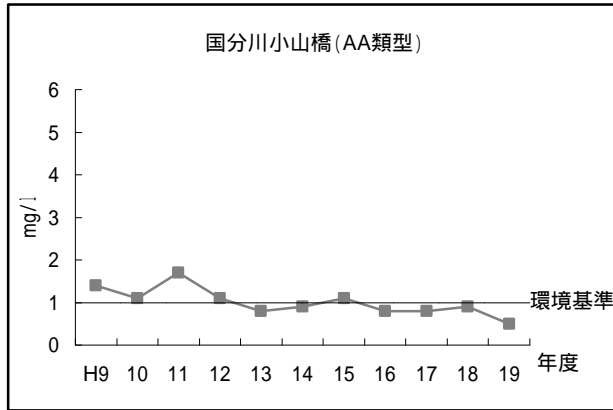
項目	類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
			全 亜 鉛
生物A		イwana, サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下
生物特A		生物Aの水域のうち, 生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下
生物B		コイ, フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下
生物特B		生物Bの水域のうち, 生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下

### 水質汚濁の現状

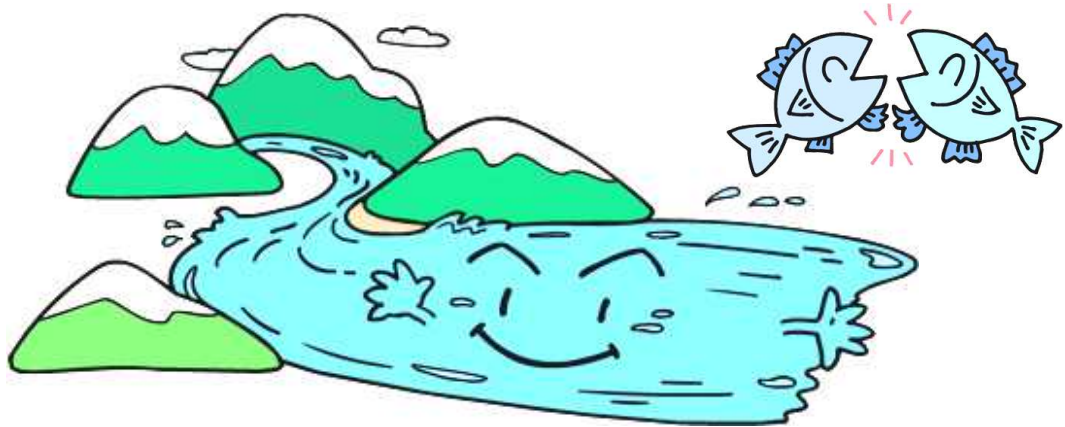
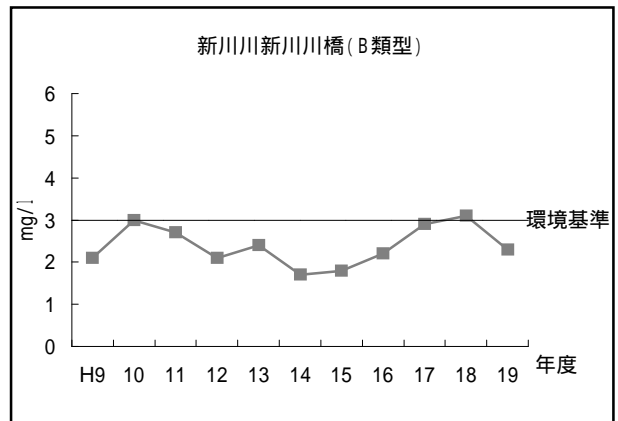
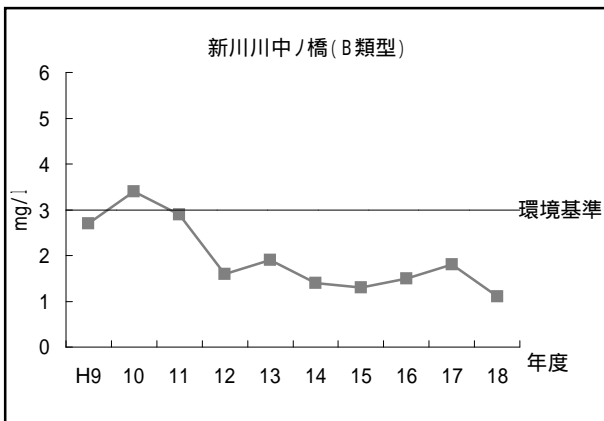
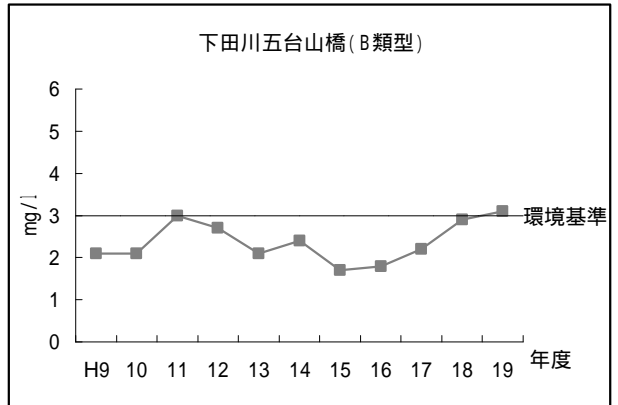
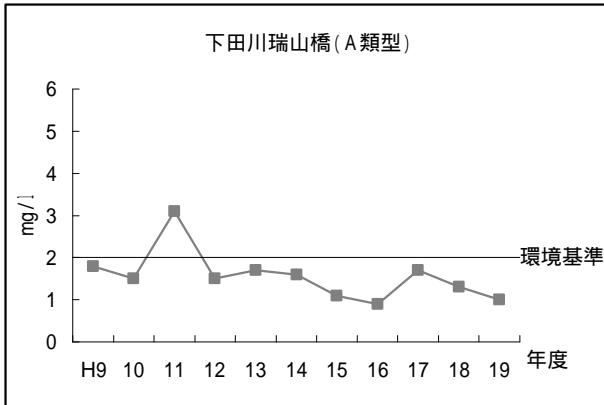
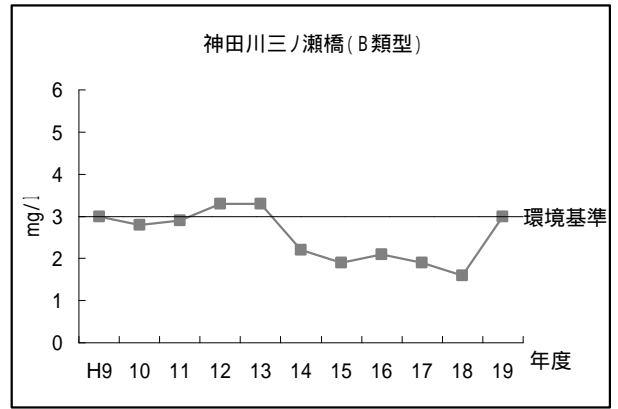
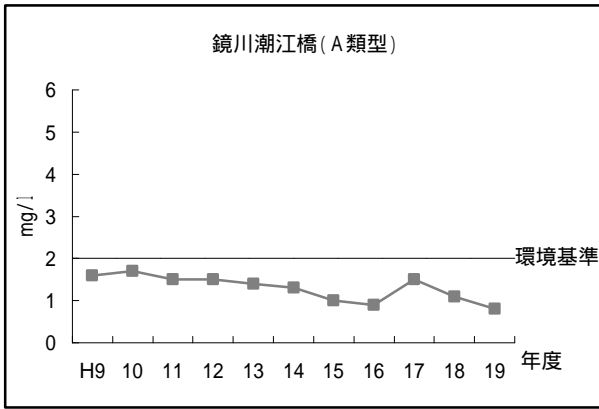
本市における公共用水域については、毎年度作成する「公共用水域の水質測定計画」に基づいて市が測定し、調査を行っている。調査地点は、鏡ダムサイトの2地点、河川の25地点、浦戸湾内外の海域17地点、その他絶海池・住吉池の2地点の計46地点である。

この調査結果に基づき、市内各河川等の汚濁状況をとりとまとめると次ページからのとおりである。

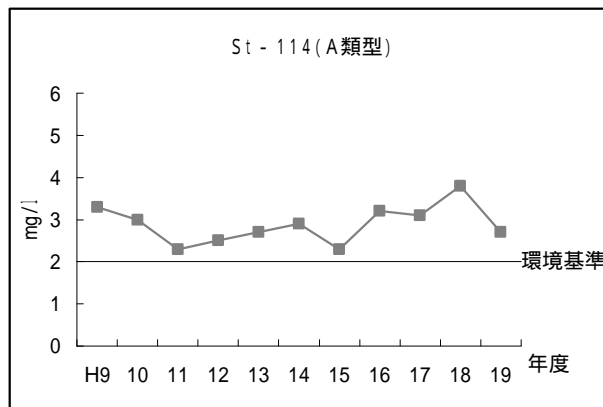
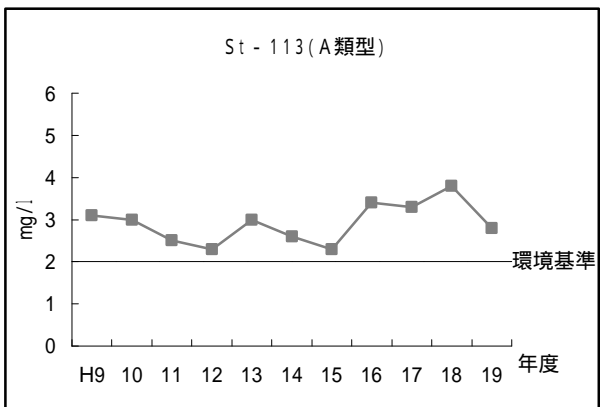
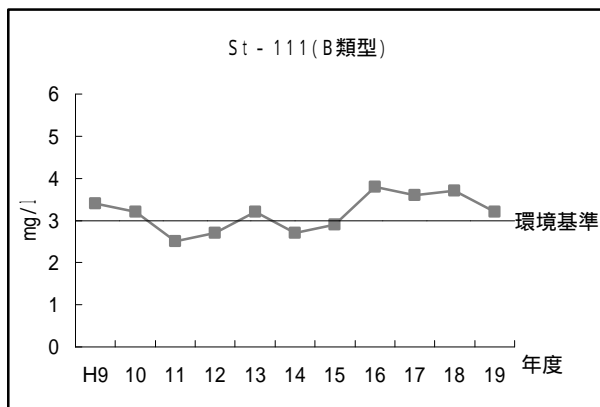
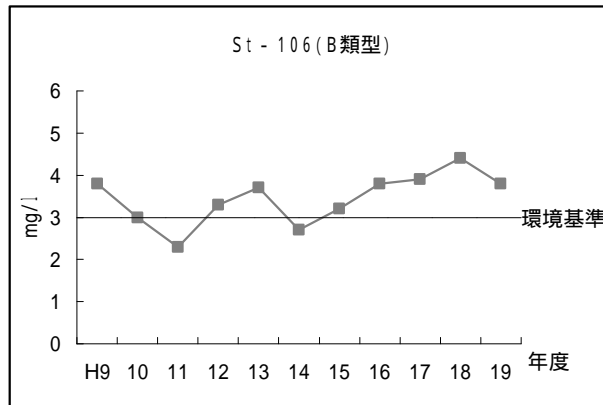
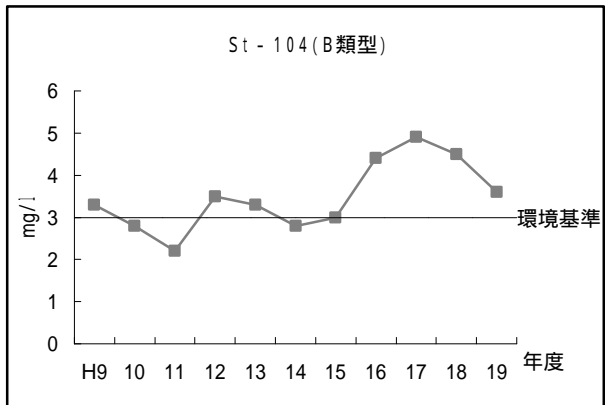
# 河川BOD経年変化





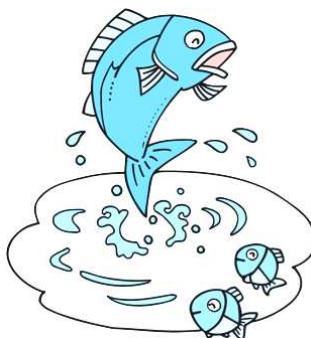


# 海域COD経年変化

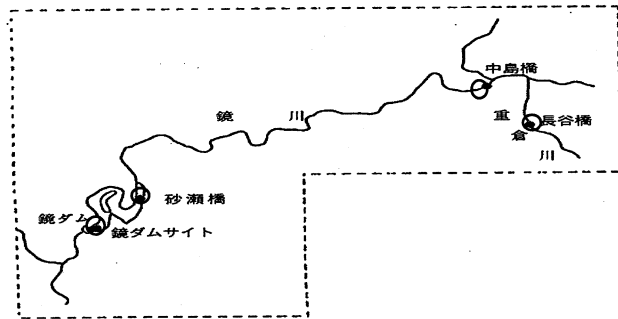


(注)測定地点St - 104, St - 106及びSt - 111は, 浦戸湾高知港内の海域……高知港(乙)

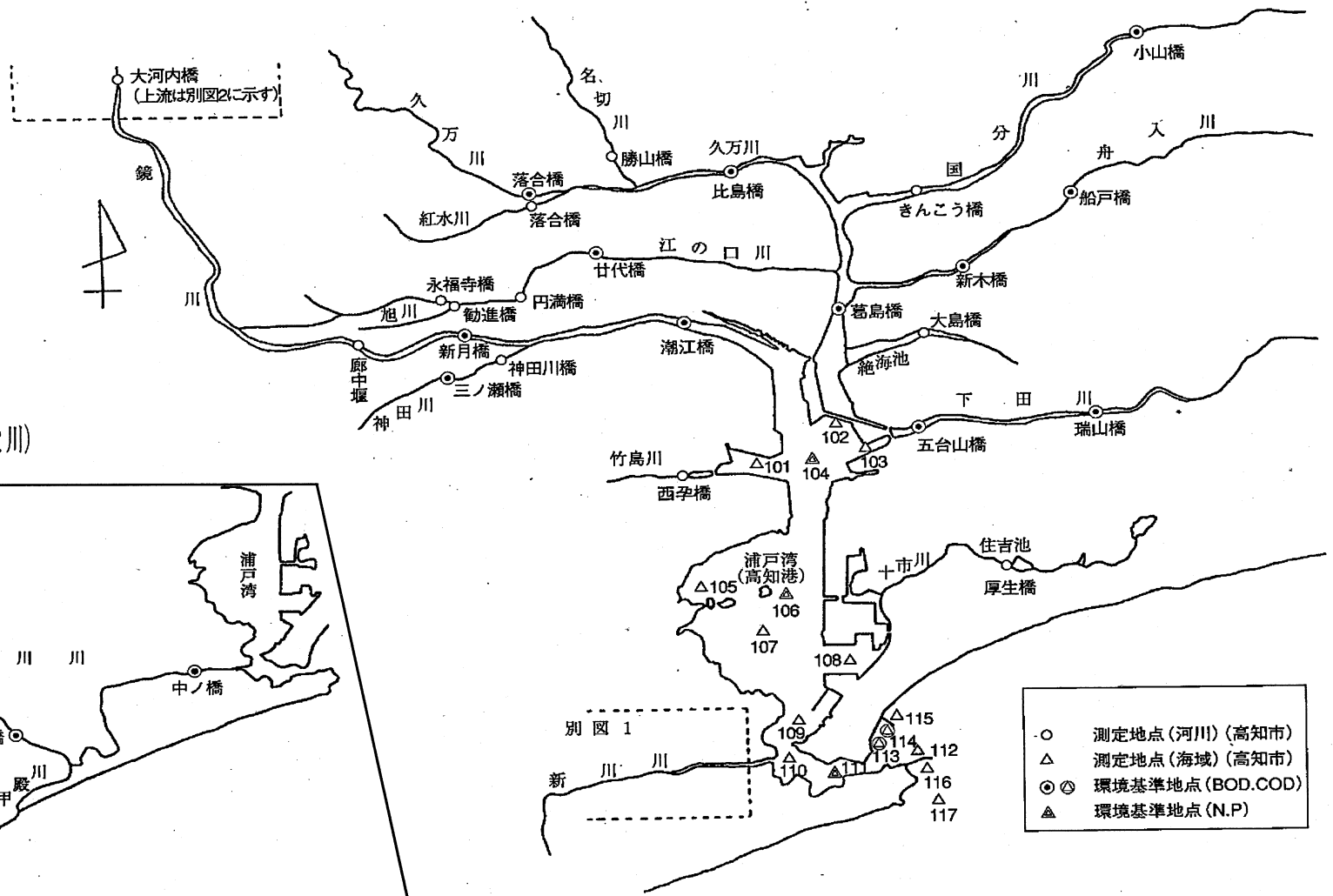
測定地点St - 113及びSt - 114は, 浦戸湾種崎海水浴場の海域……高知港(甲)



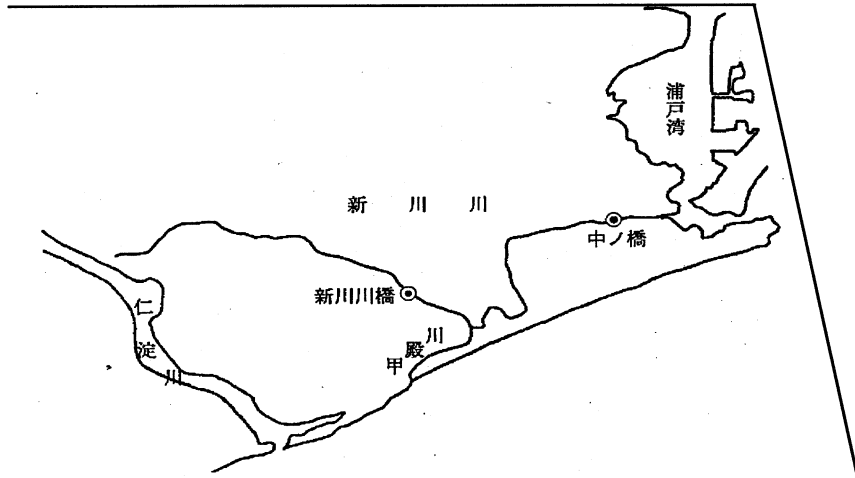
別図2 (鏡川)



# 浦戸湾水域



別図1 (新川川、派川甲殿川)



- 測定地点(河川)(高知市)
- △ 測定地点(海域)(高知市)
- ◎ 環境基準地点(BOD,COD)
- ▲ 環境基準地点(N.P)

## 2-5 地盤沈下

### 地盤沈下の概要

地盤沈下は、一般に地下水の過剰なくみ上げなどによって、地下水位が低下し地盤が沈下する現象であり、ひとたび沈下するとその復元は、ほとんど不可能である。

本市の地盤沈下は、鏡川及び国分川の両河口を中心とした地域で続いている。その累積沈下量は、水準測量を開始した昭和48年から平成15年までの30年間に、沈下の激しい地点の1つである南久保卸商センターで約18.6cmにも及ぶ。同じく沈下の激しい地点の1つである下知下水処理場では、地盤沈下計による継続調査の結果、昭和58～平成15年度の20年間に約7.7cmの沈下がみられた。その他の地点では、1～10cmと比較的ゆるやかな沈下である。

### 沈下原因

地盤沈下の原因が地下水の過剰なくみ上げにあるというのは、現在では定説となっているが、その他にも様々な要因が指摘されている。特に本市の地盤沈下地域が、形成されて間もない三角州に当たることから、圧縮収縮等の要因も考えられる。

#### 沈下原因

地下水の過剰なくみ上げ  
圧密沈下、軟弱地盤の自重による圧密作用  
ビル構造物等による荷重  
地表水の地下浸透のしゃ断……地下水の減少  
道路舗装、河川改修（三面張り）等による。  
交通振動等による「しめ固め」  
地殻変動

### 監視測定

沈下原因を究明し、対策に結びつけるため次の調査を実施している。

#### ・地盤高精密水準測量

昭和48年に27か所の水準点を設け、市内の地盤沈下量を測定している。

#### ・地盤沈下計による調査

沖積層および洪積層上部の粘土層の圧密収縮による沈下量を測定し、地下水汲上げとの関係を探る。

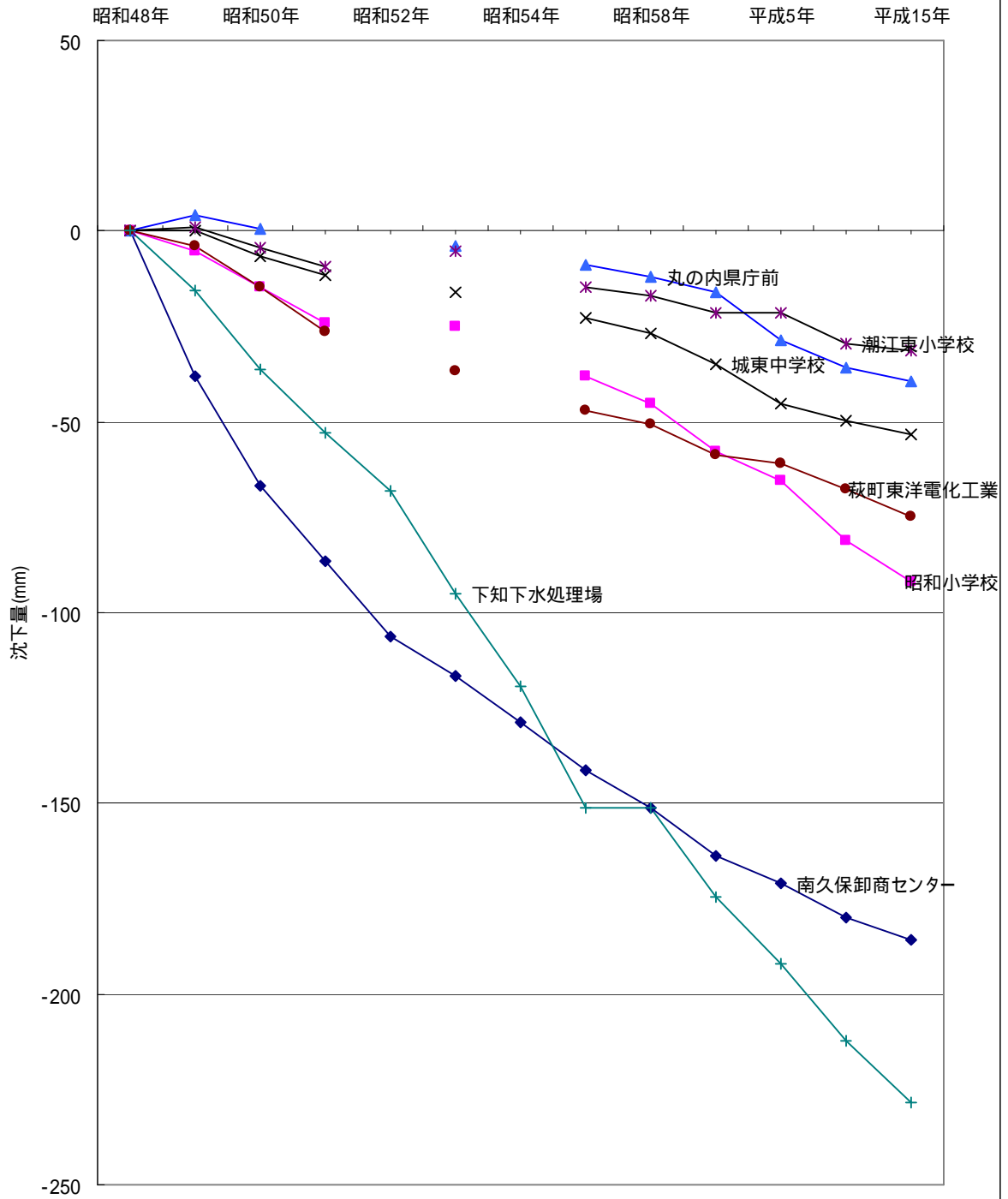
#### ・地下水位・水質調査

地盤沈下に際して、地下水には様々な変化が表れる。地下水位の低下・涸渇・水質面では濁度・鉄・マンガンの増加等である。本市は、市内に2か所の観測井を設け、測定に当たっている。

#### 地下水観測井

下知下水処理場	水位、地盤沈下
鷹匠公園	水位

# 地盤沈下量



注) グラフの途切れている部分は実績値なし

## 2-6 公害苦情

市民の生活環境を広域的に阻害する、いわゆる公害と言われるものは、近年、本市においてはほとんど影をひそめ、これに代わって最近特に目立ち始めたものに、近隣公害的なものや零細企業による公害発生に対しての苦情などがある。この問題にどう対処していくのかが今後の課題である。

なお、公害に関する陳情・苦情については、その性質からできる限り迅速かつ的確な処理を心掛けている。

### 受理件数と処理件数

年度	大気汚染		水質汚濁		悪臭		騒音・振動		その他		計	
	受理	処理	受理	処理	受理	処理	受理	処理	受理	処理	受理	処理
13	78	77	14	14	33	33	29	28	34	34	188	186
14	66	65	13	13	34	34	41	40	14	14	168	166
15	48	48	5	5	9	9	27	26	17	17	106	105
16	57	57	7	7	9	9	24	24	43	43	140	140
17	42	42	6	6	10	10	27	25	40	40	125	123
18	89	89	7	7	9	9	17	17	71	71	193	193
19	64	64	2	2	4	4	13	13	131	131	214	214



## 2-7 ダイオキシン類

近年、人体への影響が指摘され、社会問題にも発展したダイオキシン類は、人工物質としては最強の毒性を持つと言われている。ダイオキシン類は、「ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン」、「ポリ塩化ジベンゾフラン」と「コプラナーPCB」の3物質に大きく分けられるが、発生メカニズムは非常に複雑であり、詳しい発生プロセスは完全に解明されておらず、高温で燃やせば分解されることや不完全燃焼によって発生しやすくなることなどが知られているだけである。

本市では、ダイオキシン類対策として、ダイオキシン類対策特別措置法や平成11年4月に制定した「高知市ダイオキシン類による健康被害の防止及び生活環境の保全に関する条例」に基づき、ダイオキシン類による環境汚染状況を把握するため、ダイオキシン類の濃度測定を行っている。また、12年度には、同条例に基づき、ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するための施策の大綱や指導基準などを盛り込んだ「高知市ダイオキシン類抑制計画」を策定した。

平成19年度ダイオキシン類調査結果

	開始年度 (平成)	調査地点数	環境基準値	調査結果		
				最大値	最小値	平均値
大気 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	10	13	0.6	0.049	0.014	0.023
土壌 (pg-TEQ/g)	10	2	1000	0.024	0.023	0.024
水質 (pg-TEQ/l)	12	11	1	0.73	0.044	0.18
底質 (pg-TEQ/g)	11	10	150	35	0.42	12.0



## 3.地球環境の保全

### 3-1 地球温暖化

地球の温度は、太陽の日射熱と地球から宇宙への放射熱が等しいときには一定である。ところが、大気中には地球から熱を逃がしにくい二酸化炭素、メタン、フロン、亜酸化窒素など「温室効果ガス」と呼ばれる気体が含まれており、近年、人間活動の活発化に伴い、これらの温室効果ガスの濃度が上昇し、地表面から放出された熱が一部吸収されたり地表面に戻されたりして地上の温度が上昇している。

近年、世帯数の増加、電化製品所有の個人化、自動車保有台数の増加などによって一般家庭におけるエネルギー消費が増えており、二酸化炭素排出増につながっている。

こうした中で、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減を図るため、平成9年に京都議定書が採択され、17年2月に発効し、6%の削減目標の達成が義務付けられた。

#### 高知市地球温暖化対策推進実行計画

本市では、平成13年3月に地球温暖化防止のための行動計画として、「高知市環境保全率先実行計画（地球温暖化対策推進実行計画）」を策定し、18年度からは第2次計画として、温室効果ガスの排出抑制につとめている。この計画では、本市の事務・事業の実施に伴って排出される温室効果ガスの総排出量を、11年度を基準として18年度から22年度までに7.7%削減することを目標としている。

高知市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量

温室効果ガスの種類	排出源	11年度排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	ガス別 割合(%)	19年度排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	ガス別 割合(%)
二酸化炭素 CO <sub>2</sub>	電気の使用、燃料の使用 など	66,982,150	90.73	57,204,880	88.90
メタン CH <sub>4</sub>	埋め立てごみの分解、下 水処理など	3,202,970	4.34	4,768,232	5.91
一酸化二窒素 N <sub>2</sub> O	ごみの焼却、自動車の走 行、下水処理など	3,631,682	4.92	1,835,364	5.18
ハイドロフルオロカーボン HFC	HFC封入カーエアコン の使用	7,235	0.01	6,884	0.01
総排出量		73,824,037	100.00	64,348,837	100.00

環境省「実行計画策定マニュアル・温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」(平成19年3月)により算出



### 3-2 オゾン層の破壊

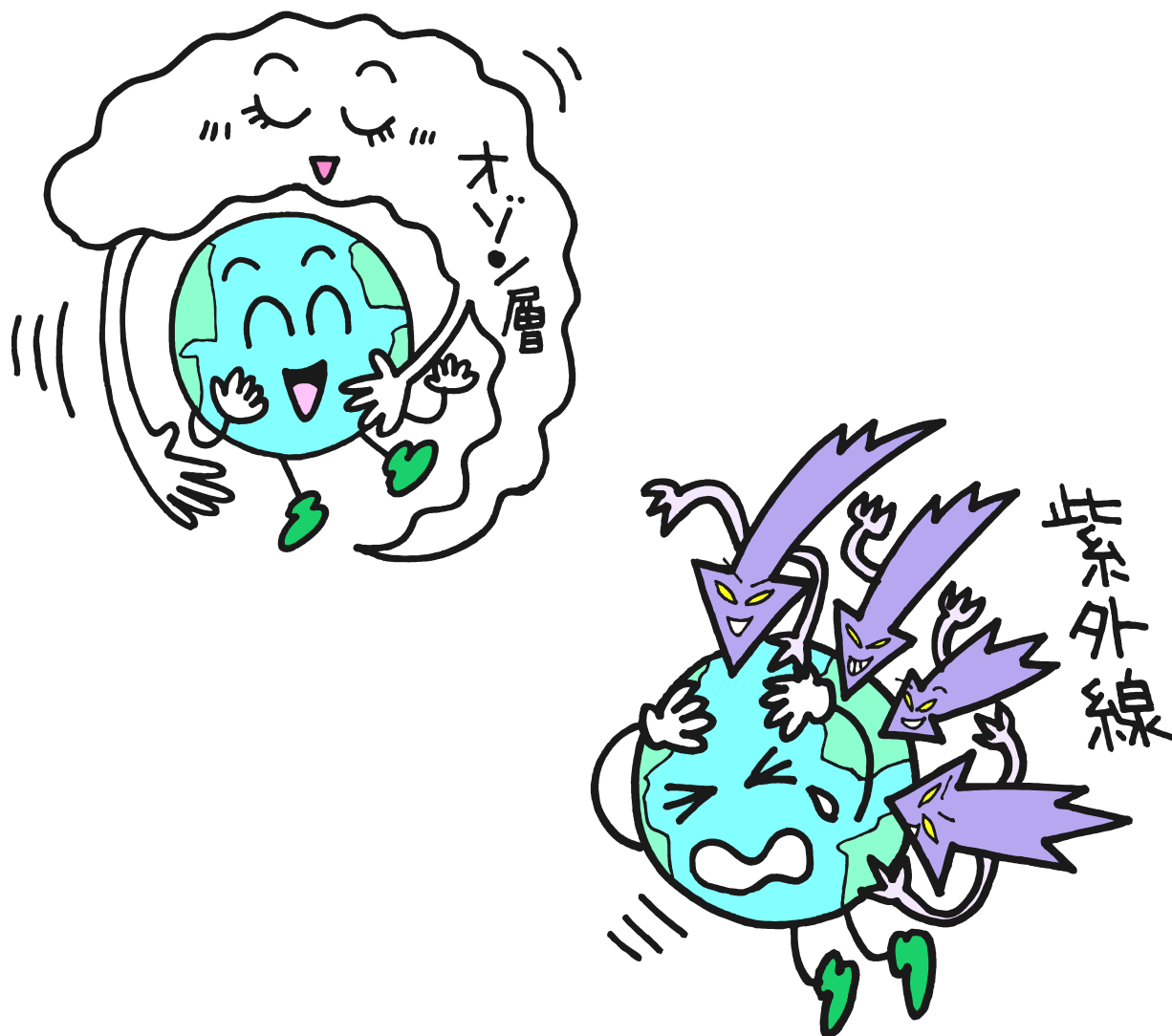
オゾン層は、成層圏下層にあるオゾンを多く含む層で、生物に有害な紫外線の多く（約90%）を吸収し、地球上の生命を守っている。

オゾン層破壊とは、大気中に放出されたフロンガスが分解されずに成層圏にまで達し、そこで太陽からの紫外線によって分解され、塩素原子を放出し、これが媒介作用によってオゾンと反応することにより、次々と連鎖的にオゾンを破壊していくことをいう。

この結果、地上に達する有害な紫外線の量が増えることにより、皮膚ガン、白内障、免疫力の低下などの健康被害の増加、農作物の収穫の減少、生物の突然変異（生態系への悪影響）等の悪影響が心配される。

オゾン層が破壊されると、その回復には長い時間を要し、また、その被害は全世界に及ぶ。

フロンガスは、冷蔵庫やエアコンの冷却媒体として、また、スプレーの発泡剤、噴霧剤、また、洗剤として使用されてきた。現在、世界的にフロン等の生産全廃などが規定されているが、これまで使用されてきた機器に含まれている残存フロンの回収処理を適正に行っていく必要がある。



### 3-3 酸性雨

酸性雨とは、硫黄を含む化石燃料（石油や石炭）を燃焼した際に発生する硫黄酸化物や、自動車のように高温で燃料を燃やした際に発生する窒素酸化物といった微量物質が大気中で硫酸・硝酸などに变化したあと、発生源周辺で乾性降水物として地上に降下したり、遠くまで飛散していった水分に溶け込み、強度の酸性度を示す雨として地上に落下する現象をいう。

酸性雨は一般的に「水素イオンが pH5.6 以下のもの」とされており、湖水は pH6.0 まで下がるとある種の生物が棲めなくなり、pH5.5 まで下がると魚が死滅してしまう。また、森林では pH3.0 以下の酸性雨が降りそそぐと可視的障害や成長抑制をもたらすことなど、生態系に影響を及ぼすことが明らかになっている。

日本でも酸性雨は観測されているが、その被害は目に見える形で問題とはなっていない。しかし、欧米諸国では早くから酸性雨の問題は取りざたされており、国境を越え、森林や湖沼に被害を受けている例が多くある。

本市では、昭和 63 年度より市内 5 地点（平成 16 年度から 4 地点に変更）において酸性雨の監視測定を開始し、毎回ではないものの、酸性雨が測定されている。

酸性雨測定結果（年度平均：〔単純平均値〕）

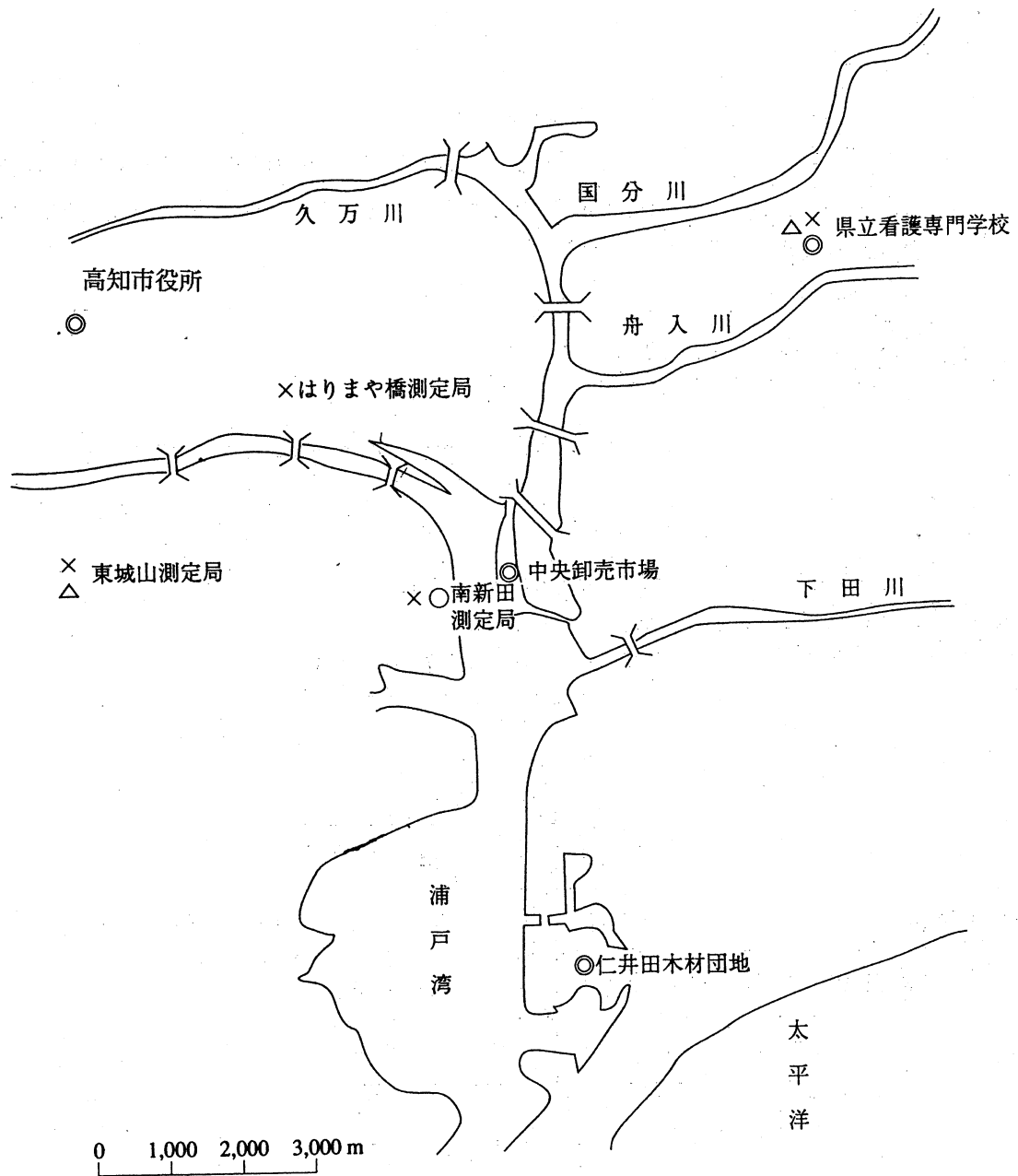
単位：pH

年度 測定場所	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
高知海上保安部	6.1		6.2	5.7	6.0	5.5				
高知大学附属中学校 平成 15 年度より高知市役所	5.2		5.7	5.0	4.5	5.8	5.3	5.2	4.6	4.5
高知市中央卸売市場	6.0		6.5	5.7	5.9	6.0	6.3	5.1	5.1	4.8
仁井田木材団地	6.2		6.1	5.6	5.8	5.5	5.8	4.5	4.5	4.6
県立看護専門学校	5.6		5.7	5.1	5.1	5.3	4.8	4.6	4.4	4.2

平成 11 年度は実施せず



# 測定地点地図



- × 大気環境常時監視局
- △ 有害大気汚染物質測定地点
- ◎ 硫黄酸化物及び降下ばいじん測定地点
- 硫黄酸化物測定地点

### 3-4 循環型社会の構築

#### ごみ処理の状況

本市では、清潔で快適な生活環境を保全していくため、全市域を計画処理の対象として、ごみの減量化と適正処理に取り組んでいる。

ごみの排出量については、平成11年度のごみ袋透明・半透明化の導入により、一時的な減少を記録した後、ここ数年は横ばいか若しくは若干減少の傾向にある。19年度は対前年度比 - 5.4%と4年連続減少した。

現在、ごみ量は減少傾向にあるが、循環型社会形成推進基本法をはじめ各種リサイクル関連法への対応、最終処分場の更なる延命化及び環境の保全等を進めていくため、今後、一層の廃棄物の発生抑制、分別徹底等によるごみの減量・リサイクルを推進していくことが必要となっている。

ごみの収集については、平成12年4月からペットボトル、13年11月からはプラスチック製容器包装の分別収集を開始し、資源再利用の促進を図っている。

平成8年8月1日から「生ごみ処理容器」を、15年8月1日からは「電動生ごみ処理機」の購入補助を開始した（電動生ごみ処理機は20年3月廃止）。また、13年4月1日から特定家庭用機器（家電4品目）のリサイクルが実施され、15年10月1日から「家庭用パソコン」のメーカーによるリサイクルが実施された。さらに、17年1月には自動車リサイクル法が施行され、使用済み自動車のリサイクル・適正処理の持続的な取り組みの環境整備を図っている。

#### ごみ排出量の推移

区分 \ 年度		15	16	17	18	19
人口 <sup>1</sup>	人	326,786	329,192	327,646	326,321	341,177
総排出量	トン	148,830	148,034	146,597	143,687	136,920
可燃ごみ <sup>2</sup>	トン	115,063	114,843	113,159	113,159	108,950
可燃粗大ごみ	トン	3,194	4,797	6,657	6,657	6,328
不燃ごみ	トン	6,717	5,181	1,895	1,895	1,712
プラスチック製容器包装	トン	6,256	6,221	6,269	6,269	5,186
資源物	トン	17,180	16,592	15,320	15,320	14,252
ペットボトル	トン	272	265	242	242	354
水銀含有廃棄物	トン	148	135	145	145	138
1日当たり排出量	トン	408	406	402	394	372
1日1人当たり排出量 <sup>3</sup>	kg	1,101	1,094	1,092	1,078	1,026
リサイクル率 <sup>4</sup>	%	15.7	15.3	15.1	14.7	21.9

- 1 人口は、各年度末の住民基本台帳による。 2 ごみには、事業系ごみ（許可業者収集及び自己搬入）を含む。  
 3 資源物は除く。 4 リサイクル率の算出に当たっては、中間処理の過程で回収した資源物を算入している。  
 5 春野地区区分は含まない。

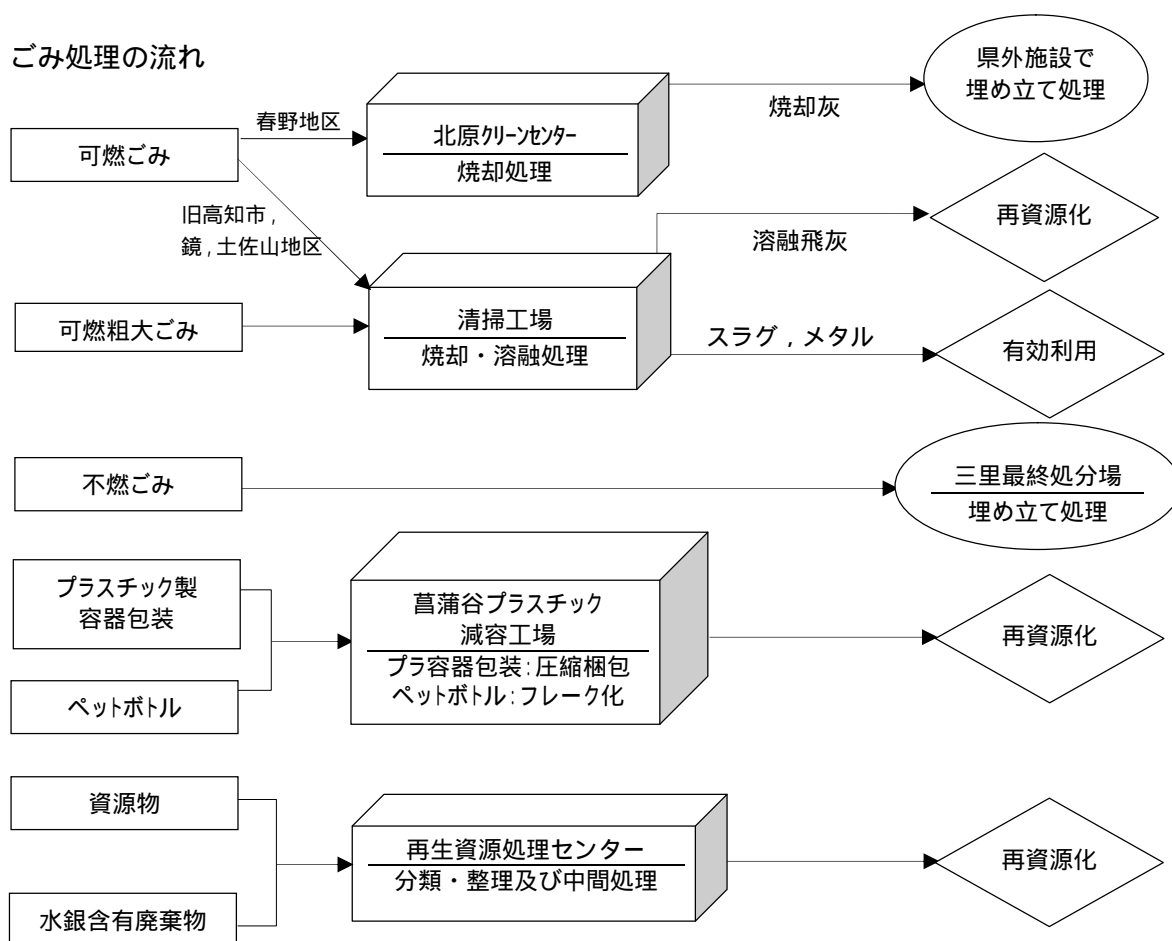
ごみの処分については、昭和 55 年度から宇賀清掃工場で可燃ごみ、可燃性粗大ごみを全量焼却していたが、施設の老朽化やごみの増加に伴う処理能力の限界が生じたことなどにより、新たに高知市清掃工場を建設し、平成 14 年 4 月から本格運転を開始した。清掃工場では、ごみの焼却エネルギーを利用し、発電を行うとともに、発生した余熱は、場内での利用の他、温水プールや温浴施設を備えた余熱利用施設であるヨネッツこうちで利用を図っている。

プラスチックごみは、平成元年度から菖蒲谷プラスチック減容工場において、減容固化の処理を行った後、埋め立て処分していたが、13 年 11 月からは容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の分別収集を開始し、圧縮梱包を行った後、指定法人ルートによる再資源化を行っている。

不燃物や焼却灰は、プラスチックごみの減容固化物と同様に、昭和 60 年から三里最終処分場で安定した埋め立て処分を行っていた。しかしながら、最終処分場を取り巻く状況は深刻化しており、延命化を図るため、可燃性雑ごみを焼却処分に変更し、焼却灰はスラグ化して有効利用するなど、最終処分量の最少化を図っている。

資源物（ビン類・カン金属類・紙類・布類）、水銀含有廃棄物及び不燃ごみについては、高知市再生資源処理協同組合に収集運搬を委託し、資源物はそれぞれ再資源化ルートにのせている。水銀含有廃棄物は中間処理した後、水銀再生業者に処理委託している。また、ペットボトルについては、量販店等の協力を得て拠点回収を行っており、菖蒲谷プラスチック減容工場で中間処理した後、リサイクル業者に引き渡している。

なお、鏡、土佐山地区の家庭ごみの収集は業者に委託しており、春野地区の可燃ごみは、平成 24 年度まで高知中央西部焼却処理事務組合（構成市町村：土佐市・高知市・いの町・日高村）が運営する北原クリーンセンターにおいて処理をしている。



## ごみ減量・リサイクルの取り組み

### ごみ減量目標の設定

#### 排出目標の設定

平成15年度に策定され、17年度に改訂された第2次一般廃棄物処理基本計画では、ごみの発生抑制を進めるとともに、資源となるものをリサイクルすることにより、資源物（再生資源処理協同組合回収分）以外の焼却、埋め立て等の処理をしなければならないごみの減量に取り組むこととして、以下のとおり排出目標を設定している。

1人1日当たりのごみ排出量（資源物回収量を除く）を、目標となる平成24年度において、予測値に対して17%以上削減します。

基準年度 平成13年度排出量 1,085グラム

目標年度 平成24年度排出量 1,079グラム

#### リサイクルの目標

ごみの発生抑制を進めても、なお排出されるごみについては、分別を徹底し、できる限り資源となるものを再生利用することとして、以下のとおりリサイクル目標を設定している。

リサイクル率を目標となる平成24年度には、平成13年度の14%から24%以上に伸ばします。

### 廃棄物減量等推進員の設置

廃棄物減量等推進員の制度は、平成3年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い創設されたもので、これを受け、高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に規定した。

平成12年1月に町内会や資源・不燃物登録団体の代表者などの中から523名を委嘱した（20年4月現在816名）。廃棄物減量等推進員は、市との密接な連携のもとに、ごみの減量・再生利用を促進していくための地域密着型ボランティアであり、市と地域住民との重要なパイプ役を担っている。

#### 主な活動内容

- ・地域住民への周知、伝達
- ・地域における啓発活動
- ・ステーションでのごみ出しルールやマナーの指導
- ・ごみの出し方等に関する意見・要望等のとりまとめ
- ・市及び町内会等との連携
- ・市が主催する研修や説明会等への参加

## 生ごみ処理機器購入補助事業

生ごみの自家処理を支援し、ごみの減量化と生ごみの有効利用を図るため、平成8年8月からコンポスト容器など生ごみを堆肥化する容器の購入に対して補助を行っている。

補助額は、購入価格の2分の1以内で、好気性処理容器（コンポスト容器）は2,000円、嫌気性処理容器（密閉処理容器）は1,500円をそれぞれ上限額としており、補助基数は1世帯につき2基までとしている。

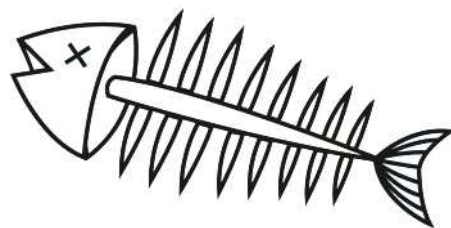
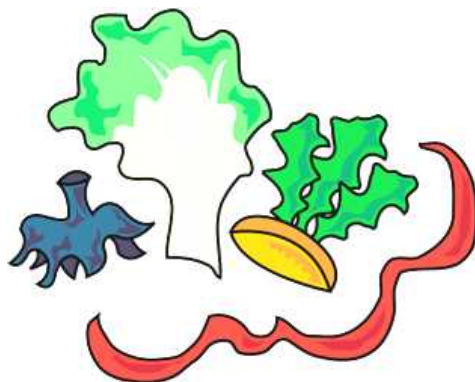
また、平成15年8月から20年3月まで「電動式生ごみ処理機」についても、購入価格の2分の1以内で20,000円を上限に購入補助を行った。

### 生ごみ処理容器購入補助実績

区分 \ 年度	14	15	16	17	18	19
補助基数（総数）	160	111	60	49	41	39
好気性処理容器 （コンポスト容器）	39	40	34	23	23	30
嫌気性処理容器 （密閉処理容器）	121	71	26	18	18	9

### 電動式生ごみ処理機購入補助実績

区分 \ 年度	15	16	17	18	19
補助基数（総数）	1,123	281	210	388	321
乾燥式	299	155	106	356	289
バイオ式	824	126	104	32	32



## し尿処理の状況

し尿については、昭和20年代まで農作物の肥料として土壌に還元するのが主であったが、都市化の進展や化学肥料の使用増加などにより、し尿処理対策が次第に求められるようになってきた。本市においては、29年の清掃法の施行に伴い、収集運搬は直営と民間の許可業者が行い、終末処理については海洋投棄を第一義とし、農地還元についても配慮していく方針を決定した。

しかし、し尿収集については、民間の許可業者制を廃止し、公共性の高い公社制を採用することとして、昭和50年2月に(財)高知市清掃公社(平成3年5月に(財)高知市環境事業公社に改称)を設立し、同年4月から収集業務に携わっている。公社設立以後、直営収集世帯も公社収集に順次移行し、59年7月に全面的に移管した。

終末処理については、昭和29年に市有の海洋投棄船により土佐湾沿岸に投入処分を開始して以降、し尿の海洋投棄処分を行ってきたが、海洋汚染防止を図るため、56年に陸上処理施設の建設に着手した。陸上処理施設の完成により、約30年間続いたし尿の海洋投棄に終止符を打ち、59年7月から390kl/日の処理が可能な陸上処理施設である東部環境センターの本格運転を開始した。現在、収集したし尿及び浄化槽汚泥は、同センターへ搬入・処理されている。

なお、春野地区のし尿は、平成26年度まで仁淀川下流衛生事務組合(構成市町村：土佐市・高知市・いの町・日高村)が運営する衛生センターにおいて処理を行う。

## し尿処理実績

旧高知市地区、土佐山・鏡地区

区分	年度	15	16	17	18	19
総処理量 (kl)		122,910	118,112	116,435	117,072	115,348
生し尿 (kl)		36,763	33,630	30,473	29,492	27,856
浄化槽汚泥 (kl)		86,147	84,482	85,962	87,580	87,492

春野地区(旧春野町)

区分	年度	15	16	17	18	19
総処理量 (kl)		8,865	8,997	8,922	8,599	9,678
生し尿 (kl)		5,017	5,313	4,867	4,531	4,324
浄化槽汚泥 (kl)		3,848	3,684	4,055	4,068	5,354

浄化槽は、設置工事・保守点検及び水質検査が的確に実施されなければ、公共水域の汚染等、生活環境の悪化を招くものであることから、設置者に対する啓発・指導を関係機関と協力し、推進していく。また、生活排水による公共水域の水質汚濁防止の観点から、単独浄化槽よりも処理能力の高い合併浄化槽の設置を促進するため、本市では、平成元年度から合併浄化槽設置に係る補助事業を実施している。



## 産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物であって、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、木くず、鉱さい、がれき類などの20種類のをいい、これらに該当しないものはすべて一般廃棄物となる。

本市では平成10年4月の中核市移行に伴い、産業廃棄物行政に関する事務権限の一部が県から委譲され、産業廃棄物の収集運搬業や処分業、処理施設設置に係る許可事務を行っているほか、排出事業者や処理業者に対する適正処理の指導・監督、パトロールなどによる不法投棄の防止等を図り、産業廃棄物の適正処理の推進に努めている。

### 産業廃棄物処理業の許可状況（平成20年3月31日現在）

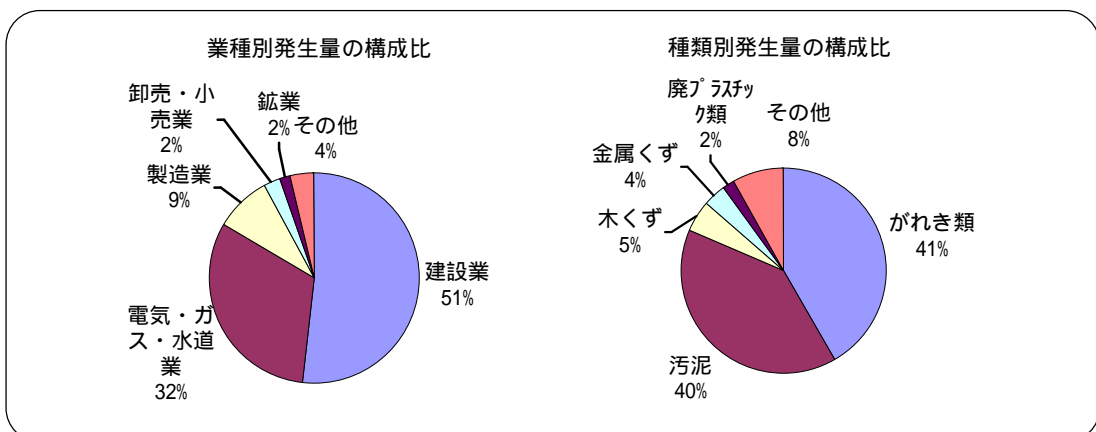
		業者数
収集運搬業	産業廃棄物	704
	特別管理産業廃棄物	82
処分業	産業廃棄物	37
	特別管理産業廃棄物	2

### 産業廃棄物処分業取得処理施設の設置状況（平成20年3月31日現在）

		設置数
中間処理施設	焼却施設(焼却能力200kg/h以上)	3
	焼却施設(焼却能力200kg/h未満)	5
	その他の中間処理施設(金属の圧縮、がれき類の破碎等)	81
最終処分場	安定型最終処分場	3

また、本市では、廃棄物の将来予測とそれに対応する適正処理のあり方を判断するに当たり、市内の事業所等から排出される産業廃棄物の種類や量、処分状況などの実態を把握する調査を平成18年度に実施した。本市の産業廃棄物発生量は56万8千トンで、高知県全体の発生量157万トンの36.2%を占める結果となった。

### 高知市産業廃棄物実態調査結果【平成18年度実施(17年度実績)】



## エコタウン事業

エコタウン事業は、地域における資源循環型社会の構築に向けて、ゼロ・エミッション構想を推進するため、平成9年度に、経済産業省（当時通商産業省）が創設し、10年度からは、環境省（当時厚生省）との連携による制度として、リサイクル関連施設整備事業等に対するハード面の支援及び環境関連情報提供事業等に対するソフト面の支援を行い、地域における環境産業の振興や総合的な環境調和型のまちづくりを目指すものである。

本市では、平成12年11月に、循環型社会構築の主役を担う産業界の取り組みを制度面でサポートすべく、「エコタウン高知市・事業計画」を策定し、さらに、「エコタウン高知市」を県内における循環型社会システム形成の戦略拠点とするため、同年12月に、国からエコタウンとしての地域承認を受けた。

本市のエコタウン事業は、主な地場産業が立地する浦戸湾沿岸及び高知新港を含む約50km<sup>2</sup>の広いエリアを計画対象地域として、住民・企業・行政の連携による環境と調和したまちづくりを推進することとしている。具体的には、既存の木材工業団地の有効利用を図り、循環型関連施設を集約的かつ計画的に立地させるため、「エコ産業団地」を整備し、廃木材、発泡スチロール、廃プラスチック等のリサイクル事業を行うとともに、地域産業との連携や分別収集の徹底等により、域内におけるリサイクル率の大幅な向上とゼロ・エミッション化を図り、資源循環型社会システムを形成することとした。

平成14年11月、エコタウン事業分散化（案）を発表し、エコ産業団地は木質系リサイクル事業に限定した。17年4月には神田治国谷で魚腸骨処理施設が操業を開始した。

### 経過の概要

平成12年12月	国の事業承認を受ける。
13年3月	発泡スチロールリサイクル施設((株)エコライフ土佐)が完成する。
15年2月	エコ産業団地用地を購入する。
3月	廃木材チップ化施設((株)リサイクル高知)が完成する。
17年3月	魚腸骨処理施設((財)高知県魚さい加工公社)が完成する。



## 4.参加と協働

### 4-1 環境教育・環境学習

#### 水生生物観察会

河川の清流を守り，良好な水辺環境を確保していくために，水生生物の観察を行うことで，小学生の環境保全に対する意識を高めることを目的としている。

水生生物の専門家を講師に招き，指標となる水生生物を観察することで，水質を判断し，人間が河川に及ぼす影響や水質保全に果たすべき役割などについて学習している。

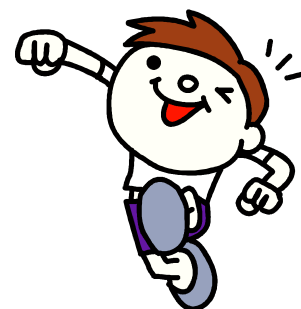
#### こどもエコクラブ

将来を担う子どもたちが，主体的に行う環境学習や環境保全に関する活動を支援することにより，人間と環境のかかわりについての幅広い理解を深めるとともに，環境を大切に思う心を育成することを目的として，こどもエコクラブ事業が行われている。

具体的には，小学生及び中学生が自らの環境に対する理解を増やすための学習・研究活動，緑化活動やリサイクル活動等の実践活動を支援するものである。

#### こどもエコクラブ参加の状況（平成20年4月1日現在）

	ク ラ ブ 名	こども数
1	イオン高知チアーズクラブ	20
2	初月エコクラブ	14
3	ぴーちくぱーちく	13
4	フジこどもエコクラブ高知	22
5	たかすたんけんたい	125
6	地球33番地こどもエコクラブ	30
	計	230



## 環境標語

ごみの減量・再利用の意識向上を図ることを目的として、市内の小学校4年生から6年生までの児童とその保護者を対象に環境標語を募集している。

平成19年度応募数                      子どもの部 2,052人      大人の部 239人

子どもの部   優秀 16作品      大人の部   優秀 5作品

## ごみの副読本の作成・配布

本市のごみ処理の流れや分別・減量の考え方など、ごみ問題に対する意識の向上を図るため、社会科副読本「ごみゼロたんけんたい」を作成し、市内の小学校4年生全員に配布している。

## ごみ出前講座

ごみの減量、再利用、分別の推進を図ることを目的として、公民館、自治会、学校、市民グループへの出前講座として講師派遣を実施している。

年度	平成14	15	16	17	18	19
出前講座講師派遣回数	24	20	51	13	28	139



## 4-2 環境保全活動の推進

### グラウンドワーク

グラウンドワークとは、1980年代にイギリスで始まった、地域を構成する住民、企業、行政の3者がパートナーシップを組み、生活の現場（グラウンド）に関する創造活動（ワーク）を通して、生活の最も基本的な要素である自然環境や地域社会を整備、改善していく取組である。

また、従来のような行政主導型の地域づくりとは異なり、住民と企業を加えた3者の協力システムによって、地域の環境創造や改善のためにアイデアを出し、汗を流し、実行していくのが特徴である。

これまで、市内各地で、無償貸付の民有地や休耕田を利用して、子どもたちの環境学習の促進や地域住民の憩いの場、潤いのあるコミュニティづくりの場として「高知めだかトラストパーク」、「神田自然体験ひろば」、「楠谷川ほたるの里自然公園」等が整備されている。

### クリーン推進会

平成4年11月に、事業所ごみの減量・リサイクル推進を目的として14事業所を発起人とする「高知クリーン推進会」が発足し、紙ごみ対策を中心にモデル事業の実施や分別処理などの啓発パンフレットの配布、研修会、OA用紙共同回収など、事業の充実に努めている。20年3月末現在の会員数は133事業所となっている。

#### クリーン推進会の役割及び実績

紙資源ごみ共同回収（中央商店街 172 トン）

OA用紙共同回収（50 トン）

ビン・カン共同回収（1.1 トン）

福祉施設への再生品の寄贈

研修会の実施 ほか



### まちを美しくする運動

清潔な生活環境をつくり、健康で安全かつ快適な市民生活を確保するため、昭和54年11月から「まちを美しくする運動」を展開している。市民・事業者・行政が一体となり「まちを美しく」「まちにみどりを」「青い空、青い海、清い川」を基本計画とし、市長を本部長とする推進本部（事務局：市民生活部まちづくり推進課）を設置し、全庁体制で取り組んでいる。59年からは、この運動を「初夏のまちを美しくする運動」「秋のまちを美しくする運動」としている。

平成19年度は、「初夏のまちを美しくする運動」、「秋のまちを美しくする運動」等の中心市街地早朝一斉清掃やまちを美しくする運動実践者に感謝状を贈呈した。

### 浦戸湾・七河川一斉清掃

水質の浄化、親水・美化意識の高揚を図るため、市民参加によって浦戸湾と湾に流れ込む7河川の一斉清掃を行っている。平成19年度は7月8日に実施され、各河川の愛護団体や市民団体の協力により約10,000人が参加し、ごみ約150トンを回収した。

一斉清掃をした箇所...浦戸湾、鏡川、江ノ口川、久万川、舟入川、国分川、下田川、長浜川

## 4-3 環境情報の提供

### 高知市広報「あかるいまち」への掲載

- 平成 19 年 4 月・・・保存版「高知市のごみの出し方」  
お知らせ「ゴールデンウィークのごみ収集」
- 5 月・・・ニュース「エコ・パーク宇賀 全面オープン」  
お知らせ「5 月のごみ収集」
- 6 月・・・お知らせ「ごみ分別のはなし 水曜日に出すプラスチックごみとは？」  
講座&教室「出前ごみ講座」
- 7 月・・・特集「お願いします プラスチックごみを分別してください」  
「分別の変更について」  
「夏休み親子清掃施設見学バスツアー」  
お知らせ「7 月のごみ収集」
- 8 月・・・ニュース「10 月から家庭ごみの分別区分と名称を一部変更します」  
お知らせ「ごみ分別のはなし ペットボトルは回収ボックスに」
- 9 月・・・折込みチラシ「高知市のごみの出し方」  
お知らせ「環境標語受賞者を表彰」  
お知らせ「9 月のごみ収集 10 月からごみの分別, 出し方が変わります」
- 10 月・・・お知らせ「産業廃棄物管理票交付等状況報告について」  
お知らせ「10 月のごみ収集 10 月からごみの分別, 出し方が変わりました」
- 11 月・・・お知らせ「11 月のごみ収集 ペットボトルは回収ボックスへ」
- 12 月・・・特集「年末年始のごみ収集」  
募集「鏡川流域ネットワーク参加者募集」  
お知らせ「12 月と年末年始のごみ収集日変更 ペットボトルは回収ボックスへ」
- 平成 20 年 1 月・・・お知らせ「1 月のごみ収集」  
お知らせ「生ごみ処理機購入費補助制度廃止」
- 2 月・・・お知らせ「2 月のごみ収集」  
お知らせ「生ごみ処理機購入費補助制度廃止」
- 3 月・・・お知らせ「電動式生ごみ処理機購入費補助制度廃止」  
お知らせ「3 月のごみ収集 ペットボトルについて」  
講座&教室「生ごみたい肥化講習会」



## パンフレット作成

パンフレット名	内 容	作製年度
新鏡川清流保全基本計画	新鏡川清流保全基本計画の紹介	平成 18 年度
高知市環境基本計画	高知市環境基本計画の紹介	11
未来につなげよう恵まれた自然環境	高知市環境基本条例の紹介	9
水 マ ッ プ	高知市水環境の紹介	7
野 鳥 マ ッ プ	高知市近辺で見られる野鳥の紹介	6
川 の 辺 の 道	高知市七河川ウォッチングマップ総集編	5
蛭 マ ッ プ	市内に生息するホタルに関する紹介	〃
新川川ウォッチングマップ	新川川の紹介	4
鏡川ウォッチングマップ	鏡川の紹介	〃
下田川ウォッチングマップ	下田川の紹介	3
国分川ウォッチングマップ	国分川の紹介	〃
浦戸湾ウォッチングマップ	浦戸湾の紹介	2
浦戸湾魚類マップ	浦戸湾に生息する魚の紹介	〃
高知のおいしい水	おいしい水 67 選の紹介	元
舟入川ウォッチングマップ	舟入川の紹介	〃
久万川ウォッチングマップ	久万川の紹介	〃
こじゃんとえいちや鏡川の休日	鏡川ガイドブック	昭和 62 年度
江ノ口川ウォッチングマップ	江ノ口川の紹介	61

# 資料

## 1．環境関連条例

高知市環境基本条例

高知市ダイオキシン類による健康被害の防止及び生活環境の保全に関する条例

高知市ほたる条例

鏡川清流保全条例

高知市公害防止条例

高知市里山保全条例

## 2．廃棄物関連条例

高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

## 3．環境年表



# 高知市環境基本条例

〔平成9年4月1日  
条例第18号〕

改正 平成11年4月1日 条例第13号

私たちのまち高知市は、みどりあふれる山並み、きらめく海、市街地には清流が流れるという恵まれた自然環境の中で、先人の築いた歴史的、文化的遺産を継承しつつ、市民の英知と活力により、県都として今日まで発展を続けてきた。

しかし、その発展を支えてきた都市の活動は、一方で大量の資源やエネルギーを消費し、この都市の環境に多大な影響を与え、さらには私たちの生活そのものを脅かす要因をも生み出している。

また、今日の環境問題は、一部の地域の問題にとどまらず、地球規模の広がりを見せ、ますます複雑、多様化してきており、良好な環境の保全と創造は、世界の人々の共通の願いとなっている。

こうした中で、環境を守ることの大切さを学び、より一層これを自覚するとともに、公害の未然防止、自然環境や都市環境の保全、向上等に努めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくりあげていくことが、いま強く求められている。

私たちは、健全で恵み豊かな環境の下に、安心して生活ができ、健康で文化的な暮らしを営む権利を有するとともに、この環境を守り、より質の高いものとして未来の市民に引き継いでいく責務がある。

ここに私たちは、市民の総意として、人と自然が共生できる恵み豊かな環境を保全し、創造するとともに、潤いと安らぎのある安全で魅力的なまちづくりを進めるために、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の安全かつ健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを認識し、より質の高いものとして、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての事業活動及び日常生活における環境への十分な配慮その他の自主的かつ積極的な取組の下、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、地域の特性に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たり、広域的な取組を必要とする場合には、国及び他の地方公共団体その他関係機関と協力して行うように努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、環境の保全上の支障を防止するため、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、地域社会の一員として、地域の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の策定等に係る指針

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本指針に基づき、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が体系的に保全されること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の歴史的、文化的特性を生かした快適環境が保全及び創造されること。

第3章 高知市環境基本計画

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、高知市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映するように努めるとともに、あらかじめ、高知市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

#### 第4章 環境の保全及び創造に関する施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について十分配慮しなければならない。

(高知市環境白書)

第10条 市長は、市民に対し、環境の状況並びに市の環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等を明らかにするため、高知市環境白書を定期的に作成し、公表しなければならない。

(環境影響評価)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、公害を防止するために、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(助成等の措置)

第13条 市は、事業者又は市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に関する適切な措置をとることとなるように誘導するため、必要な経済的助成、技術的助言等の措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備の推進)

第14条 市は、廃棄物及び下水の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設並びに公園、緑地等の人と自然との豊かな触れ合いを確保するための施設の整備を推進するものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用等が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、下水処理水の再利用、雨水の利用その他の水の有効利用及び循環的な利用に資するための事業の促進に努めるものとする。

(森林及び緑地の保全等)

第16条 市は、人と自然が触れ合い、みどりに親しむ恵み豊かな市域の形成を図るため、森林及び緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(田園環境の保全等)

第17条 市は、農業生産と生活環境とが調和した豊かな田園環境を保全及び創造するため、農地の有効利用、農村の生活環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(良好な水環境の保全等)

第18条 市は、市民生活に潤いと安らぎを与え、さまざまな水生生物を育む清流や水辺の環境を保全及び創造するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、良好な水源及び地下水の保全等を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(美しい海及び渚の保全)

第 19 条 市は、市民の憩いの場であり、漁業及び観光産業等において重要な役割を果たしている美しい海及び渚を保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

(都市美の形成)

第 20 条 市は、自然に調和した地域の美観の維持、歴史的遺産の保存と活用、文化的で魅力ある街並みの創造、みどり豊かなまちづくり等を推進し、都市美の形成を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境美化の促進等)

第 21 条 市は、環境美化の促進及び美観の保護等を図るため、ごみの投棄及び散乱の防止並びに自転車等の放置の規制等について、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び学習の振興等)

第 22 条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、環境への負荷の低減に資する活動が促進されるように、環境に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第 23 条 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する自発的な活動が促進されるように、指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 24 条 市は、第 22 条の環境教育及び学習の振興並びに前条の市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査等)

第 25 条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査を行うとともに、そのために必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(環境監視員の設置)

第 26 条 市は、環境の状況を把握するために、環境監視員を置くことができる。

2 環境監視員の設置に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第 5 章 地球環境の保全の推進等

第 27 条 市は、地球環境の保全に資する施策の推進に努めるとともに、国等と連携し、地球環境の保全に関する情報の収集及び提供、人材の育成等により、地球環境の保全に関する地域からの国際協力の推進に努めるものとする。

#### 第 6 章 高知市環境審議会

第 28 条 この条例により、その権限に属する事項を審議するほか、市長の諮問に応じて環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、高知市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について市長に意見を述べるができる。

3 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

4 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

5 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者及び市民

(2) 関係行政機関の職員

(3) その他市長が適当と認める者

- 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 特別委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。
- 8 委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定中高知市公害防止条例(昭和50年条例第28号)第32条の改正規定は、平成9年10月1日から施行する。

(高知市公害防止条例の一部改正)

- 2 高知市公害防止条例の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、高知市環境基本条例(平成9年条例第18号)第2条第2号に規定する公害をいう。

第32条を次のように改める。

第32条 削除

附 則(平成11年4月1日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年5月2日から施行する。ただし、第28条第3項の改正規定は、平成12年3月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。)の施行の際現に高知市環境審議会の委員(以下「委員」という。)である者(この条例による改正前の高知市環境基本条例第28条第5項第3号に該当して委員の委嘱を受けている者及び委員に任命されている市職員を除く。)は、この条例による改正後の高知市環境基本条例第28条第5項の規定に基づき委嘱されたものとみなす。ただし、その任期は、この条例の施行の際における委員としての残任期間に相当する期間とする。

# 高知市ダイオキシン類による健康被害の防止及び生活環境の保全に関する条例

平成 11 年 4 月 1 日  
条 例 第 39 号

改 正 平成 14 年 7 月 5 日 条例第 27 号

改 正 平成 20 年 1 月 1 日 条例第 53 号

## (目的)

第 1 条 この条例は、ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号。以下「法」という。)と相まって、高知市におけるダイオキシン類の発生及び排出の抑制に関する施策を実施することにより、人の健康に係る被害を未然に防止するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ダイオキシン類 ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ パラ ジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをいう。
- (2) 小型焼却炉 ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成 11 年政令第 433 号)別表第 1 第 5 号の規定に該当しない廃棄物焼却炉をいう。

## (市の責務)

第 3 条 市は、ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するため、本市の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たり、必要と認めるときは、国及び他の地方公共団体その他関係機関と協力して行うように努めなければならない。
- 3 市は、ダイオキシン類の発生及び排出の抑制のための施策について、事業者及び市民に対し、積極的な啓発及び指導に努めなければならない。

## (事業者の責務)

第 4 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、ダイオキシン類の発生及び排出のおそれのない製品の製造及び使用に努めるとともに、廃棄物の分別及び再資源化による廃棄物の減量化その他廃棄物を適正に処理することにより、ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、市が実施するダイオキシン類の発生及び排出の抑制に関する施策に協力する責務を有する。

## (市民の責務)

第 5 条 市民は、廃棄物の分別及び再資源化に努め、焼却により処理する廃棄物の減量を図る等により、ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施するダイオキシン類の発生及び排出の抑制に関する施策に協力する責務を有する。

## (ダイオキシン類の濃度の測定等)

第 6 条 市長は、大気、土壌その他ダイオキシン類が残留し、人の健康に被害を及ぼすおそれがあると認められるもの(以下「汚染対象物」という。)について、計画的かつ効果的に、そのダイオキシン類の濃度を調査測定(法第 27 条第 1 項の規定による調査測定を除く。)するものとする。

- 2 市長は、前項による調査測定に際しては、その対象となる汚染対象物、範囲、時期等について、あらかじめ、高知市ダイオキシン類対策審議会(以下この条及び次条において「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の規定により調査測定をしたときは、その結果を審議会に報告するとともに、審議会において特別の理由があると認められた場合を除き、これを公にしなければならない。

(抑制計画の策定)

第7条 市長は、ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するため、ダイオキシン類抑制計画(以下「抑制計画」という。)を定めなければならない。

2 抑制計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するための施策の大綱

(2) ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するための指導基準

(3) その他ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するために必要な事項

3 市長は、抑制計画を定めるに当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、抑制計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、抑制計画の変更について準用する。

(小型焼却炉の構造基準等)

第8条 小型焼却炉は、規則で定める構造基準に適合しなければならない。

2 小型焼却炉を用いた廃棄物の焼却は、規則で定める維持管理基準に適合しなければならない。

(小型焼却炉の設置の届出)

第9条 小型焼却炉を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 小型焼却炉を設置する施設等の名称及び所在地

(3) 小型焼却炉の構造

(4) 小型焼却炉の使用の方法

(経過措置)

第10条 一の焼却炉が小型焼却炉となった際現にその焼却炉を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。)は、当該焼却炉が小型焼却炉となった日から30日以内に、規定で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(小型焼却炉の構造等の変更の届出)

第11条 第9条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第9条第3号又は第4号に掲げる事項の変更をしようとするときは、規定で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(計画変更指導及び勧告)

第12条 市長は、第9条又は前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る小型焼却炉が第8条第1項に規定する構造基準に適合しないと認めるとき、又は小型焼却炉の使用の方法が適当でないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内において、その届出をした者に対し、当該小型焼却炉の構造若しくは使用の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第9条の規定による届出に係る小型焼却炉の設置に関する計画の廃止を指導するものとする。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が当該指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告するものとする。

(実施の制限)

第13条 第9条又は第11条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る小型焼却炉の構造若しくは使用の方法の変更をしてはならない。

2 市長は第9条又は第11条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、

前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第14条 第9条又は第10条の規定による届出をした者は、その届出に係る第9条第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る小型焼却炉の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規定で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第15条 第9条又は第10条の規定による届出をしたものからその届出に係る小型焼却炉を譲り受け、又は借り受けた者は、当該小型焼却炉にかかる当該届出をした者に地位を承継する。

2 第9条又は第10条の規定による届出をした物について相続、合併又は分割(その届出に係る小型焼却炉を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後相続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該焼却炉を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第9条又は第10条の届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(改善指導及び勧告)

第16条 市長は、小型焼却炉が第8条第1項に規定する構造基準に適合しないと認めるとき、小型焼却炉の使用の方法が適当でないと認めるとき、又は小型焼却炉による廃棄物の焼却の方法が同条第2項に規定する維持管理基準に適合しないと認めるときは、当該小型焼却炉を設置している者に対し、期限を定めて当該小型焼却炉の構造、使用の方法若しくは焼却の方法の改善又は使用の一時停止を指導するものとする。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が当該指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告するものとする。

(事故時の措置)

第17条 小型焼却炉を設置している者(以下「設置者」という。)は、小型焼却炉の故障、破損その他の事故が発生したときには、直ちに、当該小型焼却炉の使用の一時停止その他の必要な応急の措置を講ずるとともに、その事故を速やかに復旧するよう努めなければならない。

(小型焼却炉にかかる焼却灰等の処理)

第18条 設置者は、小型焼却炉から排出される焼却灰その他の燃え殻(以下「焼却灰等」という。)が飛散し、及び流出しないよう措置を講じなければならない。

2 設置者は、小型焼却炉から排出される焼却灰等の処分を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他関係法令の諸規定に従い、当該焼却灰等を適正に処理しなければならない。

(立入調査等)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者及び市民(以下「事業者等」という。)に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は事業者等の当該事業等の用に供する土地若しくは建物に立ち入り、廃棄物その他の物件の保管等若しくは焼却炉等廃棄物の処理若しくは処分の用に供する施設の構造若しくは維持管理等に関し調査し、若しくは汚染対象物の検査(以下「立入調査等」という。)をすることができる。

2 市長は、前項の規定による立入調査等をするため必要があるときは、必要な最少量に限り土壌その他の物を無償で収集することができる。

3 市長は、立入調査等をその命じた者又は委任した者に行わせることができる。

4 立入調査等をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、勧告及び公表)

第20条 市長は、第12条及び第16条に定めるものの他、次の各号のいずれかに該当する者に対



して指導を行い、又は違反行為の停止その他必要な措置を取るべきことを勧告するものとする。

- (1) 第9条から第11条まで、第14条または第15条第3項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第13条第1項の規定に違反して小型焼却炉を設置し、又は小型焼却炉の構造若しくは使用の方法を変更した者
- (3) 前条第1項の規定に違反して報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (4) 前条第1項の規定に違反して立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (5) 前条第2項の規定に違反して正当な理由がないのに土壌等の収集を拒み、妨げ、又は忌避した者

2 市長は、第12条第2項、第16条第2項及び前項の規定による勧告を受けた物が当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者に弁解の機会を付与した上で、その者の氏名等を公表することができる。

3 第1項に掲げるもののほか、市長はダイオキシン類の発生及び排出を抑制するため必要があると認めるときは、事業者等に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(ダイオキシン類対策審議会)

第21条 この条例により、その権限に属する事項を審議するほか、市長の諮問に応じてダイオキシン類対策に関する基本的事項について調査審議するため、高知市ダイオキシン類対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、ダイオキシン類対策に関する基本的事項について市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

5 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者及び市民
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が適当と認める者

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 特別委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

8 審議会の会議及び審議会に提出された資料は、公開するものとする。ただし、審議会の会議において非公開と決定したものについては、この限りでない。

9 委員及び特別委員は、前項本文の規定により公開されるべきものを除き、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。ただし、第21条及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例(前項ただし書に定める規定にかかる部分を除く。以下同じ。)の施行後、ダイオキシン類が人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見の充実の程度、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)その他の法令によるダイオキシン類規制の状況その他の事情に著しい変化があり、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

3 市長は、臭素系ダイオキシンにつき、人の健康に対する影響の程度、その発生過程等に関する調査研究の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

( 施行のために必要な準備 )

4 市長は、抑制計画を定めようとするときは、この条例の施行の前においても審議会の意見を聴くことができる。

( 春野町の編入に伴う経過措置 )

5 春野町の編入(以下「編入」という。)の際現に旧春野町の区域において、小型焼却炉(編入の日以後に使用されるものに限る。)を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、第10条に規定する焼却炉を設置している者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「当該焼却炉が小型焼却炉となった日から30日以内」とあるのは、「平成20年3月31日まで」とする。

附 則(平成14年7月5日条例第27号)

( 施行期日 )

1 この条例は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例による改正後の高知市ダイオキシン類による健康被害の防止及び生活環境の保全に関する条例第8条から第16条まで及び第20条第1項(第3号から第5号までの規定を除く。)の規定は、平成14年12月1日において現に設置されている小型焼却炉のうち同日以後に使用されるもの及び同日以後に新たに設置される小型焼却炉について適用する。

附 則(平成20年1月1日条例第53号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 高知市ほたる条例

〔昭和 61 年 4 月 1 日  
条 例 第 7 号〕

改正 平成 4 年 4 月 1 日 条例第 1 2 号  
改正 平成 6 年 10 月 1 日 条例第 4 3 号  
改正 平成 20 年 1 月 1 日 条例第 4 3 号

## （目的）

第 1 条 この条例は、本市の区域内に棲息するほたるの乱獲を防止し、ほたる発生の助長を図ることを目的とする。

## （捕獲の禁止等）

第 2 条 市の区域内においては、何人も、業として、ほたるを捕獲してはならない。

2 何人も、前項の規定に違反して捕獲されたほたるを譲渡し、譲受け、又は販売若しくは保管のため引渡し、若しくはその引渡しを受けてはならない。

## （市民の協力）

第 3 条 市民は、ほたるの乱獲を防止し、その保護に努めるものとする。

## （罰則）

第 4 条 営利の目的をもって第 2 条の規定に違反した者は、10 万円以下の罰金に処する。

## （両罰規定）

第 5 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

## （委任）

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

### （春野町の編入に伴う経過措置）

2 春野町の編入の前日にした春野町ほたる保護条例(平成 2 年春野町条例第 11 号)に違反する行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

### 附 則(平成 4 年 4 月 1 日条例第 12 号)

### （施行期日）

1 この条例は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。

### （経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### 附 則(平成 6 年 10 月 1 日条例第 43 号)

### （施行期日）

1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

### （経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### 附 則(平成 20 年 1 月 1 日条例第 54 号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 鏡川清流保全条例

平成元年10月1日  
条例第37号

改正	平成4年4月1日	条例第12号	平成11年4月1日	条例第15号
	平成6年10月1日	条例第43号	平成13年7月1日	条例第24号

鏡川は、流域の豊かな自然環境を形成するとともに、幾多の文化と歴史をはぐくみ、市民生活に潤いと安らぎを与えてきた。

また、鏡川は市民にとって重要な飲料水源であり、かつ、アユをはじめとする多くの水生生物の生息の場でもあり、いわば生命の源である。

すでにわれわれは、高知市民憲章として鏡川を清潔なまちのシンボルに掲げ、その清流を市民のふれあいや憩いの場として親しんできた。

市民は、都市化の進展や時代の移り変わりによってかげりを生じつつある鏡川の清流と诗情豊かな水辺空間の回復を強く望んでいる。

この市民の心のふるさとである鏡川の清流を保全し、次代に引き継ぐことは、われわれに課せられた重大な責務である。

ここにわれわれは、衆知と総力を結集し、市民あげて鏡川の清流を保全し、良好な水辺環境を確保していくために、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この条例は、鏡川の清流及び水辺環境を保全し、緑豊かな水辺空間を形成するため、河川管理者の清流保全対策並びに鏡川水系河川環境管理基本計画（以下「環境管理基本計画」という。）と相まって、市長、事業者及び市民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、鏡川清流保全に関する必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 鏡川 鏡川本川及び各支川並びにこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。
- (2) 浄化装置 鏡川に排出される排出水の浄化に有効な装置で、規則で定めるものをいう。
- (3) 家庭排水 市民の日常生活により、厨房・浴室等から排出されるすべての排出水をいう。

### (市長の責務)

第3条 市長は、市民が鏡川の良好な水辺空間と自然環境を享受できるよう、鏡川の清流保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

### (事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動によって、鏡川の清流と自然環境を損なわないよう、自己の責任と負担において必要な措置を講ずるための最大限の努力をするとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

### (市民の責務)

第5条 市民は、鏡川の浄化を図るため、自ら積極的に努力するとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

### (啓発活動)

第6条 市長は、鏡川の清流保全のための知識の普及及び意識の高揚に努めなければならない。

## 第2章 鏡川清流保全基本計画

(基本計画)

第7条 市長は、鏡川の清流を保全するため、鏡川清流保全基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。ただし、河川法(昭和39年法律第167号)に規定する河川区域内については、河川管理者の策定する環境管理基本計画によるものとする。

2 前項の基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 清流の保全に関する事項
- (2) 自然環境の保全に関する事項
- (3) 景観の形成に関する事項
- (4) 前3号に定めるもののほか、鏡川の清流保全に関し必要な事項

3 市長は、基本計画の決定又は変更にあたっては、あらかじめ河川管理者と協議するとともに、鏡川清流保全審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画の決定又は変更があつたときは、これを公表しなければならない。

### 第3章 清流及び自然環境の保全並びに景観の形成

#### 第1節 清流の保全

(水質管理区域)

第8条 市長は、鏡川の水質を保全するため、水質管理区域を指定することができる。

2 市長は、前項の区域の指定をしようとするときは、あらかじめ河川管理者及び鏡川清流保全審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は区域を指定したときは、これを告示しなければならない。

4 前2項の規定は、区域の変更又は解除について準用する。

(水質管理基準)

第9条 水質管理区域における鏡川の水質管理基準は、規則で定める。

(工場等の排水基準)

第10条 市長は、水質管理区域内における、別に規則で定める工場・事業場(以下「工場等」という。)について、当該工場等から排出される排水の水質を規制するため排水基準を定めることができる。

2 市長は、前項の規定による排水基準を定めようとするときは、あらかじめ鏡川清流保全審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、排水基準を定めたときは、これを告示しなければならない。

4 前2項の規定は、排水基準の変更又は廃止について準用する。

(工場等の設置の届出及び遵守義務)

第11条 水質管理区域において工場等を設置し、鏡川に排水を排出しようとする者は、次の各号に掲げる事項についてあらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称・代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 業種及び営業内容
- (4) 敷地及び建物並びに施設の状況
- (5) 汚水発生が予想される施設の構造、使用方法及び配置
- (6) 汚水処理の施設及びその方法
- (7) 一般及び産業廃棄物の種類、発生量及び処理方法
- (8) その他規則で定める事項

2 前項の規定により設置した工場等から排水を排出する者及びこの条例の施行の際に、水質管理区域において現に工場等を設置し、鏡川に排水を排出している者は、排水基準を超える排水を鏡川に排出してはならない。

(工場等の変更の届出)

第12条 前条の規定による届出をした者又はこの条例の施行の際に、現に工場等を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）が、設置について届出した事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（家庭排水）

第13条 市民は、水質管理区域において家庭排水を鏡川に排出しようとするときは、浄化装置を設置して排出するように努めなければならない。

（助成措置）

第14条 市長は、浄化装置の設置を促進するため、市民に対し適切な指導及び助成を行うものとする。

## 第2節 自然環境の保全及び景観の形成

（自然環境保全区域及び景観形成区域）

第15条 市長は、鏡川の優れた自然環境を保全するため、自然環境保全区域を指定することができる。

- 2 市長は、鏡川の歴史的・文化的・伝統的な特性を生かした個性ある河川景観を形成するため、景観形成区域を指定することができる。
- 3 市長は、前2項の区域の指定をしようとするときは、河川法に規定する河川区域を除外するとともに、あらかじめ鏡川清流保全審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、自然環境保全区域を指定しようとするときは、規則で定めるところによりその旨を公告し、その案を当該公告の日から14日間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 5 前項の規定による公告があつたときは、当該区域に係る利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。
- 6 市長は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたとき、又は当該自然環境保全区域の指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 7 市長は、自然環境保全区域又は景観形成区域を指定したときは、これを告示しなければならない。
- 8 第3項及び前項の規定は、自然環境保全区域の変更又は解除について、第3項から前項までの規定は、自然環境保全区域の拡張について、それぞれ準用する。
- 9 第3項及び第7項の規定は、景観形成区域の変更又は解除について準用する。

（行為の届出）

第16条 自然環境保全区域において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、増改築し、又は移転すること。
  - (2) 宅地の造成・土地の開かん・土砂の採取その他土地の形質に変更を加えること。
  - (3) 木竹の伐採
  - (4) 動植物の保護に影響を及ぼす行為で規則で定めるもの
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、自然環境保全区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの
- 2 前項に規定する行為は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。
- (1) 汚水・泥水その他の原因により鏡川の水質を汚濁しないよう、排水処理対策が講じられていること。
  - (2) 動植物などの生息環境に重大な影響を及ぼすおそれがないよう、対策が講じられていること。
  - (3) 鏡川的美観風致又は良好な環境を破壊しないよう、対策が講じられていること。
- 3 次の各号に掲げる行為については、第1項の規定は適用しない。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (2) 国又は地方公共団体が行う行為
- (3) 通常の管理行為
- (4) 河川法その他の法令の規定に基づく行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、自然環境保全区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので、規則で定めるもの

(行為の変更の届出)

第17条 前条第1項の規定による届出をした者が、届出をした事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

### 第3節 勧告及び命令等

(実施の制限)

第18条 第11条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から起算して60日を経過した後でなければ同項第4号から第6号までに定める当該届出に係る工事をしてはならない。

2 第16条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から起算して30日を経過した後でなければ当該届出に係る行為に着手してはならない。

3 市長は、前2項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、同項に規定する期間を短縮することができる。

(計画変更勧告)

第19条 市長は、第11条第1項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る工場等から排出される排水が、排出基準に適合しないおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、排水基準に適合するために必要な措置を採るよう計画の変更を勧告することができる。

(改善勧告)

第20条 市長は、第10条第1項に規定する排水基準を超えて排水を排出していると認めるとき又は継続して排水基準を超える排水を排出するおそれがあると認めるときは、当該排水を排出する者に対し、期限を定めて排水等の処理の方法の改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(改善及び停止命令)

第21条 市長は、前2条に規定する勧告を受けた者がその勧告に従わないで排水基準に違反して排水を排出しているときは、期限を定めてその勧告に係る措置を採るべきことを命じ、又は排水の排出の一時停止を命ずることができる。

(変更又は改善の指導)

第22条 市長は、第16条第1項に規定する届出が同条第2項の条件を満たさない場合又は満たさないおそれがあると認めるときは、当該行為の届出をした者に対し、当該計画の変更又は改善の指導をすることができる。

(変更又は中止の勧告)

第23条 市長は、第16条第1項に規定する行為を同条第2項の条件に違反して行つた者に対し、当該行為の変更又は中止若しくは必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

## 第4章 鏡川清流保全推進組織

(鏡川清流保全推進本部の設置)

第24条 本市に、鏡川の清流保全対策を推進するため、鏡川清流保全推進本部を置く。

(鏡川清流保全推進会議の設置)

第25条 市長は、鏡川清流保全に関する意見や情報交換等を行うため、鏡川流域の関係行政機関と協議し、鏡川清流保全推進会議を設置することができる。

## 第5章 鏡川清流保全審議会

### (鏡川清流保全審議会)

第26条 この条例により、その権限に属する事項を審議するほか、市長の諮問に応じ、鏡川の清流保全に関する重要事項を調査審議するため、鏡川清流保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、鏡川の清流保全に関する重要事項について市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 審議会は、専門的事項を調査審議させるため、必要があるときは、特別委員を置くことができる。

5 委員及び特別委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者及び市民

(2) 関係行政機関の職員

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

8 審議会の組織・運営について必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

## 第6章 補則及び罰則

### (立入調査)

第27条 市長は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、本市職員に他人の所有又は占有する土地・工場等に立ち入らせ、その状況を調査させ、又は関係人に対する指示を行わせることができる。

2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 何人も正当な理由がない限り、第1項の規定による立入調査を拒み、又は妨げてはならない。

### (地位の承継)

第28条 第11条第1項の規定による届出をした者から当該工場等を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

2 第11条第1項又は第16条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（当該届出に係る工場等又は行為を承継させるものに限る。）があつた場合は、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該工場等若しくは当該行為を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、第11条第1項又は第16条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

### (罰則)

第29条 第21条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第30条 第11条第1項若しくは第16条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。

第31条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第18条第1項又は第2項の規定に違反した者

(2) 第27条第3項の規定に違反した者

### (両罰規定)

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。



(委任)

第 33 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第 26 条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際に、水質管理区域において、現に工場等を設置し、鏡川に排出水を排出している者は、第 11 条第 1 項の規定による届出をしたものとみなす。

3 第 21 条の規定は、水質管理区域において、この条例の施行の際に、現に工場等を設置している者については、施行日から 5 年間は適用しない。

4 この条例の施行後において、水質管理区域内の工場・事業場が法令等の改正により第 10 条第 1 項に規定する工場等になった場合については、当該工場等となった日から 5 年間は第 21 条の規定を適用しないものとする。

附 則(平成 4 年 4 月 1 日条例第 12 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 6 年 10 月 1 日条例第 43 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 11 年 4 月 1 日条例第 15 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 11 年 5 月 2 日から施行する。ただし、第 26 条第 3 項の改正規定は、平成 11 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。)の施行の際現に鏡川清流保全審議会の委員(以下「委員」という。)である者(この条例による改正前の鏡川清流保全条例第 26 条第 5 項第 2 号に該当して委員の委嘱を受けている者及び同項第 3 号に該当して委員に任命されている市職員を除く。)は、この条例による改正後の鏡川清流保全条例第 26 条第 5 項の規定に基づき委嘱されたものとみなす。ただし、その任期は、この条例の施行の際における委員としての残任期間に相当する期間とする。

附 則(平成 13 年 7 月 1 日条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

# 高知市公害防止条例

昭和 50 年 7 月 25 日  
条 例 第 28 号

改正	平成 4 年 4 月 1 日	条例第 12 号	平成 13 年 7 月 1 日	条例第 24 号
	平成 6 年 10 月 1 日	条例第 43 号	平成 18 年 7 月 1 日	条例第 42 号
	平成 9 年 4 月 1 日	条例第 18 号	平成 20 年 1 月 1 日	条例第 52 号
	平成 11 年 4 月 1 日	条例第 14 号		

経済及び社会の開発は、好ましい生活の維持と進歩に必要な諸条件をつくるものではあるが、そのためにみだりに自然を破壊し、動植物の生態系等に重大な影響を及ぼし、静穏で快適な市民の生活環境を破壊してはならない。

すべての市民は、豊かな環境において健康で安全かつ快適な生活を営む基本的権利を有するとともに、その環境を将来の世代のために保護し、向上すべき責務を負っている。

すべての事業者は、その事業活動によって市民の健康と福祉を阻害してはならず、市民もまた他人が健康で安全かつ快適な生活を営む権利を尊重する義務を負うのであって、その権利を侵す公害の発生原因となるような自然及び生活環境の破壊行為を行ってはならない。

自然と人間の調和を無視して発展してきた現代の産業と都市が大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・悪臭等の公害をもたらし、深刻な環境悪化をひきおこしていることにかんがみ、われわれは、すべての公害を厳しく防止絶滅し、快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保するとともに、将来の世代のためにこれを向上し継承していくため、ここにこの条例を制定する。

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この条例は、市民の健康で安全かつ快適な生活を確保するうえに公害防止が極めて重要であることにかんがみ、市長、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、公害防止に関する基本となる事項を定めることにより、その施策の総合的推進を図り、もって市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において「公害」とは、高知市環境基本条例(平成 9 年条例第 18 号)第 2 条第 2 号に規定する公害をいう。

### (市長の責務)

第 3 条 市長は、あらゆる施策を通じて公害防止に努めるとともに、良好な生活環境を保全し、もって市民の健康で安全かつ快適な生活を確保しなければならない。

### (事業者の責務)

第 4 条 事業者は、事業活動による公害を防止するため、自己の責任と負担において必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、法令又はこの条例に違反しない場合においても、公害を防止するため最大限の努力をしなければならない。

3 事業者は、公害防止に関する技術の開発及び研究を行うよう努めなければならない。

4 事業者は、市長その他の行政機関が実施する公害の防止のための施策に積極的に協力しなければならない。

### (市民の責務)

第 5 条 市民は、健康で安全かつ快適な生活を営む自己の権利が公害により侵害されないようその確保に努めるとともに、自らも公害を発生させることがないように努めなければならない。

2 市民は、市長が実施する公害の防止に関する施策に積極的に協力しなければならない。

## 第2章 公害防止基本計画

### ( 公害防止基本計画 )

第6条 市長は、市民の健康で安全かつ快適な生活を確保するため、公害防止基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 前項の基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 公害防止に関する基本構想
- (2) 公害の現況と公害防止に関する基本的施策
- (3) 前各号のほか、公害防止に関する重要な事項

3 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ高知市公害対策審議会の意見を聞かなければならない。

4 市長は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

### ( 計画の整合 )

第7条 市長は、土地の開発整備に関する計画、土地の利用に関する計画、公共施設の整備に関する計画、産業に関する計画等の策定及びこれらの計画に基づく事業の実施にあたっては、これらが基本計画に整合するよう総合的な検討及び調整を行わなければならない。

## 第3章 公害防止の施策

### 第1節 工場、事業場等に対する規制

#### ( 工場、事業場等の立地における環境保全 )

第8条 事業者は、工場、事業場等の立地に際しては、公害の防止及び生活環境の保全に特に留意するとともに、文化財その他の歴史的遺産を破壊し、又は損傷するおそれのない場所に設置するよう努めなければならない。

#### ( 基準総排出量の設定 )

第9条 市長は、特に公害の防止を図る必要がある地域又は公共用水域(以下「水域」という。)について、その地域又は水域に係るすべての工場、事業場等からその地域又は水域へ排出される広域汚染の原因となる物質(以下「汚染原因物質」という。)のそれぞれの総排出量の許容限度(以下「基準総排出量」という。)を定めることができる。

2 市長は、基準総排出量及びその地域又は水域を定めようとするときは、あらかじめ高知市公害対策審議会の意見を聞かなければならない。

3 市長は、基準総排出量及びその地域又は水域を定めた場合は、これを告示しなければならない。

#### ( 規制措置 )

第10条 市長は、工場、事業場等で、規則で定める業種のもの(以下「工場等」という。)において発生する騒音等の規制基準を規則で定めることができる。

2 工場等を設置している者は、当該工場等に係る規制基準を超えて騒音等を発生し、又は排出してはならない。

3 市長は、第1項の規定による規制基準を定めようとするときは、あらかじめ高知市公害対策審議会の意見を聞かなければならない。当該基準を変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

#### ( 工場等の届出 )

第11条 工場等を設置しようとする者は、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 業種及び営業内容

- (4) 敷地及び建物並びに施設の状況
  - (5) 公害発生が予想される施設の構造，使用の方法及び配置
  - (6) 公害防止の方法
  - (7) 産業廃棄物の種類，発生量及び処理方法
  - (8) その他規則で定める事項
- (工場等の変更の届出)

第 12 条 前条の規定による届出をした者又はこの条例の施行の際現に工場等を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。以下同じ。）が同条第 3 号から第 7 号までに掲げる事項を変更しようとするときは，市長に届け出なければならない。

(氏名等の変更の届出)

第 13 条 第 11 条の届出をした者又はこの条例の施行の際現に工場等を設置している者が同条第 1 号及び第 2 号に掲げる事項を変更したときは，その日から 30 日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(計画変更勧告)

第 14 条 市長は，第 11 条又は第 12 条の規定による届出があつた場合において，その届出に係る工場等から発生する公害が規制基準に適合しないおそれがあると認めるとき，又はその工場等から排出される汚染原因物質が基準総排出量の限度を超えて排出されるおそれがあると認めるときは，その届出を受理した日から 60 日（第 11 条第 3 号及び第 7 号に掲げる事項の変更にあつては 30 日）以内にその届出をした者に対し，その事態を除去するために必要な措置をとるよう計画を変更すべきことを勧告することができる。

(実施の制限)

第 15 条 第 11 条又は第 12 条の規定による届出をした者は，その届出が受理された日から 60 日（第 11 条第 3 号及び第 7 号に掲げる事項の変更にあつては 30 日）を経過した後でなければその届出に係る工事を開始してはならない。

2 市長は，前項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは，前項に規定する期間を短縮することができる。

(改善勧告)

第 16 条 市長は，規制基準を超えて騒音等を発生し，又は排出している工場等について，当該工場等を設置している者に対し，期限を定めて公害防止の方法を改善し，又は公害を発生する施設の構造，使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

(改善命令)

第 17 条 市長は，第 14 条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで工場等を設置し，規制基準に違反しているとき，又は前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは，期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命じ，又は騒音等を発生する作業若しくは排水等の排出の一時停止を命ずることができる。

(措置の届出)

第 18 条 前 2 条に規定する勧告又は命令を受けた者が当該勧告又は命令に係る措置をとつたときは，速やかに市長に届け出て，その検査を受けなければならない。

(事故の措置)

第 19 条 工場等を設置している者は，事故の発生により法令及びこの条例に定められた規制基準を超えて騒音等を発生し，又は排出した場合及び発生又は排出するおそれが生じた場合は，直ちにその事故について応急の措置を講じ，速やかに復旧するよう努めるとともに，その旨を市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告をした者は，当該事故発生の日から 15 日以内に当該事態の再発防止のための措置に関する計画を市長に届け出なければならない。

3 前項の規定により、計画を届け出た者が当該計画に係る措置を完了したときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(事業委託者の協力義務)

第20条 事業者は、資本金の額若しくは出資の総額が自己より小さい法人たる事業者又は常時使用する従業者の数が自己より小さい法人若しくは個人たる事業者に対し、業として次の各号の一に掲げる行為を委託する場合には、当該委託を受けて同号の行為を行う事業者(以下「下請事業者」という。)の工場等から発生する公害の防止を図るため必要な協力をしなければならない。

(1) その者が業として行う販売又は製造(加工を含む。以下同じ。)の目的物たる物品又はその半製品、部品、付属品若しくは原材料の製造

(2) その者が業として行う販売又は製造の目的物たる物品又はその半製品、部品、付属品若しくは原材料の製造のための設備又はこれに類する器具の製造若しくは修理

2 市長は、前項の場合において、下請事業者の工場等から法令及びこの条例に定められた規制基準を超えて公害を発生していると認めるときは、当該委託をした事業者に対し、期限を定めて公害の防止に関し、必要な協力をすべきことを勧告することができる。

(中小企業者等に対する助成)

第21条 市長は、中小企業者等が公害防止のために行う施設の設置又は改善について金融上の助成及び技術的指導その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(工場等の移転、集団化)

第22条 市長は、用途地域を純化し、及び公害を防止するため必要に応じ、工場等と住宅その他の施設とが混在している地域で公害が著しい地域又は著しくなるおそれがある地域内に所在する工場等について、その地域外への移転又は集団化の促進を図ることに努めるものとする。

#### 第2節 特定建設作業に対する規制

(特定建設作業の規制措置)

第23条 市長は、建設作業で規則で定める作業(以下「特定建設作業」という。)において発生する騒音等の規制基準を規則で定めることができる。

2 特定建設作業を行う者は、当該特定建設作業に係る規制基準を超えて騒音等を発生してはならない。

3 第10条第3項の規定は、特定建設作業に係る規制基準について準用する。

(実施の届出)

第24条 特定建設作業を伴う工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により、特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 建設工事に係る施設又は工作物の種類

(3) 特定建設作業の場所及び実施の期間

(4) 騒音防止の方法

(5) その他規則で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の付近の見取図及び特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表を添付しなければならない。

(改善勧告)

第25条 市長は、特定建設作業に伴って発生する騒音等が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに規制基準に適合しないことにより、そ

の特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しくそこなわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて騒音等の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

(改善命令)

第26条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

### 第3節 公害の監視及び公表

(監視測定体制の整備)

第27条 市長は、公害の状況を把握し、公害防止のための措置を適正に実施するため必要な監視測定体制の整備に努めるものとする。

(管理及び監視)

第28条 事業者は、その管理に係る工場等及び特定建設作業の公害の発生源を厳重に管理するとともに、公害の発生原因及び発生状況を常時監視しなければならない。

(公害状況の公表)

第29条 市長は、調査及び監視の結果、明らかになった公害の状況を市民に公表するものとする。

2 市長は、前項の場合において、法令又はこの条例に違反して著しく公害を発生している者があるときは、その者を明らかにしなければならない。

### 第4章 公害防止協定

(公害防止協定の締結)

第30条 市長は、規制措置によるもののほか、公害防止に関する施策を積極的にすすめるため、事業者と公害防止に関する協定(以下「公害防止協定」という。)を締結することができる。

2 事業者は、前項の規定による公害防止協定の締結について、市長から求めがあつた場合は、これに応じなければならない。

3 公害防止協定の当事者は、公害防止協定に定められた事項を遵守しなければならない。

### 第5章 市民参加

(市民運動への配慮)

第31条 市長は、公害の防止に関する知識の普及及び公害防止の意識の高揚に努めるとともに、市民が自主的な運動を通じて公害防止に資することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

第32条 削除

### 第6章 公害対策審議会

(公害対策審議会)

第33条 この条例により、この権限に属する事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ公害に関する重要事項を調査審議するため高知市公害対策審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、公害の防止に関する重要事項について市長に意見を述べることができる。

(組織)

第34条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会は、専門的事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員若干人を置くことができる。

3 委員及び特別委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者及び市民

(2) 関係行政機関の職員

(任期)

第35条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学識経験を有する者及び市民以外の委員が委嘱されたときにおける当該職を失つたときは、委員の職を失う。
- 3 特別委員の任期は、当該専門的事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

(会長)

第36条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを選出する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第37条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係ある特別委員のそれぞれ過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係ある特別委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第38条 審議会に特別の事項を調査審議するため、必要があるときは、専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

(委任)

第39条 第33条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 第7章 補則及び罰則

(立入検査等)

第40条 市長は、この条例の施行のため必要のある場合は、その職員に工場、事業場等、特定建設作業の現場その他の場所に立ち入り、施設その他の物件を検査させ、又は関係人に対する指示を行わせることができる。

- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(報告の徴収)

第41条 市長は、この条例の施行のため必要のある場合は、工場等の設置者又は特定建設作業の施工者に対し、公害の防止に関する状況その他の必要な事項について報告を求めることができる。

(地位の承継)

第42条 第11条若しくは第12条の規定による届出をした者又は第30条第1項の規定による公害防止協定を市長と締結した者から当該工場等を譲り受け、若しくは借り受けた者は、当該届出をした者又は当該防止協定を締結した者の地位を承継する。

- 2 第11条若しくは第12条の規定による届出をした者又は第30条第1項の規定による公害防止協定を市長と締結した者について相続、合併又は分割(当該届出に係る工場等又は公害防止協定に係る事業を承継させるものに限る。)があつた場合は、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該工場等若しくは当該事業を承継した法人は、当該届出をした者又は当該防止協定を締結した者の地位を承継する。

- 3 前2項の規定により第11条若しくは第12条の規定による届出をした者又は第30条第1項の規定による公害防止協定を市長と締結した者の地位を承継した者は、その承継があつた日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(罰則)

第43条 第17条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金を処する。

第44条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第26条の規定による命令に違反した者

第45条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条、第13条、第18条、第19条第2項、第24条第1項若しくは第2項若しくは第42条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第15条第1項の規定に違反した者

(3) 第19条第1項若しくは第3項若しくは第41条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第40条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第46条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第47条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和50年10月1日から施行する。ただし、第33条から第39条までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に工場等を設置している者は、第11条の規定による届出をしたものとみなす。

3 第17条の規定は、現に工場等を設置している者については、当該工場、事業場等が工場等となった日から1年間は、適用しない。

(春野町の編入に伴う経過措置)

4 春野町の編入(以下「編入」という。)の際現に旧春野町の区域において工場等を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)は、第11条の規定による届出をした者とみなす。

5 第17条の規定は、前項の規定により届出をした者とみなされた者については、編入の日から平成20年12月31日までの間、適用しない。

附 則(平成4年4月1日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成6年10月1日条例第43号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成9年4月1日条例第18号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定中高知市公害防止条例(昭和50



年条例第 28 号) 第 32 条の改正規定は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 4 月 1 日条例第 14 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 11 年 5 月 2 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に高知市公害対策審議会の委員(以下「委員」という。)である者(この条例による改正前の高知市公害防止条例第 34 条第 3 項第 2 号に該当して委員の委嘱を受けている者及び同項第 3 号に該当して委員に任命されている市職員を除く。)は、この条例による改正後の高知市公害防止条例第 34 条第 3 項の規定に基づき委嘱されたものとみなす。ただし、その任期は、この条例の施行の際における委員としての残任期間に相当する期間とする。

附 則 (平成 13 年 7 月 1 日条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 18 年 7 月 1 日条例第 42 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 18 年 5 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 20 年 1 月 1 日条例第 52 号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 高知市里山保全条例

〔平成12年4月1日  
条例第14号〕

改正 平成18年4月1日 条例第5号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、本市の里山の保全について、基本理念を定め、市、土地所有者等、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、里山の保全を効果的に推進するために必要な事項を定めることにより、自然と調和した潤いと安らぎのある安全かつ健康で文化的な都市の形成に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 里山 市街地、集落地及び農地周辺の山地斜面に成立している樹林の区域又は樹林と草地、農地、水辺地等が一体となって健全な生態系を構成している区域若しくは構成し得る区域をいう。

(2) 土地所有者等 里山を所有し、管理し、又は占有している者をいう。

### (基本理念)

第3条 里山の保全は、里山が現在及び将来にわたり市民が安全かつ健康で文化的な生活を維持するための重要な資源であることを認識し、次に掲げる指針に従い、この限られた資源を将来の世代に引き継いでいくことを目的として行われなければならない。

(1) 防災機能の確保、都市の生活環境の保全と回復を図ること。

(2) 生物種の維持、自然循環の維持その他自然の多様性に着目した自然環境の保全と回復を図ること。

(3) 地域の文化・歴史の学習・伝承の場として、市民参加を主体とした自然環境の保全と回復を図ること。

### (市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、里山の保全についての施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、里山の状態、土地の所有及び利用の状況についての調査その他必要な措置を講ずるとともに、国及び他の地方公共団体その他関係機関と協力して行うように努めるものとする。

3 市は、第1項の施策の策定及び実施に当たっては、土地所有者等の権利を不当に制限することのないよう配慮するとともに、当該施策を土地所有者等、市民及び事業者に周知するよう努めるものとする。

### (土地所有者等、市民及び事業者の責務)

第5条 土地所有者等、市民及び事業者は、基本理念にのっとり、里山の保全に自ら努めるとともに、市が実施する里山の保全についての施策に協力する責務を有する。

## 第2章 里山の保全

### 第1節 里山保全地区

#### (里山保全地区の指定)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する里山を里山保全地区として指定することができる。

- (1) 防災機能を確保するために保全することが必要な里山
- (2) 潤いと安らぎのある都市環境を形成するために保全することが必要な里山
- (3) 健全な生態系を保持するために保全することが必要な里山
- (4) 人と自然の豊かな触れ合いを確保するために保全することが必要な里山
- (5) 歴史及び文化を伝承するために保全することが必要な里山

2 市長は、里山保全地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前項の規定による公告があったときは、市民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について市長に意見書を提出することができる。

4 市長は、里山保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、高知市里山保全審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、市長は、前項の規定により提出された意見書があるときは、その要旨を提出するものとする。

(里山保全地区の指定の告示等)

第7条 市長は、里山保全地区の指定をしたときは、これを告示するとともに、当該指定に係る図書を公衆の縦覧に供しなければならない。

2 里山保全地区の指定は、前項の規定による告示があった日から、その効力を生ずる。

(里山保全地区の指定の変更等)

第8条 前2条の規定は、里山保全地区の指定の変更及び解除について準用する。

(里山保全地区内の行為の届出等)

第9条 里山保全地区内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日(当該行為をするに当たって都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法律の規定による手続を必要とする場合は当該手続をする日)の30日前までに、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

- (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採又は移植
- (4) 水面の埋立て
- (5) 前各号に掲げるもののほか、里山の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの

2 前項の規定は、非常災害のため必要な応急措置として行う行為その他規則で定める行為には、適用しない。

3 第1項の届出をした者(次条において「届出者」という。)は、当該届出が受理された日から起算して30日を経過した後でなければ当該届出に係る行為に着手してはならない。

4 市長は、第1項の届出に係る行為の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(指導及び勧告)

第10条 市長は、里山保全地区内における前条第1項各号に掲げる行為が規則で定める基準に適合しないものであると認めるときは、届出者等(届出者及び前条第1項の規定により届出をすべき者をいう。以下この条において同じ。)に対し、原状回復、行為の変更又は中止その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

2 前項の規定により指導が行われている間は、届出者等は、当該指導の対象となっている行為をしてはならない。

3 市長は、届出者等が第1項の規定による指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告することができる。

(違反事実等の公表)

第11条 市長は、第9条第1項の届出をせず、又は虚偽の届出により同項各号に掲げる行為をした者がいるときは、その者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

2 市長は、前条第3項の規定による勧告に従わない者がある場合で、その者の行為が同条第1項の規則で定める基準に著しく適合しないものであって、権利の濫用に当たると認めるときは、その者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

(立入調査)

第12条 市長又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、里山保全地区の指定又は保全のために必要と認めるときは、他人の土地に立ち入り、又はその状況を調査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、立入りの際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 第1項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

5 土地所有者等は、正当な事由がない限り、第1項の規定による立入り又は調査を拒み、又は妨げてはならない。

6 第1項の規定による立入り及び調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第2節 里山保全協定

(里山保全協定の締結)

第13条 市長は、里山保全地区内の土地所有者等との間において、里山の保全に関する協定(以下「里山保全協定」という。)を締結することができる。

2 里山保全協定には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 里山保全協定の目的となる土地の区域(以下「協定区域」という。)
- (2) 協定区域における行為の制限その他協定区域の保全に関する事項
- (3) 里山保全協定の有効期間
- (4) 里山保全協定に違反した場合の措置
- (5) その他必要と認める事項

3 市長は、里山保全協定を締結しようとするときは、あらかじめ、高知市里山保全審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

4 市長は、里山保全協定を締結したときは、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

(土地所有者等の義務)

第14条 協定区域内の土地所有者等は、当該里山保全協定を遵守するとともに、当該協定区域内の自然環境の保全と回復に努めなければならない。

2 協定区域内の土地所有者等は、当該協定区域内の樹木等が滅失し、又は地形等に著しい変動が生じたときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(助成等の措置)

第15条 市長は、協定区域内の土地所有者等に対し、里山の保全に関し必要な助言、指導及び助成等の措置をすることができる。

第3節 市民の里山

(市民の里山の設置)

第 16 条 市長は、里山保全地区のうち、市民が積極的に自然に触れ合う場として開放することが望ましいと認める区域について、土地所有者等との契約によりその権原を取得して、これを市民の里山として設置し、市民に開放することができる。

2 前項に規定するもののほか、市長は、里山保全地区内の市有地を市民の里山の区域とすることができる。

3 市長は、市民の里山を設置しようとするときは、あらかじめ高知市里山保全審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、市民の里山を設置するときは、その旨を告示しなければならない。

(市民の里山の指定の変更等)

第 17 条 前条第 3 項及び第 4 項の規定は、市民の里山の区域の変更又は廃止について準用する。

(市民の里山の管理)

第 18 条 市民の里山の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

第 4 節 標識の設置及び土地の買入れ

(標識の設置)

第 19 条 市長は、里山保全地区の指定又は里山保全協定の締結をしたときは、当該里山保全地区若しくは里山保全協定に係る協定区域又はこれらに近接する場所に、その旨を示す標識を設置するものとする。

(土地の買入れ)

第 20 条 市長は、里山保全地区の環境保全、市民の里山の設置その他里山の保全を効果的に推進するために特に必要があると認める土地があるときは、当該土地の買入れに努めるものとする。

2 市長は、前項により土地を買い入れようとするときは、あらかじめ高知市里山保全審議会の意見を聴かなければならない。

第 3 章 高知市里山保全審議会

(審議会の設置)

第 21 条 この条例により、その権限に属する事項を審議するほか、市長の諮問に応じて里山の保全に関する事項を調査審議するため、高知市里山保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第 4 章 雑則

(委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 罰則

第 23 条 第 9 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10 万円以下の罰金に処する。

第 24 条 第 12 条第 5 項の規定に違反して同条第 1 項の規定による立入り又は調査を拒み、又は妨げた者は、5 万円以下の罰金に処する。

第 25 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附 則

この条例は、別に規則で定める日から施行する。

附 則(平成 18 年 4 月 1 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

平成 6 年 1 月 1 日  
条 例 第 1 号

改正	平成 7 年 10 月 1 日	条例第 45 号	平成 12 年 12 月 26 日	条例第 64 号
	平成 8 年 4 月 1 日	条例第 21 号	平成 13 年 4 月 1 日	条例第 12 号
	平成 9 年 4 月 1 日	条例第 11 号	平成 16 年 1 月 1 日	条例第 11 号
	平成 10 年 4 月 1 日	条例第 22 号	平成 17 年 4 月 1 日	条例第 83 号
	平成 11 年 4 月 1 日	条例第 12 号	平成 18 年 10 月 1 日	条例第 56 号
	平成 12 年 4 月 1 日	条例第 2 号	平成 19 年 10 月 1 日	条例第 45 号

高知市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 47 年条例第 28 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、廃棄物の排出の抑制、分別及び再生利用の促進等による減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全、環境美化の促進並びに公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、次項に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）再生利用 活用しなければ不要となる物若しくは廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- （2）多量排出事業者 事業活動に伴って生じる一般廃棄物を多量に排出する土地又は建物の占有者若しくは占有者がいない場合はその管理者をいう。
- （3）適正処理困難物 法第 6 条の 3 第 1 項の規定により、一般廃棄物のうちその適正な処理が困難であると環境大臣が指定したものをいう。
- （4）施行令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）をいう。

（市の責務）

第 3 条 市は、あらゆる施策を通じて一般廃棄物の減量推進及び適正な処理を図らなければならない。

2 市は、一般廃棄物の減量推進及び適正な処理並びに再生品の使用等による再生利用に関し、事業者及び市民の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

3 市は、一般廃棄物の減量推進及び適正な処理に関する技術の開発、情報の収集及び調査研究に努めなければならない。

4 市は、廃棄物を分別し、資源の回収等を行う市民の自主的な活動を支援するものとする。

5 市は、廃棄物を排出する事業所相互間の再生利用の活動に関し、情報提供等の支援を行うものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際し、廃棄物の減量及び適正な処理等のため、次に掲げる事項について、その推進に努めなければならない。

(1) 長期間使用することが可能な製品の開発、製品の修理及び回収の体制の確保を図ること。

(2) 製品の包装、容器等の適正化を図り、再び使用することが可能な包装、容器等の普及や、使用後の回収策を講ずること。

(3) 再生品の使用に努めるとともに、製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、その適正な処理が困難となることのないようにすること。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分するよう努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び適正処理等のため、次に掲げる事項について、その促進に努めるものとする。

(1) 廃棄物を分別して排出し、資源の回収等を行う団体及び事業者の活動に参加、協力すること。

(2) 商品の内容、包装及び容器等について、再生品その他廃棄物の減量に配慮した製品の使用等により廃棄物の再生利用を図ること。

3 市民は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には管理者とする。以下同じ。)は、当該土地又は建物及びそれに面する歩道などの清掃を行いその清潔の保持に努めるとともに、境界に塀、その他の囲いを設ける等みだりに廃棄物を捨てられないよう当該土地又は建物の適正な管理に努めなければならない。

2 遺棄された犬、ねこ等の死体を発見した者は、速やかに市長に届け出なければならない。

3 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚し、又はこれらの場所においてみだりに紙くず、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、空き缶等(飲料を収納し、又は収納していた缶その他の容器をいう。以下同じ。)その他の廃棄物を捨ててはならない。

4 土木、建築等工事の施行者は、不法投棄の誘発、都市美観の汚損を招かないよう工事に伴う土砂、がれき、廃材等の整理に努めなければならない。

5 第3項に規定する公共の場所で物品を販売し、又はビラ、チラシその他物品を配布した者は、当該行為に伴いその付近に散乱した物品等を速やかに収集し、それらの場所を清掃するよう努めなければならない。

(空き缶等回収容器の設置及び管理)

第6条の2 缶その他の容器に収納した飲料を自動販売機により販売する事業を行う者（以下「自動販売業者」という。）は、当該自動販売機の設置されている場所又はその周辺に空き缶等を回収するための回収容器（以下「回収容器」という。）を設置するとともに、当該回収容器を適正に管理しなければならない。

2 市長は、自動販売業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該自動販売業者に対し、適切な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

（環境美化重点地域）

第6条の3 市長は、特に環境美化の促進及び美観の保護を図る必要があると認められる地域を環境美化重点地域（以下「重点地域」という。）として指定することができる。

2 市長は、重点地域を指定し、又は指定した重点地域を変更し、若しくは廃止するとき、規則で定めるところによりその3か月前までに告示しなければならない。

（罰則）

第6条の4 重点地域内において、第6条第3項の規定に違反してたばこの吸い殻、チューインガムのかみかす又は空き缶等を捨てた者は、50,000円以下の罰金に処する。

（一般廃棄物の処理計画）

第7条 市長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3に規定する実施計画（以下「一般廃棄物処理実施計画」という。）を毎年度当初告示するものとする。

（一般廃棄物の排出方法）

第7条の2 市民は、市が収集する一般廃棄物については、一般廃棄物処理実施計画に定めるところにより分別し、指定の収集日時に所定のごみ集積所に排出しなければならない。

（市長の指示）

第8条 市長は、多量排出事業者で規則で定めるものに対し、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画の作成を指示することができる。

2 市長は、多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者で別表1に定めるものに対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法その他必要な事項を指示することができる。

（適正処理困難物の処理等）

第9条 市長は、法第6条の3第2項の規定に基づき、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その適正処理について必要な協力を求めるものとする。

（占有者の義務）

第10条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、容易に処分することができるものについては、生活環境の保全上支障のない方法によりなるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理実施計画に従い、適正に処理しなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、次に掲げる一般廃棄物を排出しようとするときは、あらかじめ市長に届け出る等により、その指示に従わなければならない。

- (1) 有害性のある物
- (2) 爆発性のある物
- (3) 著しく悪臭を発する物



(4) 特別管理一般廃棄物

(5) 前各号に掲げるもののほか、市が行う処理に支障を及ぼすおそれのあるもの

(一般廃棄物処理手数料)

第11条 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料は、別表2に定めるとおりとする。

(市が処分する産業廃棄物の種類及び処分手数料)

第12条 市が処分する産業廃棄物は、別表3に規定するもので、一般廃棄物とあわせて処分することができ、かつ、一般廃棄物の処分に支障のない範囲の量のものうち、市長が認めるものとし、その処分手数料は、同表に定めるとおりとする。

(手数料の減免等)

第13条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第11条の手数料を減免することができる。

2 前2条及び前項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処理業等の許可)

第14条 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 法第7条の規定による一般廃棄物処理業及び浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可等に関し必要な事項は、規則で定める。

第15条 削除

(審議会)

第16条 一般廃棄物の減量推進及び適正な処理等の円滑な事業運営を図るため、高知市廃棄物処理運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(推進員)

第17条 市長は、一般廃棄物の減量推進及び適正な処理について熱意と識見を有する市民のうちから、廃棄物減量等推進員(以下「推進員」という。)を置くことができる。

2 推進員は、地域において、一般廃棄物の減量及び適正な処理をするための市の施策への協力その他の活動を推進するものとする。

(許可の取消し等)

第18条 この条例又はこの条例に基づく規則で定めた許可に関する事項並びに許可条件に違反した場合には、市長はその許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(委任)

第19条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の高知市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の相当規定によってなされたものとみなす。

(春野町の編入に伴う経過措置)

- 3 春野町の編入(以下「編入」という。)の日から平成25年3月31日までの間、旧春野町の区域において市が行う一般廃棄物の収集及び運搬に係る手数料(次項の手数料を除く。)の徴収については、この条例の規定にかかわらず、春野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成8年春野町条例第14号。以下「春野町条例」という。)の例による。
- 4 前項に規定する期間、旧春野町の区域において市が行う犬、ねこ等の死体の収集及び運搬に関する手数料は1体につき1,000円とする。
- 5 前2項の手数料の減免については、第13条第1項の規定を準用する。
- 6 編入の日前に春野町条例の規定に基づきされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づきされたものとみなす。
- 7 編入の際現に春野町条例第25条の規定により許可を受け旧春野町の区域内において一般廃棄物処理業及び処分業を行っている者は、平成20年3月31日までの間、引き続き当該区域内において当該許可に係る一般廃棄物処理業及び処分業を行うことができる。

附 則(平成7年10月1日条例第45号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表2の(1)イの項及び(2)の改正規定並びに別表3の改正規定は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表2の(1)(イの項を除く。)の規定は、平成8年1月1日以後の処理に係る手数料から適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例別表2の(1)イの項及び・並びに別表3の規定は、平成8年4月1日以後の処理又は処分に係る手数料から適用し、同日前の処理又は処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成8年4月1日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例の一部改正)

- 2 高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例(昭和49年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第47条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則(平成9年4月1日条例第11号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

( 廃棄物処理手数料等の経過措置 )

- 3 第 21 条の規定による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表 2 及び別表 3 の規定については、施行日以後に処理又は処分されたものに係る手数料から適用し、施行日前に処理又は処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 ( 平成 10 年 4 月 1 日条例第 22 号 )

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 ( 平成 11 年 4 月 1 日条例第 12 号 )

この条例は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 ( 平成 12 年 4 月 1 日条例第 2 号 ) 抄

( 施行期日等 )

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

( 高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正に伴う経過措置 )

- 3 この条例の施行の日前において第 6 条の規定による改正前の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 15 条の規定により納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。

( 罰則に関する経過措置 )

- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 ( 平成 12 年 12 月 26 日条例第 64 号 )

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則 ( 平成 13 年 4 月 1 日条例第 12 号 )

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成 13 年 5 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、平成 13 年 5 月 1 日以後に処分されたものに係る手数料から適用し、同日前に処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 ( 平成 16 年 1 月 1 日条例第 11 号 )

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、平成 16 年 7 月 1 日以後に処理又は処分されたものに係る手数料から適用し、同日前に処理又は処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 ( 平成 17 年 4 月 1 日条例第 83 号 )

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に処分されるものに係る手数料から適用し、同日前に処分されたものに

係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年 10 月 1 日条例第 56 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に処分されるものに係る手数料から適用し、同日前に処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 10 月 1 日条例第 45 号）

この条例は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

別表 1

## 市長が指示することのできる多量の一般廃棄物

区 分	排 出 量
( 1 ) ごみ	常時多量排出量 1日平均 10 キログラム以上
	一時多量排出量 30 キログラム以上
( 2 ) その他一般廃棄物	市長が必要と認める量以上

別表 2

## 一 般 廃 棄 物 処 理 手 数 料

## (1) 市が収集，運搬及び処分する場合

種 別	取 扱 区 分		単 位	処理手数料	
ア し 尿	定 額 制	回数割	普通便槽	1世帯当たり収集1回につき	400円
			改良便槽		800円
		人 頭 割	世帯人員1人につき1箇月	400円	
	従 量 制	回 数 割	収集1回につき	400円	
		従 量 制	18リットルにつき	230円	
イ 犬，ねこ等の死体			1体につき	1,000円	
備考					
<p>1 定額制は，規則で定める一般世帯で，規則で定める定期収集（以下「定期収集」という。）のうち月1回の収集を行うものに適用し，世帯人員には同居者を含む。</p> <p>2 改良便槽とは，強化プラスチック製無臭トイレ等で構造上水を使用するものをいう。</p> <p>3 し尿処理手数料は，回数割の額に人头割又は従量割の額を加算した額とする。</p> <p>4 人头割の基礎となる世帯人員には，1歳未満の乳児は含まない。</p> <p>5 従量制は，定額制を適用しないすべての場合を対象とする。</p> <p>6 定額制の規定にかかわらず，規則で定める場合については，従量制を適用する。</p> <p>7 し尿に係る収集は，定期収集を原則とし，定期収集以外の収集については，収集1回につき，特別収集手数料600円を加算する。</p> <p>8 下水道法（昭和33年法律第79号）第11条の3第1項の規定による水洗便所に改造しなければならない期間を経過した区域におけるし尿に係る収集は，規則で定めるところにより，収集1回につき，特別収集手数料300円を加算する。ただし，前項の特別収集手数料が加算される場合は，これを加算しない。</p>					

( 2 ) 市が処分のみをする場合

種 別	単 位	処分手数料
ア 多量の一般廃棄物(し尿を除く。)	10 キログラムまでごとに	120 円
イ プラスチック製容器包装・ペットボトル	10 キログラムまでごとに	280 円
ウ 水銀含有廃棄物	5 キログラムまでごとに	690 円
エ 犬,ねこ等の死体	1 体につき	400 円
備考 一般家庭の廃棄物で,アの項にあつては,30 キログラム未満,イの項にあつては10 キログラム未満,ウの項にあつては5 キログラム未満のものについては,それぞれの項の規定にかかわらず,処分手数料を徴収しない。		

別表 3

産 業 廃 棄 物 処 分 手 数 料

種 別	単 位	処分手数料
ペットボトル	10 キログラムまでごとに	280 円

# 環境年表

年	国	高知県	高 知 市	
			条例・計画等	その他
昭和 25				・西日本パルプ(後の高知パルプ)操業開始。廃液を江ノ口川に放流。 ・住民と西日本パルプ間で協議書締結 ・災害管理委員会設置
29	・清掃法		・清掃条例	
31	・工業用水法			
33	・水質保全法 ・工場排水規制法			
35				・江ノ口川の汚染が顕著となる
37	・ばい煙の排出規制等に関する法律			・大谷清掃工場竣工
39				・週2回のステーション収集方法を実施 ・浦戸湾を守る会結成
42	・公害対策基本法			・総務部庶務課 公害担当職員配置 ・宇賀清掃工場竣工
43	・大気汚染防止法 ・騒音規制法	・厚生労働部環境衛生課に公害対策班を新設 ・県公害対策協議会設置		・ばい煙測定開始 ・機構改革 安全対策室に安全対策課公害係を設置
44			・騒音規制法の政令委任を受ける	・下知下水処理場完成 ・高知市市民憲章制定
45	・公害対策本部設置 ・公害対策基本法改正(調和条項の削除) ・大気汚染防止法改正(上乘せ規制等) ・騒音規制法改正 ・水質汚濁防止法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律	・県公害防止条例 ・厚生労働部公害課新設 ・高知県公害対策本部設置		・公害防止設備資金融資制度発足
46	・環境庁 設置 ・悪臭防止法	・公害防止員設置 ・環境保全局新設(公害課) ・衛生研究所に公害部設置		・機構改革 安全対策部に公害対策課を設置。公害係配置 ・公害バトカーによる公害監視開始 ・市公害対策本部設置 ・県市町村公害行政担当職員連絡会議発足 ・浦戸湾を守る会、高知パルプの排水管に生コン投入
47	・自然環境保全法		・都市計画法の用途地域変更に伴う騒音規制区域の拡大(高須地区) ・公共用水域に対する環境基準類型指定 ・騒音規制区域の拡大(大津、介良地区)	・機構改革 公害対策課に公害検査室を設置 ・菖蒲谷清掃工場竣工 ・潮江地区ばい塵問題 港六社と住民間で公害防止協定締結 ・高知パルプ操業停止
48	・海洋汚染防止法	・高知県公害防止センター新設 ・環境保全指導員設置	・悪臭防止法の政令指定を受ける ・土地保全条例	・機構改革 環境管理部公害対策課となり、企画係、指導係を設置 ・公害測定車を配置 ・四国公害行政連絡協議会発足
49			・水質汚濁防止法の政令指定を受ける ・みどりの環境の保全と創出に関する条例	・東孕し尿中継場竣工

年	国	高知県	高 知 市	
			条例・計画等	その他
50		・生活環境部新設(公害課)	・公害防止条例	・公害監視員制度発足 ・市公害防止基本計画策定 ・公害対策審議会発足 ・機構改革 福祉生活部公害対策課となり、公害係1係となる
51	・振動規制法	・公害課を公害対策室に改める		・登録制による資源・不燃ごみ収集開始
53		・保健環境部設置(公害対策室)		
55				・宇賀清掃工場竣工
56		・公害対策室を公害対策課に改める	・都市計画法の用途地域変更に伴う騒音規制区域の一部変更	・市公害対策審議会廃止
58			・振動規制法の政令委任を受ける	
59				・し尿陸上処理施設 東部環境センター正式稼働
60	・浄化槽法			・機構改革 保健環境部公害対策課となる ・江ノ口川上流塚ノ原地区で生活排水対策運動実施 ・三里最終処分場竣工
61			・ぼたる条例	
62				・機構改革 市民環境部環境課となり、公害係、自然保護係の2係となる。 ・鏡川清流保全条例検討委員会発足(63.3答申)
平成 元		・清流保全条例公布	・鏡川清流保全条例公布	・鏡川清流保全審議会発足 ・合併処理浄化槽設置補助制度開始 ・プラスチックごみ収集開始 ・浦戸湾七河川一斉清掃始まる
2	・再生資源の利用の促進に関する法律	・清流保全条例施行	・鏡川清流保全条例施行	
3		・高知県レッドデータブック刊行	・鏡川清流保全基本計画策定	
4			・水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定される	・鏡川清流保全基金設置 ・高知クリーン推進会発足
5	・環境基本法(公害対策基本法は廃止)			
6	・環境基本計画策定	・新荘川清流保全計画策定	・廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 ・生活排水対策推進計画策定	・エコサイクル高知設立
7	・容器包装リサイクル法		・一般廃棄物処理基本計画策定	
8		・高知県環境基本条例	・都市美条例	・冬季鏡川一斉清掃始まる ・し尿処理手数料改定
9	・環境影響評価法		・環境基本条例	
10	・地球温暖化の推進に関する法律			・中核市へ移行 ・機構改革 環境下水道部環境対策課 環境保全係、減量リサイクル係、産業廃棄物係の3係となる ・'98 豪雨でメッキ工場水没。青酸ナトリウム流失



年	国	高知県	高 知 市	
			条例・計画等	その他
11	・ダイオキシン類対策特別措置法	・植物版レッドリスト発表 ・仁淀川清流保全計画策定	・ダイオキシン類による健康被害の防止と生活環境の保全に関する条例	・三里最終処分場拡張工事終了
12	・循環型社会形成推進基本法 ・容器包装リサイクル法完全施行	・県が動物版レッドリスト発表 ・安芸川・伊尾木川清流保全計画	・環境基本計画策定 ・里山保全条例	・機構改革 環境部設置 ・ペットボトルの拠点回収開始 ・「エコタウン高知市・事業計画」が国の認証を受ける
13	・環境省発足 ・家電リサイクル法本格施行	・高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例	・環境保全率先実行計画策定	・プラスチック製容器包装分別収集開始
14	・土壌汚染対策法			・高知市清掃工場竣工 ・ヨネッツこうち開館 ・ISO14001認証取得
15	・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律		・第2次一般廃棄物処理基本計画策定	
16				・ごみ処理手数料改定
17				・鏡村, 土佐山村と合併
18		・清流四万十川総合プラン21策定	・第2次生活排水対策推進計画策定 ・第2次環境保全率先実行計画策定	・機構改革 ごみ減量推進課を設置
19			・新鏡川清流保全基本計画策定	・環境保全課に生活排水係を設置 ・エコパーク宇賀完成 ・ごみ処理手数料改定
20		・物部川清流保全計画策定		・春野町と合併 ・機構改革 春野環境センターを設置

---

## 平成 20 年度版 高知市環境白書

平成 21 年 2 月発行

編集発行

高知市環境部環境政策課

〒780-8571 高知市本町 5 丁目 1 番 45 号

TEL 088-823-9209

---